

令和7年度

豊田市包括外部監査結果報告書

(教育に係る財務事務の執行について)

令和8年2月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 中條 尚治郎

目 次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	補助者	5
9	利害関係	5
10	本報告書の記載内容に関する留意事項	5
第2	監査対象の概要	6
1	豊田市の教育の概要	6
2	現教育行政計画の概要	20
3	市立学校の状況	23
4	監査対象の決定	26
第3	監査の指摘及び意見（総論）	29
1	現教育行政計画の自己評価	29
2	学校規模の適正化	40
第4	監査の指摘及び意見（各論）	47
1	教育政策課	48
2	図書館管理課	49
3	学校教育課	64
4	学校づくり推進課	109
5	保健給食課	119
6	市民活躍支援課（現・地域交流課）	127
7	次世代育成課（現・こども・若者政策課）	133
8	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）	139
9	小・中学校	153

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

教育に係る財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

学校教育については、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備、教職員の働き方改革、少子化による児童数の減少など取り巻く環境が大きく変化している。

豊田市（以下「市」という。）では、まちづくりの方向性を明らかにする第8次豊田市総合計画（平成29年度から令和6年度まで）を策定している。第8次豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画として「第4次豊田市教育行政計画」（令和4年度から令和7年度まで。以下「現教育行政計画」という。）が策定されており、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、その実現に向けた教育活動を精力的に実施している。

そうした中、小中学校におけるICTを活用した学習への取組について一層の促進が求められている。また、山村地域の多い市の特性から、児童数が100人以下の小規模小学校が増加しており、いかに学びの場を活性化させていくかについての対応も必要となるところである。

財政面においては、市の令和6年度一般会計予算の当初予算1,954億円に対して、教育費の歳出が317億円であり全体の歳出額に占める割合が16%と予算に占める割合も高いものとなっており、教育に係る市の取組は、当然に市民の関心が高く、市議会での注目度も高い分野であるといえる。

以上のことから、「教育に係る財務事務の執行」について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象部署

豊田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）その他関連する部署

5 外部監査の対象期間

令和6年度（必要に応じて他の年度も対象とする。）

6 外部監査の実施期間

令和7年6月27日から令和8年2月6日まで

7 外部監査の方法

(1) 監査の基本的な方針

地方公共団体の外部監査は、一部の地方公共団体でカラ出張や食糧費問題等の不適切な予算執行があったことを受けて、独立した立場の外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを趣旨とする制度である。したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、少子高齢化や変化の激しい現代社会において、社会の変化に柔軟に対応する教育の推進が近年強く求められていることにも鑑み、実施事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も重要事項と捉え、監査を実施した。

(2) 監査要点

教育に係る財務事務の執行について、次の監査要点により監査を実施した。

ア 合規性

- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 県や国への報告事務に誤りはないか。
- ・ 契約は豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は豊田市物品管理規則（平成4年規則第31号）及び豊田市公有財産管理規則（昭和48年規則第4号）に沿って、適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付に係る事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業又は経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける者は補助対象として適切か。また、特定の個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対するモニタリングは適切か。

- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・その他、事業に係る事務の執行は関連法令等に準拠しているか。

イ 経済性、効率性

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・経済的かつ効率的な内部統制が構築・運用されているか。
- ・本来負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・契約事務において複数の見積を徴収するなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・他の団体（県、他市町村、民間の教育関連団体等）が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

ウ 有効性

- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確となっているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・事業の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・事業の有効性を高める内部統制が構築・運用されているか。
- ・事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・財源に国又は県の支出金等がある事業（又はあった事業）についても、有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(3) 監査手続

(2) 監査要点を検証するために実施した監査手続は、次のとおりである。

ア 監査対象事業の概要把握

- ・基本的な情報として、関連する教育関連の法令、規則等の概要を入手、理解した。
- ・関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ・教育委員会が策定した現教育行政計画等を閲覧し、市の教育に係る方針・課題・重点事業等を把握した。
- ・監査対象事業について「2023年度第4次豊田市教育行政計画点検・評価報告書」(以下「2023年度点検・評価報告書」という。)等を閲覧した。また、事業の所管課から意見聴取を行い、2023年度(令和5年度)時点の事業課題及び今後の取組方針、令和6年度の主な取組等の概要を把握した。

イ 関連資料の閲覧と所管課に対する質問

- ・支出・収入に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性を検証した。
- ・法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ・支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ・事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧並びに担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ・担当者への質問及び2023年度点検・評価報告書等の閲覧により、事業の成果指標の設定、達成状況及び改善施策を検証した。
- ・事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬(ごびゅう)が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
- ・委託業務の契約相手先、指定管理者の会計記録、業務実施報告書等を適時閲覧し、委託契約書、協定書等との整合性を確認した。

ウ 現地視察

監査対象によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況、財産備品管理等の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

8 補助者

公認会計士	金丸	久高
公認会計士	岩戸	誠司
公認会計士	相宮	秀紀
公認会計士	村瀬	俊宏
公認会計士	小野	亮介
弁護士	乾	美恵子

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10 本報告書の記載内容に関する留意事項

(1) 端数処理

- ・金額は原則切捨て
- ・比率は小数点一桁未満四捨五入

(2) 法人の呼称

法人の呼称は、次の記載とする。

- ・株式会社→(株)
- ・有限会社→(有)
- ・公益財団法人、公益社団法人→(公財)、(公社)
- ・一般財団法人、一般社団法人→(一財)、(一社)
- ・社会福祉法人→(社福)
- ・特定非営利活動法人→(特非)
- ・独立行政法人→(独)

(3) 監査の「指摘」と「意見」の区分

ア 指摘

- ・法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等ほかに影響しないもの）は除く。
- ・法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの

イ 意見

- ・指摘には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善や検討を要望するもの

第2 監査対象の概要

1 豊田市の教育の概要

(1) 教育行財政

ア 教育長・教育委員

令和6年10月1日現在における教育委員会の構成員は、**図表 2-1-1**のとおりである。

図表 2-1-1

職名	氏名	任期
教育長	山本 浩司	平成30年4月1日就任、令和9年3月31日まで
教育長職務 代理者	佐伯 英恵	平成29年10月1日就任、令和7年9月30日まで
委員	天野 勝美	平成28年10月1日就任、令和10年9月30日まで
委員	榊原 昌子	令和元年10月3日就任、令和9年10月2日まで
委員	吉田 貴子	令和4年10月1日就任、令和8年9月30日まで
委員	原 紳也	令和6年10月1日就任、令和10年9月30日まで

出典：令和6年度 豊田市の教育

教育委員会は、「学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」ために設置された行政委員会である（地方自治法第180条の8）。

教育委員会は、通常、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員をもって構成されるが、市では、教育を取り巻く諸課題に幅広い意見を反映させるため、教育長及び5人の委員で構成している。

また、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。

イ 豊田市教育大綱

第3期豊田市教育大綱は、基本理念、めざす人物像及びめざすべき教育の姿を図表2-1-2のとおり掲げている。

図表 2-1-2

<p>■基本理念</p> <p><u>多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現</u></p> <p>本市は、世代、性別、職業、経験、文化、言語等が異なる多様な市民が、人と人、人と地域のつながりを深め、生かし合う中で、多様な価値や可能性を創り出し、暮らしを楽しむことができるまちづくりをめざします。</p> <p>こうしたまちづくりの主役となる市民が、夢や希望を持ち、豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、家庭・学校・地域等において、生涯にわたり、自ら学習活動やスポーツ・文化活動に取り組み、多様な個性や能力を向上させることはもとより、それぞれの強みを生かしながら共働によるまちづくりを進め、地域と共に育ち合うことが肝要です。</p> <p>このような考えの下、本市は、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、生涯を通じて学び・育ち続ける市民の活動を支援します。</p>
<p>■めざす人物像</p> <p>基本理念を踏まえながら、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標である「豊田市民の誓い」を道しるべに、本市の教育としてめざす人物像を明示します。</p> <p>○生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人</p> <p>主体的に学び、考え、行動していく力を身に付け、健やかな体と豊かな心を育むとともに、人や地域との関わりの中で自分らしさを生かしながら成長する喜びを感じ、生涯にわたって自ら楽しく学び・育ち続けることが大切です。</p>

○夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中、将来に夢を抱き、困難な状況においても、それぞれの課題に主体的に取り組みながら夢を追い続け、仲間と共に新しい価値を創り出しながら未来を切り拓いていくことが大切です。

○豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人

持続可能な社会を築いていく上で、本市の豊かな自然、多様な歴史・文化といった地域資源に親しみながら、まちの魅力に気づき、分かち合うとともに、誇りと愛情を持って次代へ継承・発信していくことが大切です。

○互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

かけがえのない自他の命を尊び、多様な個性や立場を認め合い、助け合いながら、人と人、人と地域とのあたたかなつながりを深めるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、共働してよりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

■めざすべき教育の姿

めざす人物像を実現するため、本市としてめざすべき教育の姿を掲げます。

○自らの可能性を広げる力の育成

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化する中、激動の時代を豊かに生きるためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの可能性を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学びの視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

○誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようになるためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

○郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

○家庭・学校・地域の共働の推進

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

出典：令和6年度 豊田市の教育

ウ 市施政方針（教育分野）

令和6年度の具体的な取組は、**図表 2-1-3** のとおり2項目がある。

図表 2-1-3

1 住み続けたくなるまちづくりに向けた取組

子育て環境ナンバーワンのまちを目指し、全てのこども園・幼稚園等と小中学校の給食費の無償化を進めるとともに、配慮が必要な児童が放課後児童クラブで安心して過ごすことができるよう、新たにソーシャルワーカーを配置してまいります。

加えて、安全・安心で快適な教育環境を確保するため、学校の暑さ対策として、令和6年度から7年度にかけて、全ての小中学校の体育館、武道場127施設に空調設備を整備するほか、こども園・放課後児童クラブを始め、子育て施設でのICT活用を進め、利用者等の利便性向上に努めてまいります。

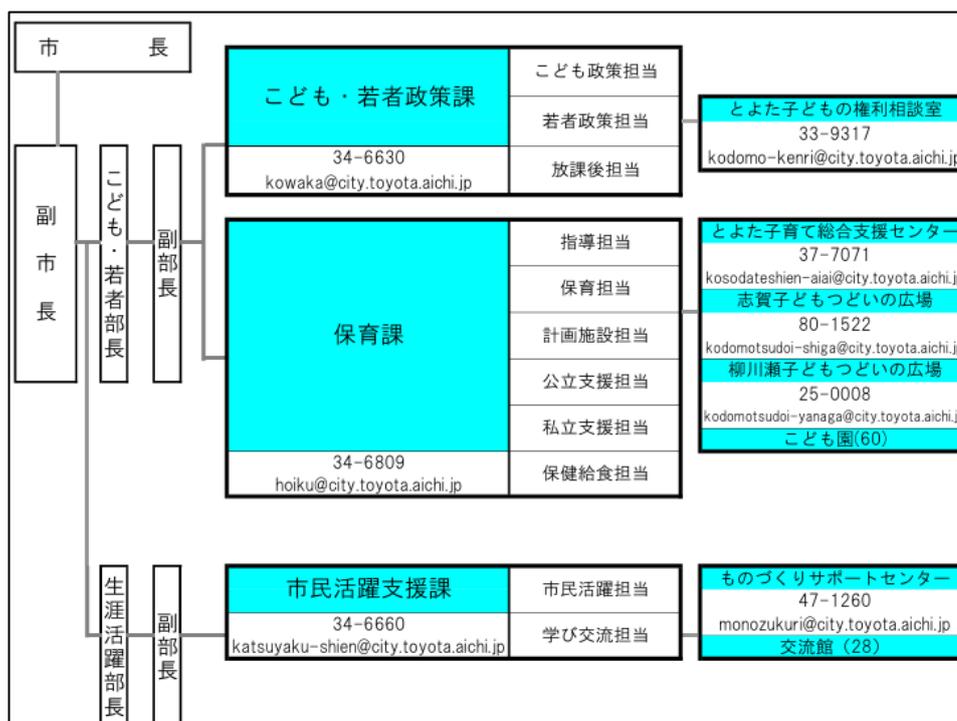
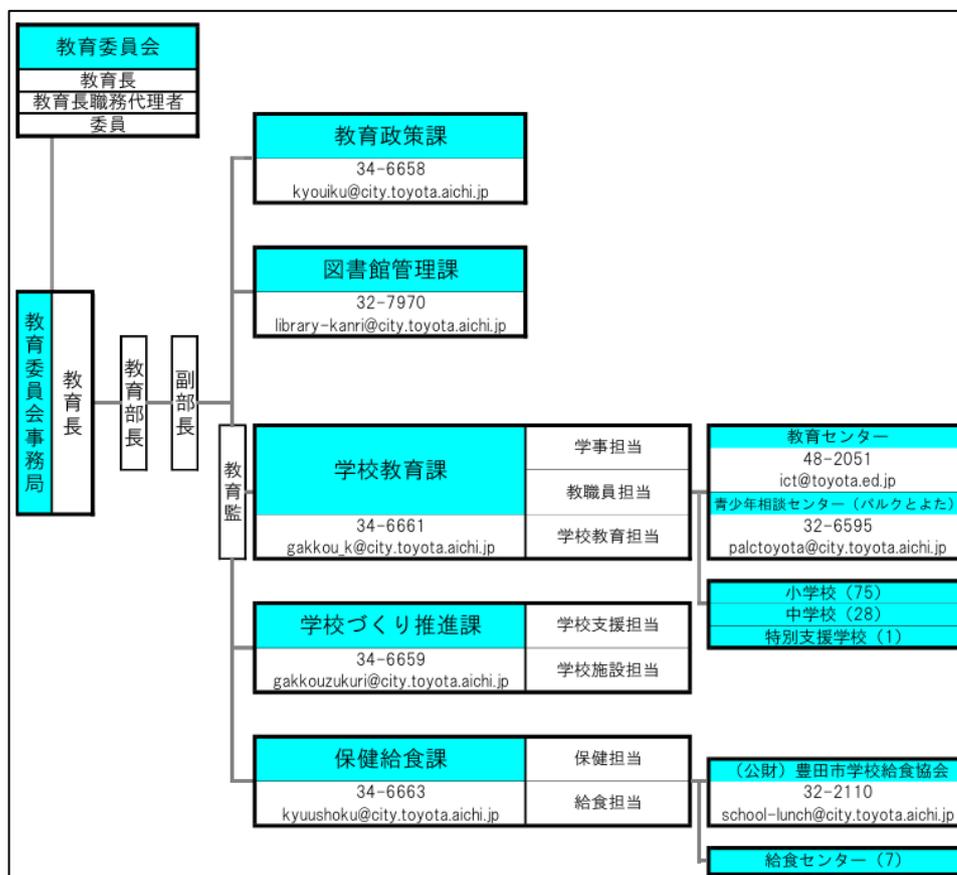
2 生涯学習分野の取組

生涯学習分野では、令和6年4月26日の博物館の開館に合わせて、開館記念イベントを実施し、美術館等とも連携しながら、歴史・文化・芸術や自然に親しむ機会を創出してまいります。

また、とよたものづくりフェスタの開催や、モビリティ製作活動を行う「丘KOBAPROJECT」を新たに実施し、ものづくり体験、活動機会の充実を図ってまいります。

出典：令和6年度 豊田市の教育

エ 教育委員会組織図



出典：令和6年度 豊田市の教育

オ 教育委員会職員

(1) 職員一覧表		(令和6年5月1日現在)													
	総人数	行政職員							技能労務職員				指導主事	主任主査	
		参事	副参事	主幹	副主幹	主査監	主任主査	事務・技術系	小計	班長	公務手	調理員			小計
教 育 部	3	1	2						3						
教 育 政 策 課	8			1	1		2	3	7					1	
図 書 館 管 理 課	5		1		1			2	4						1
学 校 教 育 課	40			6	3		2	7	18					22	
学 校 づ くり 推 進 課	17			2			3	12	17						
小・中・特別支援学校	3											3	3		
保 健 給 食 課	23			1	4	1	3	8	17	1		5	6		
派 遣 等	3		1	1		1			3						
合 計	102	1	4	11	9	2	10	32	69	1	0	8	9	23	1

※ 教育長、会計年度任用職員は計上せず

※ 派遣等は学校給食協会のみ
(豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣された職員)

※ 上記、総人数には休職者、再任用、地方自治法第252条の17第1項によって派遣された職員も含む。
(豊田市職員定数条例の定数外)

(2) 職員定数

豊田市職員定数条例 第2条による定数	教育委員会の事務局の職員	95 人
	教育委員会の所管に属する学校の職員	5 人
	教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	16 人
	合 計	116 人

出典：令和6年度 豊田市の教育

カ 市長への事務移管・事務の委任及び補助執行

(ア) 教育委員会から市長への事務移管

令和2年度以降の教育委員会の管理執行権限について

令和元年12月市議会で新たに制定された「豊田市教育に関する事務の職務権限の

特例に関する条例」により、令和2年4月から以下の分野の事務について、管理執行権限が教育委員会から市長に移管された。

- (1) 社会教育機関（豊田中央図書館を除く。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

出典：令和6年度 豊田市の教育

(イ) 事務の委任及び補助執行

(1) 市長が教育委員会に委任する事務

- ① 私立学校(幼稚園を除く。)に関すること。
- ② 豊田市学校給食センターの給食費の額の決定に関すること。

(2) 市長が教育委員会の職員に補助執行させる事務

- ① 教育財産を取得し、及び処分すること。
- ② 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結すること。
- ③ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社の設置する学校に関すること。
- ④ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する大綱の策定(変更を含む。)及び同法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- ⑤ 教育委員会の所掌に係る公の施設の使用料等及びその所掌に係る行政財産の目的外使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- ⑥ 教職員会館テニスコートの運営管理に関すること。
- ⑦ 豊田市学校給食センターの給食費（幼稚園に係るものを除く。）の徴収等に関すること。
- ⑧ 教育委員会の所掌に係る歳入予算の調定及び収入命令に関すること。
- ⑨ 教育委員会の所掌に係る歳出予算の支出負担行為及び支出命令に関すること。

(3) 教育委員会が市長部局の総務部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求書の受付に関すること。
- ② 情報公開条例第18条第3項に規定する手数料の減免に関すること。
- ③ 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂

正請求書及び法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書の受付に関する
こと。

④ 審査請求に関すること。

(注 1) ①及び②の「情報公開条例」とは、「豊田市情報公開条例(平成 10 年
条例第 34 号)」である。

(注 2) ③の「法」とは、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57
号)」である。

(4) 教育委員会が市長部局の地域振興部に属する職員に補助執行させる事務

① 学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除
く。)への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。

② スクールバス(足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限
る。)の運営管理に関すること。

(5) 教育委員会が市長部局の生涯活躍部に属する職員に補助執行させる事務

① 社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関す
ること。

② 青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの
運営管理に関すること。

③ 学校開放に関すること。

(6) 教育委員会が市長部局のこども・若者部に属する職員に補助執行させる事務

① 家庭教育に関すること。

② 青少年の社会教育活動の支援に関すること。

③ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。

④ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。

⑤ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。

⑥ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。

⑦ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関すること。

⑧ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。

⑨ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。

⑩ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関す
ること。

⑪ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。

⑫ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関するこ

と。

- ⑬ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。
- ⑭ 豊田市立幼稚園の給食に関すること。((1) ②に定める場合を除く。)
- ⑮ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。
(豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが、幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。)
- ⑯ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。

(7) 教育委員会が市長部局の都市整備部に属する職員に補助執行させる事務

教育財産(豊田市立学校設置条例(昭和40年条例第1号)別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例(昭和42年条例第2号)別表に掲げる給食センターを除く。)の維持及び保全に関すること。

(8) 教育委員会が市長部局の市民課に属する職員に補助執行させる事務

学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除く。)への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学の場合を除く。

出典：令和6年度 豊田市の教育(注1及び注2は監査人が記載)

キ 分掌事務

「令和6年度 豊田市の教育」では、教育部の分掌事務を次のとおり掲げている。

(ア) 教育部の分掌事務

- ・教育委員会の会議及び組織に関すること。
- ・教育行政に関すること。
- ・学校以外の教育施設に関すること。
- ・教職員に関すること。
- ・学校教育の調査研究に関すること。
- ・市立学校に関すること。
- ・学校給食に関すること。

(イ) 教育部に属する課の分掌事務

教育政策課	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会の会議及び委員に関する事。・儀式、表彰（児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係るものを除く。）及び栄典に関する事。・教育委員会の後援等に関する事。・教育委員会の公告式及び公印管理に関する事。・教育に係る統計及び調査に関する事。・教育行政に係る企画立案及び調整に関する事。・教育委員会の所管に係る予算及び決算の総括に関する事。・教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。・学校誘致及び幼稚園以外の私学振興に関する事。・私立高等学校の授業料補助に関する事。・豊田市奨学金に関する事。・市立学校の規模の適正化に関する事。・事務局及び学校以外の教育機関の連絡調整並びに他の所掌に属さない事務に関する事。
図書館管理課	<ul style="list-style-type: none">・読書活動の推進に関する事。・豊田市図書館協議会の運営に関する事。・豊田市中央図書館の施設、設備等の整備に関する事。・豊田市中央図書館の運営管理に関する事。・図書館資料の収集整理（選書及び除籍を含む。）の決定に関する事。・図書館資料の利用及び管理に関する事。

<p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。以下同じ。）の任免、懲戒その他進退の内申に関する事。 ・ 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する事。 ・ 市費負担教職員及び公務手のサービスに関する事。 ・ 学校の組織編制及び諸行事に関する事。 ・ 教科書の採択に関する事。 ・ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に関する事。 ・ 教職員の組織する職員団体に関する事。 ・ 教職員の研修及び教育指導に関する事。 ・ 児童及び生徒を対象とする事業等に関する事。 ・ 市立学校における体育活動及び文化活動並びに F 動に関する事。 ・ 通学区域の設定、廃止及び変更並びに通学路に関する事。 ・ 市立学校（特別支援学校を除く。）の通学支援に関する事。 ・ 就学援助及び就学奨励に関する事。 ・ 学齢児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。 ・ 教科書その他教材の配布に関する事。 ・ 児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係る表彰に関する事。 ・ 家庭、学校及び地域の共働の推進に関する事。
	<p>教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の専門的事項及び技術的事項の調査研究に関する事。 ・ 教員の研修及び指導力向上に関する事。 ・ 研究指定校に関する事。 ・ 学校情報化の推進に関する事。 ・ 教育センター及び教職員会館の運営管理に関する事。
	<p>青少年相談センター（パルクとよた）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の相談に関する事。 ・ 青少年の補導に関する事。 ・ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する事。 ・ 不登校の児童又は生徒の社会的自立に関する事。 ・ 特別支援教育に関する事。 ・ 青少年相談センターの運営管理に関する事。

<p>学校づくり 推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の予算の執行管理に関すること。 ・市立学校の物品及び備品台帳整備に関すること。 ・市立学校の教材及び教具の整備並びに教材用田畑の賃借に関する こと。 ・市立学校の施設、設備及び用地の管理に関すること。 ・市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。 ・市立学校の施設の目的外使用許可に関すること。 ・市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。 ・市立学校の設置及び廃止並びに市立学校に係る事項の変更に関 すること。 ・市立学校の施設整備に関すること。
<p>保健給食課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の保健計画及び環境衛生に関すること。 ・児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理に関すること。 ・市立学校における災害共済給付及び学校事故賠償責任保険に関 すること。 ・保健関係団体に関すること。 ・学校給食の運営及び学校給食物資の管理に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員の任免、懲戒その他進退 の内申に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員のサービスの監督及び勤務成 績の評定に関すること。 ・学校給食センターの施設及び設備の整備に関すること。 ・給食関係団体に関すること。
	<p>学校給食センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の給食実施に関すること。 ・学校給食センターの運営管理に関すること。

出典：令和6年度 豊田市の教育

(ウ) 関連分掌事務

「豊田市事務の委任及び補助執行に関する協議書（昭和 55 年決定）」により、教育委員会が行う事務の一部を次のとおり市長部局に補助執行させている。

法務課	<ul style="list-style-type: none">・情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書の受付に関すること。・情報公開条例第 18 条第 3 項に規定する手数料の減免に関すること。・法第 77 条第 1 項に規定する開示請求書、法第 91 条第 1 項に規定する訂正請求書及び法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書の受付に関すること。・審査請求に関すること。
各支所	<ul style="list-style-type: none">・学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。・スクールバス（足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。）の運営管理に関すること。
市民活躍支援課	<ul style="list-style-type: none">・社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。・青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none">・学校開放に関すること。
こども・若者政策課	<ul style="list-style-type: none">・家庭教育に関すること。・青少年の社会教育活動の支援に関すること。・豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。

保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の給食に関すること。 ・ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。 (豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが、幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。) ・ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。
建築予防 保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育財産(豊田市立学校設置条例(昭和 40 年条例第 1 号)別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例(昭和 42 年条例第 2 号)別表に掲げる給食センターを除く。)の維持及び保全に関すること。
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除く。)への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。

出典：令和 6 年度 豊田市の教育

(注) 法務課の「情報公開条例」とは、「豊田市情報公開条例(平成 10 年条例第 34 号)」、また、「法」とは、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」である。

(エ) その他関係する財団法人

市では、市民の要望を幅広く取り入れた効率的な運営を図るため、次の公益財団法人を設置し、業務や施設の管理を委託している。

- ・ (公財) 豊田市学校給食協会

2 現教育行政計画の概要

1) 計画策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、地域の持続的な発展を担う人材の育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

また、人生100年時代の到来や、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた急速な技術革新など、社会が大きな転換点を迎える中、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割、重要性はますます高まっています。

本市では、「地域ぐるみで学び合い」をキーワードに、教育を学校だけで完結するのではなく、学校と家庭、地域が連携・共働しながら子どもたちを育む社会に開かれた教育課程を推進しています。今後も引き続き、次代を担う子どもたちが、広い視野を持ち、自ら考え、課題を解決していく生き抜く力を培っていくこと、生涯にわたり学び続ける基礎を養うことが求められます。

そこで、第3次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定しました。

2) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付けるとともに、学校教育分野を中心とした、本市の教育行政における基本的な計画です。

この計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画です。

3) 計画期間

この計画の対象期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

4) 計画の体系

基本施策	
<ul style="list-style-type: none"> ・めざす人物像の実現に向けた主要な施策と事業 ・施策名は、第8次豊田市総合計画の施策体系に準ずる 	
施策名	施策の柱
①生き抜く力を育む学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	②確かな学力を育む教育の推進
	③豊かな人間性を育む教育の推進
	④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
②安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	①学校施設の環境の充実と整備の推進
	②給食調理環境の整備
	③中央図書館の再整備
③暮らしを豊かにする学びの支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
	②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③子どもの読書活動の推進
④地域による次世代人材の育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	②高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③自立に困難を抱える若者の支援
	④家庭教育力の向上
⑤まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

出典：令和6年度 豊田市の教育

また、計画の推進体制は図表 2-2-1 のとおりである。

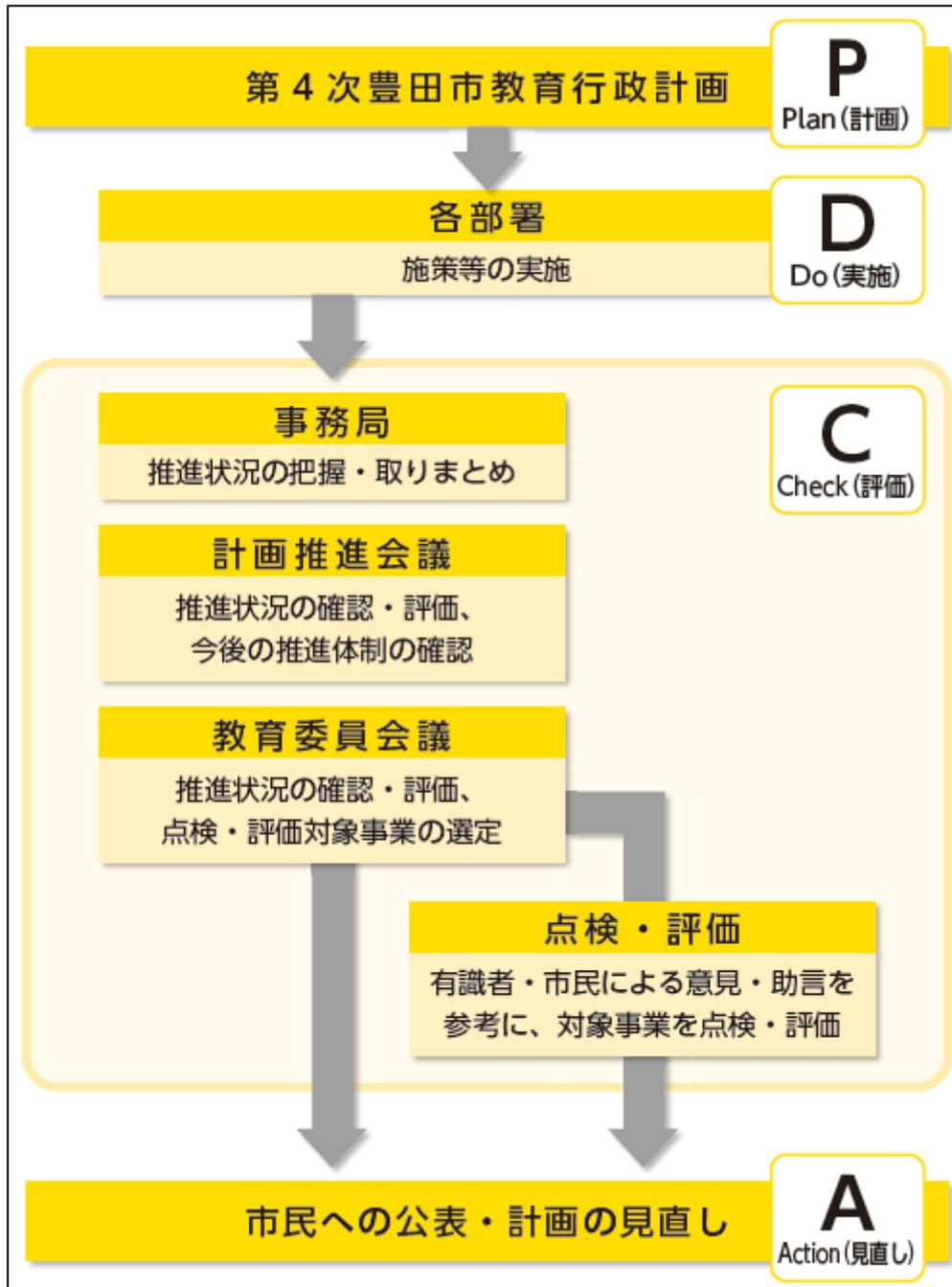
図表 2-2-1

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。

また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでな

く、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（見直し）のサイクル（P D C Aサイクル）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組めます。



出典：現教育行政計画

3 市立学校の状況

(1) 児童生徒数の推移

令和元年度から6年間の児童生徒数の推移は、**図表 2-3-1**のとおりである。

小学校は令和元年度以降、継続して減少傾向にあり、中学校は令和3年度をピークに減少に転じている。

図表 2-3-1

年度	小学校		中学校	
	クラス数	児童数(人)	クラス数	生徒数(人)
令和元年度	1,055	24,061	440	11,980
令和2年度	1,060	23,705	440	11,999
令和3年度	1,058	23,240	443	12,119
令和4年度	1,071	22,891	443	12,075
令和5年度	1,064	22,365	450	11,955
令和6年度	1,060	21,842	452	11,742

出典：豊田市の教育より監査人作成

(2) 市立小学校の一覧

※各学年の児童数には、特別支援学級の児童数も含む。
※1・3・5年のクラス数には複式学級を含む。

市立小学校		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援学級		計	
学校名	開校年月	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数										
童子山	明20.5	3	103	3	103	3	106	3	96	4	112	4	113	6	23	26	633
拳母	明5.6	4	110	3	88	3	92	3	87	3	91	2	68	3	17	21	536
根川	明5.6	3	68	3	78	2	69	3	76	3	74	3	87	3	12	20	452
小清水	明6.9	4	111	3	104	4	115	4	130	4	146	4	127	6	25	29	733
前山	昭26.10	4	118	5	137	4	128	4	115	4	133	4	114	7	31	32	745
山之手	昭33.4	3	100	3	105	4	133	4	120	4	110	4	122	5	24	27	690
美山	昭37.4	4	117	4	127	4	135	5	146	4	123	4	140	4	23	29	788
寺部	明5.4	2	67	3	88	3	70	3	75	3	89	3	76	1	1	18	465
平井	明5.6	2	40	2	42	2	45	2	70	2	49	2	59	2	8	14	305
野見	明8.10	2	55	2	47	3	70	2	60	2	62	2	62	4	15	17	356
古瀬間	明8.12	1	37	2	51	2	44	2	46	2	56	2	49	3	14	14	283
矢並	明25.5	1	6	1	4	1	7	複式	6	1	8	1	8	2	2	7	39
高嶺	明6.4	3	74	3	98	3	91	3	92	4	109	4	110	3	12	23	574
寿恵野	明6.10	4	95	4	115	3	97	3	102	3	108	4	107	4	12	25	624
畝部	明6.8	2	41	2	49	2	41	2	43	2	66	2	42	3	7	15	282
堤	明6.11	4	113	4	117	4	119	4	127	4	115	4	124	6	24	30	715
若園	明6.11	4	108	4	126	4	138	4	134	4	131	4	127	4	18	28	764
竹村	明6.9	4	112	3	101	4	112	4	115	3	95	4	118	4	15	26	653
駒場	明6.10	2	65	2	62	3	73	2	65	3	80	2	59	4	12	18	404
大林	昭29.4	4	105	4	113	3	89	3	90	3	96	4	115	7	24	28	608
大畑	明8.4	1	17	1	15	1	15	1	15	1	22	1	10	2	5	8	94
伊保	明7.4	2	51	2	52	2	54	2	56	2	52	2	61	4	10	16	326
加納	明7.4	2	50	2	41	1	33	2	43	2	46	2	41	4	8	15	254
青木	明7.4	4	119	3	109	4	115	4	127	4	124	4	109	4	21	27	703
西広瀬	明6.11	1	11	1	17	1	14	1	12	1	15	1	6	0	0	6	75
東広瀬	明5.6	1	33	1	28	1	27	1	23	1	18	1	20	3	7	9	149
中金	明8.12	1	9	1	6	1	12	1	8	1	7	1	4	1	3	7	46
上鷹見	明5.9	1	14	1	15	1	11	1	14	1	10	1	10	1	2	7	74
幸海	明6.11	1	3	1	6	1	11	1	6	1	9	1	4	1	1	7	39
岩倉	明8.2	1	30	1	33	1	33	1	27	1	26	1	27	2	7	8	176
九久平	明6.12	1	31	1	21	1	31	1	29	1	27	2	42	2	6	9	181
滝脇	明6.11	1	4	1	6	1	7	複式	3	1	7	1	5	2	4	7	32
豊松	明5.10	1	8	1	4	1	5	複式	6	1	7	1	4	1	1	6	34
東山	昭46.4	2	58	3	81	2	74	2	65	2	68	2	56	4	17	17	402
元城	昭47.4	1	35	2	46	2	52	1	34	2	44	2	48	2	4	12	259
梅坪	昭48.4	3	89	3	87	3	88	3	98	3	106	3	101	5	21	23	569
朝日	昭48.4	3	88	3	82	2	70	3	86	3	89	3	87	4	11	21	502

学校名	開校年月	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援学級 クラス 児童数 (再発)	計		
		クラス	児童数		クラス	児童数											
若林東	昭50.4	3	73	3	83	2	64	3	82	2	64	3	95	2	12	18	461
東保見	昭50.4	1	30	1	36	2	40	2	47	3	75	2	55	3	12	14	283
四郷	昭50.4	3	79	3	79	2	63	3	77	2	55	2	72	3	15	18	425
浄水	昭52.4	3	86	3	93	4	103	3	109	3	105	4	131	5	18	25	627
平和	昭53.4	2	45	2	39	2	50	2	38	2	39	2	42	2	4	14	253
市木	昭53.4	2	65	2	58	2	71	2	70	2	60	2	70	3	18	15	394
若林西	昭53.4	2	50	2	45	2	46	2	63	2	57	2	59	3	9	15	320
衣丘	昭54.4	3	80	3	98	3	101	3	106	3	85	4	120	4	24	23	590
土橋	昭54.4	2	55	2	41	2	45	2	45	2	58	2	59	2	6	14	303
広川台	昭56.4	2	57	2	67	2	56	2	52	2	58	2	54	5	16	17	344
井上	昭60.4	3	95	3	86	4	102	3	79	3	85	3	81	2	11	21	528
五ヶ丘	昭62.4	1	22	1	31	1	25	1	34	1	22	1	27	2	6	8	161
西保見	昭63.4	1	26	1	33	1	36	1	31	2	39	2	42	2	9	10	207
五ヶ丘東	平2.4	1	23	1	17	1	19	1	19	1	17	1	14	1	1	7	109
飯野	明7.7	1	26	1	22	1	34	2	40	2	42	1	30	2	5	10	194
石畳	明6.1	1	14	1	13	1	14	1	20	1	21	1	24	2	4	8	106
御作	明25.5	1	5	1	4	1	4	複式	4	1	6	1	11	3	3	8	34
中山	明25.4	4	126	4	107	4	113	4	111	3	100	3	92	6	29	28	649
道慈	明5.5	1	5	1	6	1	10	1	10	1	12	1	11	2	8	8	54
本城	明20.4	1	5	1	3	1	7	複式	3	1	2	複式	3	0	0	4	23
小原中郎	昭53.4	1	9	1	6	1	10	1	7	1	5	1	8	1	1	7	45
足助	明5.8	1	10	1	13	1	9	1	10	1	17	1	14	4	5	10	73
冷田	明6.12	1	3	1	8	1	5	1	8	1	7	1	9	1	1	7	40
追分	明26.9	1	6	1	3	1	8	複式	4	1	5	複式	10	1	3	5	36
佐切	明9.1	1	4	1	4	0	1	1	5	1	4	複式	5	1	2	5	23
則定	明41.4	1	4	1	4	1	11	1	10	1	4	1	6	2	3	8	39
萩野	明5.10	1	3	1	5	1	7	複式	1	1	5	複式	3	1	2	5	24
明和	明20.4	1	6	複式	1	1	4	複式	2	1	4	複式	3	1	2	4	20
新盛	明6.8	1	4	1	5	1	2	複式	2	1	5	複式	5	0	0	4	23
大蔵	大3.5	1	4	1	4	1	1	複式	4	1	4	複式	4	0	0	4	21
御蔵	明6.11	0	0	1	1	1	3	複式	2	1	3	複式	3	2	2	5	12
花山	明6.9	1	12	1	13	1	11	1	13	1	10	1	15	2	4	8	74
大沼	明6.3	1	7	1	8	1	6	複式	5	1	6	複式	8	2	3	6	40
巴ヶ丘	平18.4	1	8	1	11	1	10	1	8	1	12	1	8	1	2	7	57
小渡	昭42.4	1	4	複式	2	1	6	複式	6	1	5	複式	6	1	1	4	29
敷島	明5.11	1	5	1	6	1	9	1	7	1	13	1	7	0	0	6	47
稻武	昭57.4	1	9	1	5	1	11	1	15	1	7	1	13	1	1	7	60
浄水北	平26.4	3	80	3	83	3	95	3	94	3	95	3	103	3	8	21	550
計		144	3,440	144	3,547	145	3,638	135	3,690	149	3,743	142	3,784	201	697	1,060	21,842

出典：令和6年度 豊田市の教育

(3) 市立中学校の一覧

市立中学校 ※各学年の生徒数には、特別支援学級の生徒数も含む

学校名	開校年月	1年		2年		3年		特別支援学級		計	
		クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数(再掲)	クラス	生徒数
崇化館	昭22.4	6	202	7	218	7	231	4	15	24	651
朝日丘	昭22.4	8	261	8	281	8	276	6	24	30	818
豊南	昭31.4	7	217	7	239	7	230	3	12	24	686
高橋	昭22.4	7	233	7	218	7	245	4	12	25	696
上郷	昭22.4	5	163	6	188	6	184	4	7	21	535
高岡	昭22.4	4	121	5	152	5	151	2	9	16	424
保見	昭22.4	4	120	4	137	3	103	4	13	15	360
猿投	昭22.4	4	113	4	115	4	115	2	7	14	343
猿投台	昭22.4	5	158	4	137	5	149	1	5	15	444
石野	昭22.4	2	45	1	34	1	30	2	3	6	109
松平	昭22.4	3	110	3	84	3	90	2	12	11	284
竜神	昭48.4	7	234	7	222	7	227	5	14	26	683
美里	昭52.4	6	184	6	194	6	212	4	18	22	590
逢妻	昭53.4	7	247	8	278	8	265	5	22	28	790
若園	昭54.4	4	122	4	128	4	130	4	8	16	380
梅坪台	昭56.4	4	108	3	105	3	98	3	9	13	311
前林	昭57.4	6	184	6	196	6	199	4	20	22	579
益富	昭59.4	3	104	3	107	3	94	2	7	11	305
末野原	昭60.4	6	210	7	218	8	249	3	11	24	677
井郷	昭61.4	5	151	5	158	4	141	3	7	17	450
藤岡	昭22.4	3	75	3	84	2	59	2	8	10	218
小原	昭22.4	1	22	1	21	1	28	2	5	5	71
足助	昭22.4	2	49	2	57	2	53	2	5	8	159
下山	昭46.9	1	28	1	28	1	21	2	4	5	77
旭	昭22.4	1	18	1	14	1	9	1	1	4	41
稲武	昭22.4	1	9	1	8	1	16	0	0	3	33
藤岡南	平23.4	3	106	4	125	3	102	3	8	13	333
浄水	平28.4	6	215	7	245	7	235	4	13	24	695
合計		121	3,809	125	3,991	123	3,942	83	279	452	11,742

出典：令和6年度 豊田市の教育

4 監査対象の決定

監査対象は、「現教育行政計画における各事業」と「小・中学校」とする。
「現教育行政計画における各事業」については、次のとおりである。

基本施策1 生き抜く力を育む学校教育の推進

事業名	所管課	備考
「主体的・対話的で深い学び」推進事業	学校教育課	重点事業1-1
ICT活用・整備推進事業	学校教育課	重点事業1-2
きめ細かな教育推進事業	学校教育課	重点事業2-1
いじめ・不登校対策事業	学校教育課	重点事業2-2
特別支援教育推進事業	学校教育課	重点事業2-3
外国人児童生徒等教育事業	学校教育課	重点事業2-4
WE LOVE とよた教育プログラム推進事業	学校教育課	重点事業3-1

事業名	所管課	備考
コミュニティ・スクール/ 地域学校共働本部推進事業	(注) 1	重点事業4-1
地域との連携等による教職員多忙化解消 推進事業	学校教育課	重点事業4-2
学び続ける教育の育成推進事業	学校教育課	
中高連携事業	学校教育課	
特色ある学校づくり推進事業	学校教育課	
英語教育の推進事業	学校教育課	
貧困状態にある子どもへの支援事業	学校教育課	
奨学生交付金事業	教育政策課	
道徳教育の推進事業	学校教育課	
子どもの体力向上推進事業	学校教育課	
学校給食による食育事業	保健給食課	

(注) 1 計画作成時は学校教育課・市民活躍支援課であったが、現在は学校教育課である。

基本施策2 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実

事業名	所管課	備考
学校施設長寿命化改修事業	学校づくり推進課	重点事業2-5
学校施設保全改修事業	学校づくり推進課	
学校トイレ再整備事業	学校づくり推進課	
バリアフリー化整備事業	学校づくり推進課	
小学校遊具再整備事業	学校づくり推進課	
若園交流館・若園中学校技術科棟改築事業	学校づくり推進課	
校舎増築事業(中山小学校ほか)	学校づくり推進課	
給食センター建替事業	保健給食課	
中央図書館大規模改修事業	図書館管理課	

基本施策3 暮らしを豊かにする学びの支援

事業名	所管課	備考
交流館運営事業	(注) 2	
子どもの読書活動推進事業	図書館管理課	重点事業1-3
中央図書館管理運営事業	図書館管理課	
図書資料デジタル化事業	図書館管理課	
図書資料の充実と環境整備事業	図書館管理課	
子どもと本をつなぐ人材育成支援事業	図書館管理課	

(注) 2 計画作成時は市民活躍支援課であったが、現在は地域交流課である。

基本施策4 地域による次世代人材の育成の促進

事業名	所管課	備考
学生まちづくり講座事業	(注) 3	
若者サポートステーション事業	(注) 3	
家庭教育支援事業	(注) 3	

(注) 3 計画作成時は次世代育成課であったが、現在はこども・若者政策課である。

基本施策5 まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進

事業名	所管課	備考
ものづくり教育プログラム事業	(注) 4	重点事業3-2
とよたものづくりフェスタ事業	(注) 4	
クルマづくり究めるプロジェクト事業	(注) 4	
匠の技・職人の技に学ぶものづくりプロジェクト事業	(注) 4	
科学技術教育推進事業	(注) 4	

(注) 4 計画作成時は市民活躍支援課であったが、現在は学び体験推進課である。

また、「小・中学校」については、第4 9 小・中学校で監査対象とした理由を後述する。

第3 監査の指摘及び意見（総論）

1 現教育行政計画の自己評価

（1）概要

第2 2 現教育行政計画の概要のとおり、計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組む旨が記載されている。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果を毎年度、「第4次豊田市教育行政計画点検・評価報告書」として公表している。

点検・評価の方法は、**図表3-1-1**のとおりである。

図表3-1-1

ア 総合評価
外部有識者委員及び教育委員による現地視察や事業説明会でのヒアリング等を含む、点検・評価会議を毎年度実施しています。第4次豊田市教育行政計画の全41事業のうち、重点事業12事業を対象とし、3か年に分けて実施します。
イ 自己評価
最終的な事業目標の達成のため、どのような事業効果があったのか、実施内容や取組実績、成果指標の達成度から振り返ります。また、計画策定時の現状値と成果指標の目標値を比較し、進捗状況を測るための基準を設定することで、客観的な進捗状況を導きます。進捗状況、事業課題、今後の取組方針を精査し、各課で自己評価を行います。

出典：2023年度点検・評価報告書

（2）監査の結果及び意見の総括

当包括外部監査においては、所管課において実施した2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）の各事業の自己評価について、資料の閲覧及び質問を実施した結果、次のとおり指摘及び意見を検出した。

ア 成果指標の設定に関するもの

事業名	指摘又は意見	頁
子どもの読書活動推進事業	意見	51
「主体的・対話的で深い学び」推進事業	指摘	65

事業名	指摘又は意見	頁
WE LOVE とよた教育プログラム推進事業	意見	86
コミュニティ・スクール/ 地域学校共働本部推進事業	意見	89
地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業	意見	93
学び続ける教員の育成推進事業	意見	97
特色ある学校づくり推進事業	意見	101
英語教育の推進事業	指摘	103
貧困状態にある子どもへの支援事業	意見	105
バリアフリー化整備事業	指摘	114
学生まちづくり講座事業	意見	134
若者サポートステーション事業	意見	137
家庭教育支援事業	意見	138

イ 今後の取組方針に関するもの

事業名	指摘又は意見	頁
きめ細かな教育推進事業	指摘	73
いじめ・不登校対策事業	指摘	76
道徳教育の推進事業	意見	107
バリアフリー化整備事業	意見	115
若者サポートステーション事業	意見	136

(3) 政策評価に関する根拠法令等

ア 基本的な考え方

政策評価に関する根拠法令は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」及びその政令、省令、基本方針、ガイドラインなどがあり、総務省の政策評価ポータルサイトで公表されている。

これらの法令等は国の中央省庁向けに制定された法律であるため、地方公共団体にこの法律の直接の適用はないが、政策評価を行うに当たっては参考になる。

政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにする「政策評価に関する基本方針」は、政策評価の実施に関する基本的な考え方を図表3-1-2のとおり定めている。現教育行政計画の自己評価も、Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル）を繰り返し、客観的な評価を実施する点で、この考え方に準じて

いると理解する。

図表 3-1-2

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。

出典：「政策評価に関する基本方針」（令和5年3月28日一部変更）

イ 政策評価の方式

「政策評価に関する基本方針」は、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」を始めとした適切な方式を用いる旨を定めている。

これらの方式の具体的評価方法は、図表 3-1-3 のとおりである。

図表 3-1-3

〔事業評価方式〕

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

（注）「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

出典：「政策評価に関する基本方針」（令和5年3月28日一部変更）

現教育行政計画は、事業の目的と手段の対応関係を施策と主な実施内容として明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定しており、これに対する実績を自己評価として定期的・継続的に測定していることから、「実績評価方式」を採用しているといえる。

ウ 実績評価方式での政策評価の留意点

政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針を定める「政策評価の実施に関するガイドライン」は、実績評価方式での政策評価を行うに当たっての留意点を定めている。

（ア）アウトプットの成果指標の設定について（意見）

（2）ア 成果指標の設定に関するものでは、13事業において指摘及び意見を検出した。

成果指標（目標）の設定について、「政策評価の実施に関するガイドライン」は図表3-1-4のとおり留意点を4点定めている。

図表 3-1-4

<p>2 評価の方式</p> <p>(2) 実績評価方式</p> <p>① 評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標（以下「基本目標」という。）を設定する。なお、成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する。</p> <p>② 具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、これに関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標（以下「達成目標」という。）を設定する。達成目標は、可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いて具体的に示す。</p> <p>③ 目標の設定に当たっては、諸外国の事例の調査研究の成果や各行政機関の取組を参考にしつつ、達成すべき水準を具体的に特定するとともに、目標の達成時期を明確にする。また、目標の達成度合いを判定する基準を具体的にあらかじめ明示する。</p> <p>なお、達成しようとする水準の特定が困難な場合は、評価において求められる必要な要素等も勘案しつつ、政策の特性等に応じたより適切な評価の方式を用いることを検討する。</p> <p>④ 成果に着目した目標は、その達成が一般に行政機関が必ずしも統制できない外部要因の影響を受けることを排除できず、達成の度合いを全面的に行政機関に帰するとは適切でない場合もある。このため、成果に着目した目標を設定した場合には、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因についても、可能な限りあらかじめ明らかにする。なお、アウトプットに着目した目標についても同様とする。</p>
--

出典：政策評価の実施に関するガイドライン（令和5年3月31日一部改正）

これに対して、現教育行政計画の成果指標の設定については、「重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領」によれば、図表 3-1-5 の定めしかない。

図表 3-1-5

<ul style="list-style-type: none">・原則、数値指標とし、アウトカムの数値を記入する。 （アウトカムとは、この事業の直接的な成果を受けた対象の定量的な変化、成果であり、取組実績（アウトプット）の直接的な波及効果となる。）・目標を達成できているか確認できる指標とする。
--

出典：重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領

図表 3-1-4 の「政策評価の実施に関するガイドライン」①において、成果（アウトカム）に着目した目標を設定する旨が定められているため、「重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領」が原則、アウトカムの数値指標としたことは理解できる。

しかし、図表 3-1-4 の「政策評価の実施に関するガイドライン」①なお書きにおいて、「成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する」と定められている。この規定は、一定の場合には事業の活動実績といったアウトプットに着目した指標を設定することを定めたものであり、成果指標を必ずしもアウトカムの数値指標のみとする必要はないことを示している。

したがって、目標値達成のアウトカムに関する成果指標のみならず、事業の実施状況を示すアウトプットに関する成果指標も併せて設定することを定められたい。

（イ）設定した成果指標及び目標値の情報共有について（指摘）

成果指標及び目標値の検討過程及び検討結果について、資料の閲覧及び質問を実施したところ、資料はない旨の回答をした事業の担当者が多かった。また、各課単位でフォルダにデータ格納しているものの、フォルダ内の整理がなされていないため、事業の担当者が適宜に確認できない状況にある所管課があった。

成果指標及び目標値を達成するために、事業の取組方針や取り組むべき実施内容は定められることから、担当者は、成果指標及び目標値の設定に係る根拠を正しく理解する必要がある。

しかし、担当者は定期的に異動するため、成果指標及び目標値を設定した担当者とは異なる担当者が事業を遂行することになる。仮に、成果指標及び目標値を設定した根拠が正しく引き継がれなかった場合、事業の目標にそぐわない内容の取組を実施するおそれがある。そのため、当事業の成果指標及び目標値を設定した根拠となる文書等は引き継がれる必要がある。

この点、「政策評価の実施に関するガイドライン」⑤には、図表 3-1-6 の定めがある。

図表 3-1-6

2 評価の方式
(2) 実績評価方式
⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。

出典：政策評価の実施に関するガイドライン（令和5年3月31日一部改正）

図表 3-1-6 において定められている目標や指標を用いた考え方等は、各所管課において当然引き継がれるべきであるにもかかわらず、根拠資料がない、あるいは事業の担当者が適宜に確認できない現状は問題と考える。

そのため、事業の成果指標及び目標値の設定に係る考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等は、書面や電子的記録等に記載するとともに、適切に情報共有されるよう、根拠資料に関する保管ルールを定めることが必要である。

(ウ) ロジックモデルに基づいた計画の策定、自己評価及び見直しの検討について（意見）

(2) イ 今後の取組方針に関するものでは、5事業において指摘及び意見を検出した。

現教育行政計画の自己評価は、図表 3-1-7 の「政策評価の実施に関するガイドライン」⑥の定めに準じて実施している。

図表 3-1-7

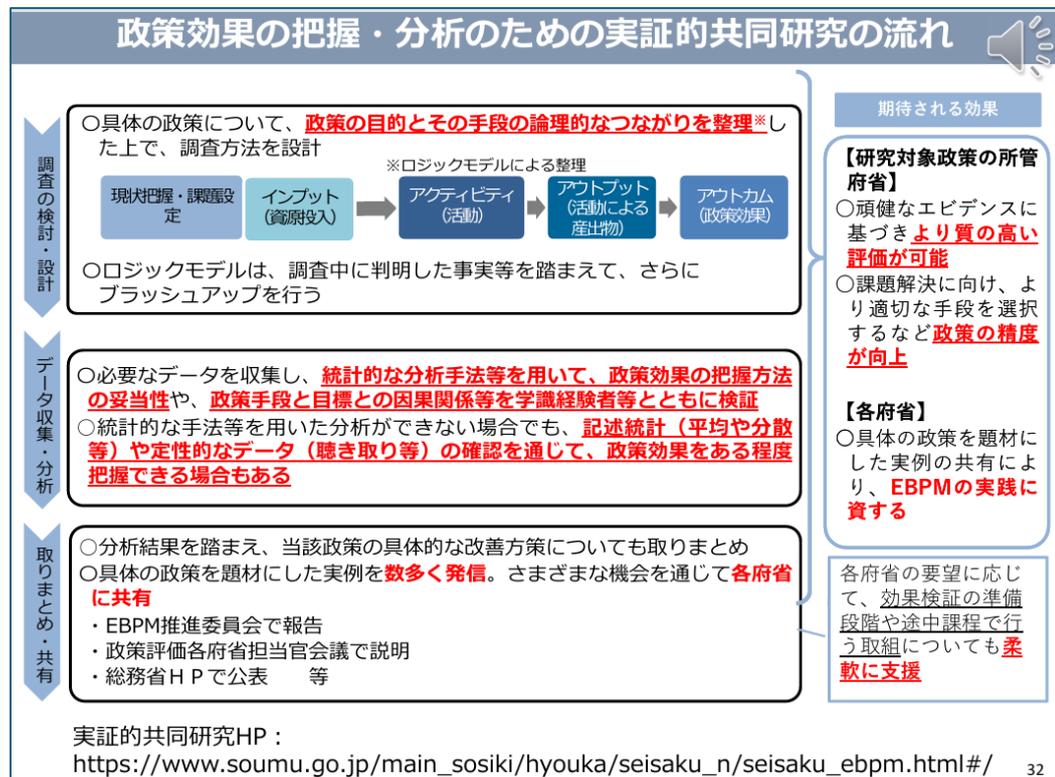
2 評価の方式
(2) 実績評価方式
⑥ 目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う。また、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や目標に対する最終的な実績等を総括し、目標がどの程度達成されたかについて評価し、必要に応じて、評価対象政策や次の目標期間の目標設定の在り方について見直しを行う。

出典：政策評価の実施に関するガイドライン（令和5年3月31日一部改正）

しかし、第4 3 (3) イ (イ) 成果指標の目標値達成のためのロードマップについて (指摘) のとおり、事業に係る取組の全体像をまとめたロードマップは作成していない事例、あるいは第4 3 (4) イ (ア) 自己評価に対する今後の取組方針について (指摘) のとおり、自己評価がランクダウンしているにもかかわらず、今後の取組方針が前年度と同じ内容となっている事例があった。このように、事業全体で計画的に取組を行っていない、又は自己評価を次年度以降の取組に適切に反映できていないことは好ましくない。

この点、国は、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする EBPM (Evidence-Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) を推進している。具体的には、2018年 (平成30年) から、図表3-1-8の政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究として、ロジックモデルの作成を通じた政策課題の把握、データの整理・収集、政策効果の分析等の取組を開始した。

図表 3-1-8

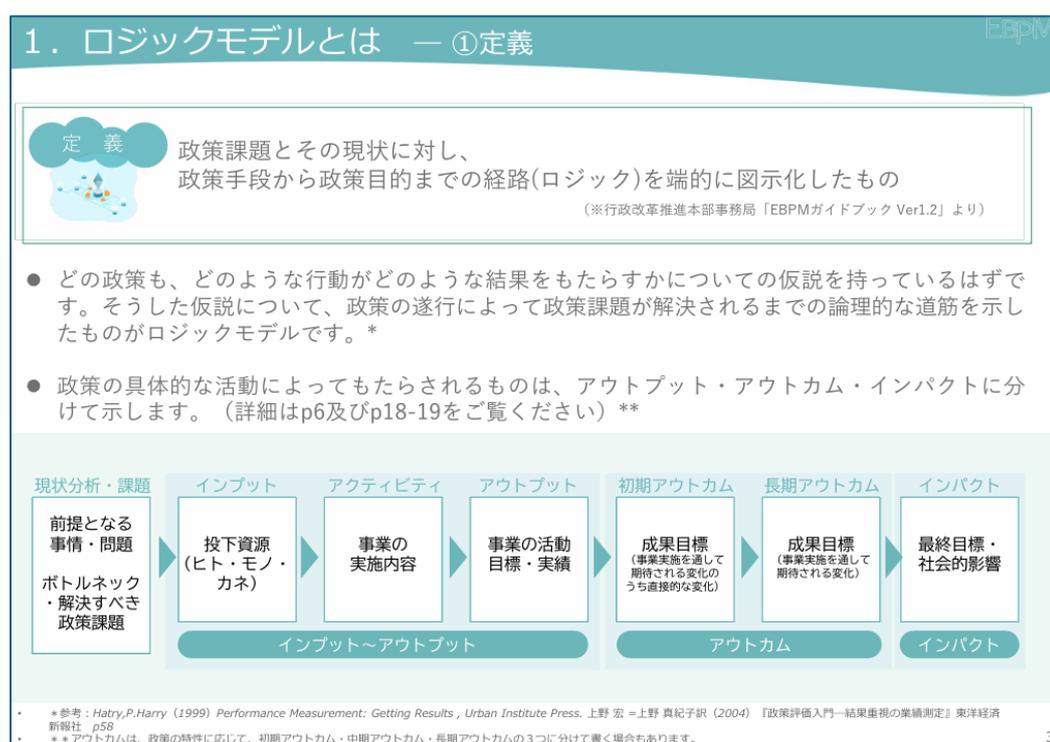


出典：国の政策評価制度の基本と実践講座 (Web 講座型研修)

内閣官房行政改革推進本部事務局が、機動的で柔軟な政策形成・評価を実践する各府省庁に対する支援を行っており、2023年（令和5年）3月には、文部科学省大臣官房政策課政策推進室から「ロジックモデル」作成マニュアルが公表された。

ロジックモデルとは、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路(ロジック)を端的に図示化したものであり、**図表 3-1-9**のとおり整理されている。

図表 3-1-9



出典：「ロジックモデル」作成マニュアル（2023年3月 文部科学省大臣官房政策課政策推進室）

ロジックモデルを用いる効能として、**図表 3-1-10**の3点が挙げられている。

図表 3-1-10

1. 政策立案の質の向上にむけた、仮説の整合性チェックツール
- ・ロジックモデルでは、エビデンスを参照しながら、政策課題を明確化した上で政策のロジックを明らかにします。それによって…

- ✓ロジックのつながりが弱い部分をケアすることで、政策の内容が充実し、実現性が高まる
- ✓長期間政策を遂行する中で、「本来の目的」に立ち返る際の指針となる
- ✓事業実施後、その成果を評価する際の基準（当初仮説との比較）となる

2. 政策実施後の効果検証やPDCAにむけた、リサーチデザイン的设计ツール

- ・政策の適切な効果検証のためには、データの取り方等の事前設計（リサーチデザイン）が不可欠です。

ロジックモデルの作成を通じて、事業の評価ポイントが明らかになるため、事業運営時に取得・確認すべきデータの収集計画を事業実施前に立てることができます。

3. 関係者との建設的な議論・対外説明のためのコミュニケーションツール

- ・仮説を可視化することで、政策で実現させたい「変化」を明示的に示すことができます。例えば…

建設的な議論の土台として

- ✓政策の必要性や有効性を説明する際、アカウンタビリティ向上のための資料として
- ✓事業の引継ぎや後継事業検討の際、目的・趣旨を伝えるコミュニケーションツールとして

出典：「ロジックモデル」作成マニュアル（2023年3月 文部科学省大臣官房政策課政策推進室）

ロジックモデルの作成手順は、**図表 3-1-11** のとおりとされている。

図表 3-1-11

1. 「現状把握」・「課題」の吟味

いきなり手段検討やデータ分析を行うのではなく、まずは政策課題の精緻化（何が課題か？）や政策目的の明確化（どんな変化を起こしたいか？）を吟味します。

2. 「インプット」→「アクティビティ」→「アウトプット」→「アウトカム」の論理の流れの検討

次に、政策目的から政策手段に至るまでの論理的なつながり（ロジック）を検討し、明確にします。

3. 「アウトプット」・「アウトカム」をはかる指標の設定

アウトプットやアウトカムを適切に把握できる指標を設定します。

この時、無理な定量化や、取得しやすい数字の安易な設定等によって、ロジックや戦略を歪めないよう注意します。(やむを得ない場合は定性的なアウトカムも可)

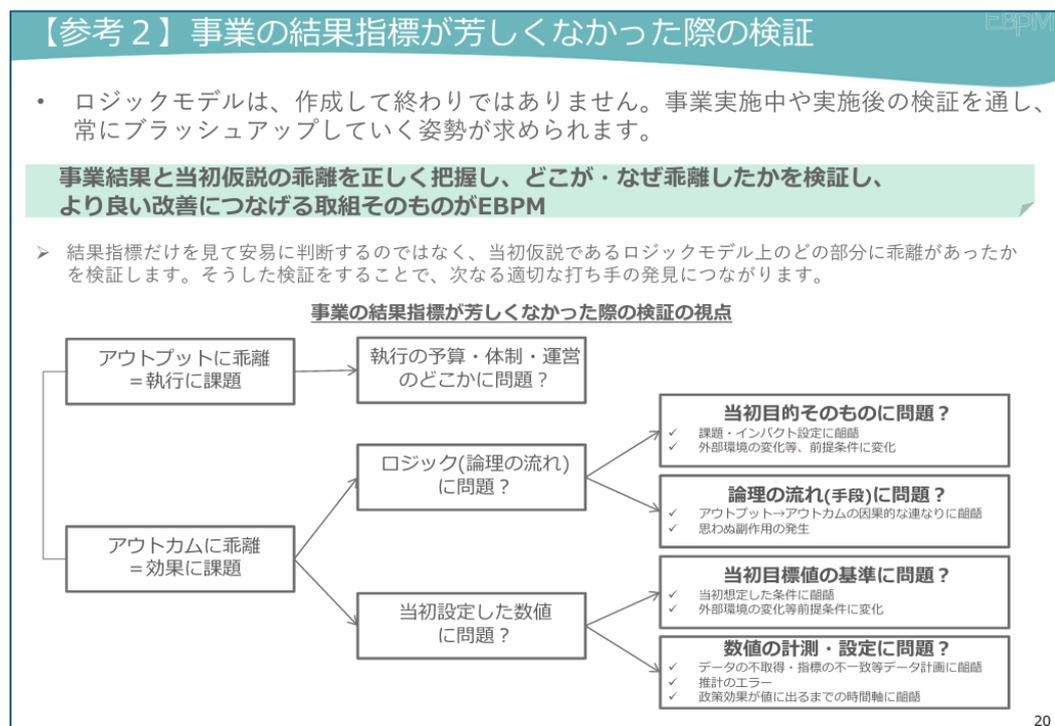
4. ロジックと指標の再吟味

改めて、インプットからインパクトまで、インパクトからインプットまでの両方向でロジックを確認します。さらに、ロジックモデルの用途(説明の戦略等)や効果検証すべきタイミング、指標データ取得の実務等の周辺事情を踏まえ、各項目や指標の内容を吟味・調整します。

出典:「ロジックモデル」作成マニュアル(2023年3月 文部科学省大臣官房政策課政策推進室)

また、「ロジックモデル」作成マニュアルでは、事業の結果指標が芳しくなかった際の検証方法についての参考が掲載されており、**図表 3-1-12**のとおり整理されている。

図表 3-1-12



出典:「ロジックモデル」作成マニュアル(2023年3月 文部科学省大臣官房政策課政策推進室)

このロジックモデルを用いれば、**図表 3-1-7**の「政策評価の実施に関するガイドライン」⑥が定める「目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う」ことが、事業全体について漏れなく、かつ論理的に可能になると考える。

また、作成手順に従えば、アウトカムのみならず、アウトプットの成果指標が設定されるとともに、その考え方を根拠として残すこととなる。それにより、前述した**図表 3-1-13**の問題が解決できる。

図表 3-1-13

意見・指摘	問題点
32 頁（ア）アウトプットの成果指標の設定について（意見）	アウトプットに着目した成果指標が少ないこと。
34 頁（イ）設定した成果指標及び目標値の情報共有について（指摘）	事業の成果指標及び目標値の設定に係る考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等が、書面や電子的記録等に記載されていないケースがあること。

そのため、重点事業から、ロジックモデルに基づいた計画の策定、自己評価及び見直しを検討されたい。

2 学校規模の適正化

（1）公立小中学校の統廃合について文部科学省が示す方向性

少子化の急速な進行により、学校を一定の規模に維持することに、いかに取り組んでいくかは全国的な課題となっているところである。そうした状況の中、文部科学省は、平成 27 年に取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を基に、小中学校の統廃合の検討を進める地方公共団体に対してポイントをまとめた「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」を令和 7 年 3 月に公表している。

「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」では、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について、**図表 3-2-1**のとおり記載している。

図表 3-2-1

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことであり、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であること等から、学校は一定の規模を確保することが重要です。

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

出典：公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ（令和7年3月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

文部科学省では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において、学校規模の標準を小中学校ともに、12学級以上18学級以下に設定している。

「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」では、12学級未満の小学校について、対応の目安を図表3-2-2のとおり示している。

図表 3-2-2

学級数	規模の特徴	検討の要否
1～5学級	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6学級	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。

学級数	規模の特徴	検討の要否
7～8学級	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9～11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

出典：公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ（令和7年3月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

前述のとおり、文部科学省は、児童生徒が集団の中で、様々な能力を育んでいくには一定の学校規模（学級数）を確保することが重要であると判断している。

学校は、教育の場であると同時に、防災拠点や地域の交流の場といった機能を果たしていることから、各地方公共団体が学校の適正規模・適正配置に関する計画を策定するに際しては、学校関係者・保護者・地域住民の理解を得た上で話を進める必要がある。学校の統廃合を考えるに当たっては、学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設との複合化などと一緒に考えることが重要であり、そのためには部局横断的な体制を整える必要があるとしている。

（2）市における学校規模の適正化に関する議論の状況

市のホームページによれば、市は愛知県全体の17.8%を占める面積を有しており、愛知県下で最も面積の大きい都市である。その地理的要因から、中山間地に学校を多く抱えており、当該地域における児童生徒数の減少と都市部での児童生徒数の増加といった学校規模の二極化の進行が顕著である。

そうした状況の中、市では平成20年3月に「学校規模の適正化に関する基本方針」を策定し、学校規模の適正化に向けた取組を開始した。その取組の結果として、平成22年3月に藤沢小学校、平成24年3月に築羽小学校が閉校となっている。

その後、平成27年度施政方針において、「地域が具体的に定住対策に取り組む場合に、統廃合対象の小学校を存続させる」と明記され、学校統廃合の検討は一時休止となっていた。

一方で、中山間地での児童生徒数の減少に歯止めが効かず、令和5年度から「学校規模の適正化に関する基本方針」の改定の検討を開始し、令和6年度においては、学校規模の適正化に関する専門部会を立ち上げ、4回にわたり協議を重ねているところである。

なお、平成27年度から令和6年度までの学校規模の変化は、**図表 3-2-3**のとおりである。

図表 3-2-3

年度・学校種	平成27年度		令和6年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
学校数	75	27	75	28
11学級以下の学校	38	11	40	12
単式学級の学校	23	4	19	4
複式学級の学校	9	0	14	0
全校30人以下の学校	6	0	8	0

※平成27年度及び令和6年度は5月1日時点

※特別支援学級を除いて、単式学級は、小学校で6学級、中学校で3学級

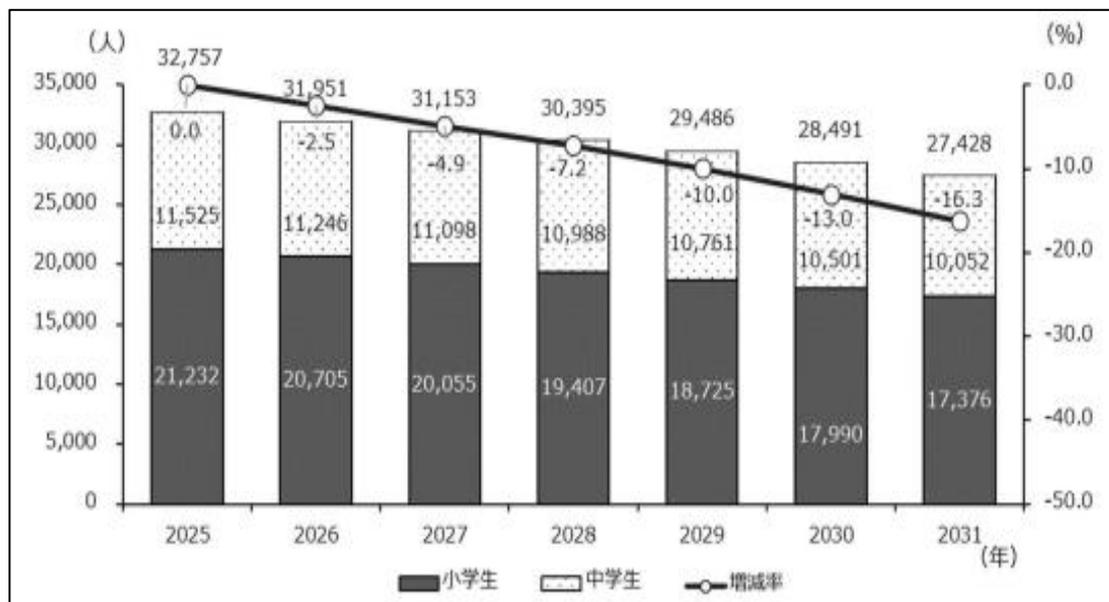
複式学級は、小学校で5学級以下、中学校で2学級以下

出典：教育政策課資料から監査人が作成

令和6年度に至る10年間において、複式学級の小学校数が増加している状況がある。

少子高齢化の社会において、生徒数及び児童数は今後更に減少していくことが想定される。2031年（令和13年）までの生徒数・児童数の減少予測は、**図表 3-2-4**のとおりである。

図表 3-2-4



出典：第5次豊田市教育行政計画（案）（児童数の推計）

図表 3-2-3 のとおり、令和6年度における複式学級の小学校は14校である。また、図表 3-2-4 のとおり、児童数は順次減少していくと予想されることから、複式学級の小学校数は現状より増加していくはずである。

そのため、複式学級の小学校に対して早急に対策を講じなければならない状況にあるといえる。

ここで、5学級以下の小学校を「過小規模校」と定義して意見を記載する。

(3) 早急に検討が必要と考える事項

ア 中長期計画の策定について（意見）

前述のとおり、市は、令和6年度において学校規模の適正化に関する専門部会を立ち上げ、4回にわたり協議を重ねているところである。

複式学級の小学校が今後増加していくことは間違いなく、過小規模校への対応は待ったなしの状況にあるといえる。

早期に学校規模の適正化に向けた中長期計画を策定し、学校関係者・保護者・地域コミュニティとの協議を開始する必要がある。

一例ではあるが、図表 3-2-5 の視点を持って中長期計画の策定に当たる必要があると考える。

図表 3-2-5

視点	検討内容
コミュニティ単位	<p>市はコミュニティ単位に中学校 1 校を基準に設置している。そのため、学校規模の適正化に向けては同一中学校区内での統廃合等が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の導入 <p>また、中山間地における小学校が対象となることが想定されるため、交通状況の把握が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学時間の把握 ・スクールバス利用の場合のコスト試算
学校施設の長寿命化計画	<p>学校の統廃合を検討するに際しては、学校施設の長寿命化計画を把握し、統廃合の可能性のある学校の今後の維持・更新のコストを試算する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化計画と学校の統廃合計画との連動
他の公共施設との複合化・共有化	<p>市では、浄水交流館と浄水中学校の合築事例を有しており、施設の共有による維持管理コストの節減、児童生徒と交流館イベントとのコラボレーションといった有意義な取組がなされているところである。検討に織り込むことができれば有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の公共施設との共有化ができるか検討 ・共有化や複合化に係るコスト試算
保護者や地域住民との合意	<p>学校が地域コミュニティの核を担っており、学校がなくなることへの忌避感が高まることが想定されるため、不安解消に向けた取組が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地を地域コミュニティが生かせるよう提案
過小規模校の維持	<p>学校の統廃合は、いかなるケースにおいても必要となるものではなく、地理的要因等を理由に過小規模校を維持することが望ましいケースも想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合を進める地区、過小規模校を維持する地区の早期明確化

複式学級である過小規模校の解消は、学校規模の適正化における喫緊の課題であり、早急に中長期的な展望に立った計画を策定されることを検討されたい。

イ 部局横断的な検討体制の構築について（意見）

前述のとおり、学校は、教育の場であると同時に、防災拠点や地域の交流の場といった機能を果たしている。各地方公共団体が学校の適正規模・適正配置に関する計画を策定するに際しては、学校関係者・保護者・地域住民の理解を得た上で話を進める必要がある。

学校の統廃合を考えるに当たっては、学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設との複合化などと一緒に考えることが重要であることは、**ア 中長期計画の策定について（意見）**で述べた。

しかし、学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設との複合化といった視点は、教育部の所管課のみで検討することはできない。また、中山間地が多い市の特性として、中山間地における定住施策、個別施設の有効活用といった取組が展開されており、これらを一体のものとして部局横断的な検討が必要となることを文部科学省も示しているところである。

市としては、学校規模の適正化を進めるに当たって、初動の計画段階において、関係部署から人員を配置し部局横断的なチームを構成することを検討されたい。

第4 監査の指摘及び意見（各論）

第1 7（3）監査手続のとおり、監査対象とした現教育行政計画の事業については、2023年度（令和5年度）時点の事業課題及び今後の取組方針、令和6年度の主な取組等の概要を把握した上で、関連資料の閲覧と所管課に対する質問、必要に応じて現地視察を実施した。

ここで、各所管課の事業ごとに把握した事業の概要等、監査の結果又は意見を述べることとする。

なお、事業の概要については、2023年度点検・評価報告書に基づき、令和5年度時点の所管課、事業概要、事業課題、今後の取組方針、進捗状況及び自己評価を記載している。このうち、進捗状況及び自己評価は、**図表4-0-1**のとおり区分されている。

図表4-0-1

<p>・進捗状況</p> <p>計画策定時の現状値と成果指標の目標値を比較し、単年度毎の目標値を設定。実績値に応じて、目標達成2点、現状値から向上1点、維持0点、低下-1点として、すべての指標に対する平均値を算出。平均値に応じて、進捗状況を決定</p> <p>順調：平均値1.5以上2以下</p> <p>概ね予定通り：平均値0以上1.5未満</p> <p>遅れ：平均値0未満</p> <p>完了：事業の完了</p> <p>廃止：事業の廃止</p> <p>・自己評価</p> <p>A：今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。</p> <p>B：事業内容や事業手法に改善を行う余地があり。より一層の効率化やコスト削減、成果向上に努める必要がある</p> <p>C：事業内容や事業手法の大幅な見直しが必要。取組内容の一部廃止や実施主体の変更など、事業内容の大幅な見直しに努める必要がある</p> <p>D：事業の廃止や休止、事業規模の大幅縮減など、事業のあり方について抜本的に検討する必要がある</p>

出典：2023年度点検・評価報告書

1 教育政策課

(1) 奨学生交付金事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	教育政策課		
事業概要	高校生と大学生のうち、成績優秀であり、かつ、経済的な理由により修学困難な者に対して、給付型奨学金を支給		
事業課題	近年の物価高騰を考慮した家計選考基準を検討する必要がある。		
今後の取組方針	高校生や大学生等の家計状況を把握し、選考基準を検討する。		
進捗状況	順調	自己評価	B

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
10,512	10,281	12,856	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
令和6年度奨学生交付金（新規・継続）	12,856

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

選考の結果、新たに高校生62名、大学生2名を奨学生として採用するとともに、高校生50名、大学生6名を継続採用した。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 選考基準の見直しについて（意見）

当事業は、「高校生や大学生等の家計状況を把握し、選考基準を検討する」ことを今後の取組方針としていたが、令和6年度中に見直しの方向性を決めることができていない状況であった。

その理由として、日本学生支援機構の貸与奨学金の家計基準に準じた選考基準となっていることが挙げられる。なお、「豊田市支給奨学生のしおり」によれば、現在の家計についての選考基準は図表4-1-1に示す

式により算出された値に基づいて判断している。高校・高専等に在学する者については、おおむね 1.3 以下、大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を除く。）に在学する者については、おおむね 1.0 以下としている。

図表 4-1-1

$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - \text{「特別控除額」}}{\text{「収入基準額」}}$

出典：令和 6 年度 豊田市支給奨学生募集のしおり

同機構の選考基準は令和 5 年度に変更されているが、市として算定方法の見直しによる影響や物価高騰の反映方法などについて、シミュレーションが十分にできていない状況にある。

事業課題に記載されているとおり、近年の物価高騰で進学を断念せざるを得ない学生が存在する可能性を鑑みると、必ずしも日本学生支援機構の貸与奨学金の家計基準に準じた選考基準とする必要はないと考える。

例えば、物価上昇分だけ「特別控除額」を増額する等、新たな選考基準の検討を進められたい。

2 図書館管理課

(1) 子どもの読書活動推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	図書館管理課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館等において、子どもたちと本をつなぐイベントを定期的実施するとともに、学校図書館司書等と連携して子どもたちの発達段階に応じた適切な資料を用意し、学校での活用を推進した。 ・中央図書館において、本を使って課題解決に挑戦したくなるような講座を開催し、学校への調べ学習支援のための出前授業や情報提供を継続的に行うとともに、「学校や地域の図書館を使った調べる・伝える学習コンクール」を実施した。

事業課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の不読率（1か月に本を全く読まなかった子どもの割合）がさらに悪化している。 ・調べる・伝える学習コンクールは参加校数は過去最高だったが、総応募点数は減少。大人・高校生を除いた、小中学生の参加数は、令和4年度4,991点より微増の5,392点。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・不読率改善のため、関係課で協力して学校図書館活用指針を改定し、学校図書館の環境整備を図る。 ・講座や出前授業等を通して、実際に図書館や図書資料等を活用することの楽しさや良さを伝えるとともに、調べて分かったことや考えたことを表現する活動を中央図書館のイベント（コンクール等）で支援する。 		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

（イ）3年間の事業費決算額の推移

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
707,001	679,731	725,677	

出典：教育政策課資料

（ウ）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

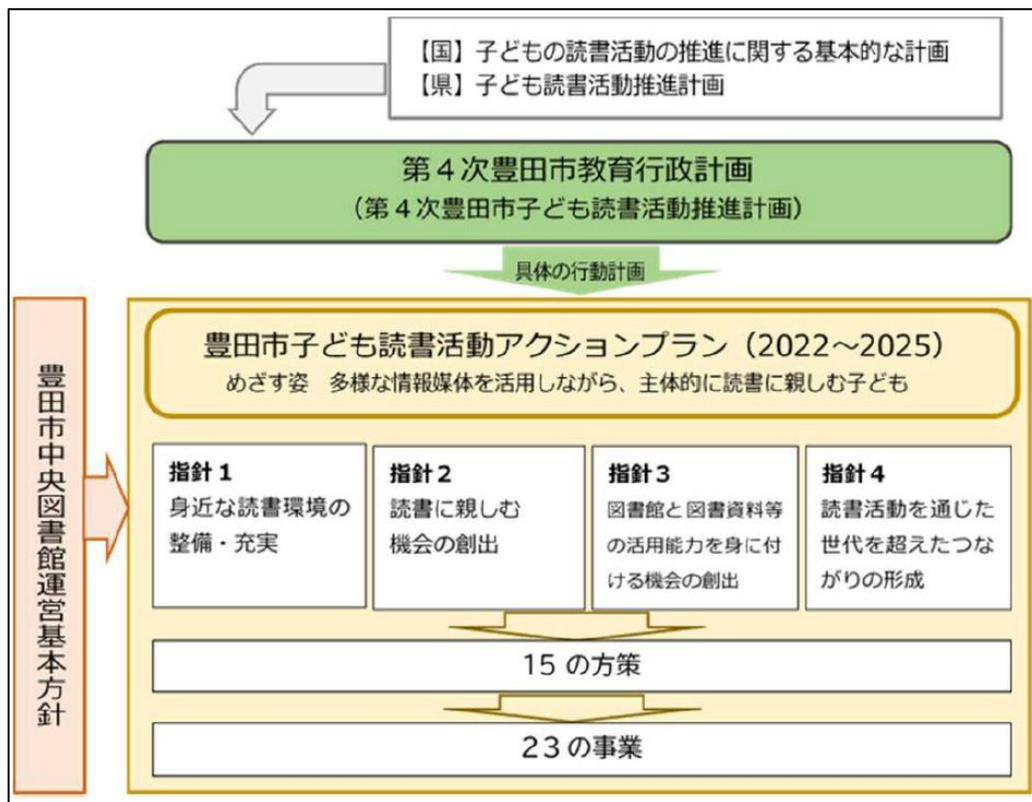
主な内容	決算額
中央図書館費	621,755
図書館システム費	103,922
計	725,677

出典：教育政策課資料

（エ）令和6年度の当事業の主な取組

市は、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」の基本理念と県の計画を踏まえ、平成19年3月に「豊田市子ども読書活動推進計画」を策定し、おおむね18歳以下の子どもの読書活動の推進に取り組んできた。平成30年度からは、当該推進計画が「豊田市教育行政計画」に統合されたため、「豊田市子ども読書活動アクションプラン」を策定し、**図表4-2-1**の体系に沿って、子ども読書活動を推進するための具体的な事業を定め実施している。

図表 4-2-1



出典：令和6年度 豊田市子ども読書活動アクションプラン（2022～2025）

なお、令和6年度の当事業の主な取組は次のとおりである。

- ・子ども読書活動推進に関するアンケートを実施
児童生徒：小学5年生、中学2年生、高校生
保護者：こども園4歳児、小学5年生、中学2年生
- ・本に親しむイベントの実施 883回
- ・団体貸出冊数 34,929冊
- ・調べ学習支援事業の実施
調べる・伝える学習応援講座 20回
中央図書館出前授業 176時間、参加者数4,491人

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の設定について（意見）

当事業の成果指標は、小学生、中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合（本には、電子書籍を含むが、教科書は含まない。）及び調べる・伝える学習コンクールへの応募点数が設定されている。

成果指標の推移は**図表 4-2-2** 及び**図表 4-2-3** のとおり、小中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合及び調べる・伝える学習コンクールへの応募点数が、令和4年度と比較すると令和6年度は減少しており、目標値の達成が厳しい状況にある。

図表 4-2-2 小中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
小学生	86%	81.6%	82.2%	96%
中学生	84%	81.3%	70.8%	93%

図表 4-2-3 調べる・伝える学習コンクールへの応募点数

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
応募点数	6,345点	5,397点	4,520点	7,000点

中央図書館及びこども図書室は、平成29年4月から、(株)図書館流通センターを代表者とするTRC・ホームックス共同企業体が、図書館サービスの提供、図書館資料の管理等の図書館活動を実施する指定管理者となっている。

当事業の取組について、指定管理者から提出された令和6年度の事業計画書及び年度報告書を閲覧した。その結果、計画どおりに実施していることを確認した。なお、当事業で設定した成果指標に対して実施した主な取組の実績の推移は、**図表 4-2-4** 及び**図表 4-2-5** のとおりである。

図表 4-2-4 小中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合

主な取組	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
本に親しむイベントの実施回数	723回	943回	883回
団体貸出冊数	34,813冊	31,818冊	34,929冊

図表 4-2-5 調べる・伝える学習コンクールへの応募点数

主な取組	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
調べる・伝える学習応援講座	17回	18回	20回
中央図書館出前授業	133時間	194時間	176時間
出前授業の参加者数	3,483人	5,271人	4,491人

事業評価に当たっては、目標値が達成できたかだけでなく、市が適切に事業を実施したかも重要と考えるが、これらの取組実績は、成果指標として設定されていない。そのため、目標値達成のアウトカムに関する成果指標のみならず、事業の実施状況を示すアウトプットに関する成果指標も併せて設定することを検討されたい。

(イ) 小中学生の不読率の改善に向けた取組について（意見）

(ア) 成果指標の設定について（意見）のとおり、計画どおりに主な取組を実施しているが、目標値の達成が厳しい状況にある。

このうち、小中学生の不読率（過去1か月に本を読んだ子どもの割合の逆数）の改善については、学校図書館司書等と連携して子どもたちの発達段階に応じた適切な資料を用意し、学校での活用を更に推進するため、後述の（6）子どもと本をつなぐ人材育成支援事業の学校図書館司書の授業等への支援回数を増やす方法が有用と考えられる。

この点、平成24年度から、学校図書館司書を全学校に配置し、児童生徒とふれ合う機会を増やしているが、現状、各学校の巡回は週1～2回が限界であり、これ以上の支援は困難ということである。

学校図書館司書の配置時間増加や人員確保を計画、予算化については教育センターの所管ということであるため、所管課は、増員を要請されたい。

(ウ) 調べる・伝える学習コンクールについて（意見）

中央図書館は、様々な情報を活用した調べ学習を通じて、市民に「主体的に学び、考え、判断し、表現する力」を育んでもらうため、「豊田市学校や地域の図書館を使った調べる・伝える学習コンクール」を実施している。

当コンクールは、令和7年度で第13回を迎え、またコンクールへの参加を促すため、年間を通して「調べる・伝える学習応援講座」を実施

しており、調べる学習を重視していることがうかがえる。

しかし、令和6年度の総応募点数は4,520点と、令和5年度の5,397点から大きく減少したが、これは、県立高校からの応募がなくなったことによるものということである。

現状、総応募点数を成果指標としており、今後もこれを成果指標とするのであれば、市内の県立高校へ継続的に参加を要請することが望まれる。

(2) 中央図書館大規模改修事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	図書館管理課		
事業概要	いつまでも安心して快適に利用できるよう、利用開始から20年以上経過した中央図書館の改修を実施		
事業課題	時代に合った市民にとって安全で使いやすい新たな図書館として改修する必要がある。また、改修工事と図書館の開館を同時に行うため、市民への影響を最低限とする運営が必要である。		
今後の取組方針	利用者である市民への影響を最低限とするため、工事期間中における運営方法と図書資料の保管方法をより綿密に計画する。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
—	28,337	879	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

主な内容	決算額
令和6年度 豊田参合館長寿命化改修工事負担金	879

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・長寿命化改修工事の入札が2度の不成立、不調となり、事業実施時期が延期となったため、具体的な計画は作成しなかった。

- ・緊急性が高い箇所（受変電設備、空調の加湿給水配管更新、ドレン配管の洗浄等）の修繕を休館せずに実施した。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

（3）中央図書館管理運営事業

ア 概要

（ア）事業の概要

所管課	図書館管理課		
事業概要	豊田市中央図書館運営基本方針を踏まえた、効果的・効率的な図書館の管理運営を実施		
事業課題	新たに図書館へ足を運んでもらう市民を開拓できるような運営が必要である。		
今後の取組方針	立地の利便性を有効活用し、市民にとって親しみやすいイベント・講座の開催したり、引き続き地域イベントへ出展し、図書館サービスのPRを行ったりする等、興味・関心を持ってもらえる図書館運営を行う。		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

（イ）3年間の事業費決算額の推移

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
707,001	679,731	725,677	

出典：教育政策課資料

（ウ）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

主な内容	決算額
中央図書館費	621,755
図書館システム費	103,922
計	725,677

出典：教育政策課資料

（エ）令和6年度の当事業の主な取組

- ・展示・イベント・講座等実施 686回

イ 監査の結果及び意見

(ア) 貸与備品の管理について（意見）

豊田市中心図書館の管理運営等に関する基本協定書第 11 条第 2 項は、指定管理者は、貸与備品等を善良な管理者の注意をもって管理する旨を定めている。そのため、備品一覧と現物の照合を実施した。その結果、長期間にわたって使用されていない備品を図表 4-2-6 のとおり検出した。

図表 4-2-6

備品番号	品名	取得日	保管場所
C 00-31243	テレビ台	1998/8/1	7F 倉庫
G 00-31677	カラーテレビ	1999/1/1	7F 倉庫
H 00-31683	液晶データ プロジェクター	1998/10/1	7F 多目的ホール映写室

盗難や私的利用といった資産を流用する不正リスクを回避する観点から、今後も使用可能性がない、又は使用できない備品については、教育委員会に返却する方向性で検討されたい。

(4) 図書資料デジタル化事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	図書館管理課		
事業概要	保存・活用を目的とした図書資料（主に郷土資料）のデジタル化及び電子書籍導入の検討を実施		
事業課題	電子図書館について、市民の認知度が低い。多くの市民に活用してもらうため、学校をはじめとした様々なところへの情報提供を行う必要がある。		
今後の取組方針	イベント時での広報活動や様々な媒体を活用した周知を行い、幅広い世代の市民に利用してもらえるよう働きかける。また、館内にフリーWi-Fiを整備し、市民が気軽に電子図書館を活用できる環境を整える。(注)		
進捗状況	順調	自己評価	B

出典：2023 年度点検・評価報告書

(注) フリーWi-Fi は、令和 5 年度に整備済である。

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
707,001	679,731	725,677	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

主な内容	決算額
中央図書館費	621,755
図書館システム費	103,922
計	725,677

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・電子図書館サービスの運営、コンテンツの追加
- ・豊田市中央図書館の蔵書資料のうち、デジタル化の対象となる資料を国文学研究資料館に移送、データ化が完了

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(5) 図書資料の充実と環境整備事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	図書館管理課		
事業概要	身近に本のある環境を整え、多くの本に出会えるようにするため、施設における図書資料等の購入や、学校・園及び放課後児童クラブ等への団体貸出等を実施		
事業課題	図書資料を購入し充実を図っているが、一部の市民のみの利用に留まっている。		
今後の取組方針	外国語を母語にする子どもたちへのアプローチを行い、外国語絵本や洋書の利用を促進する。また、シニア世代を対象とした講座を始め、幅広い世代に対する取組を実施する。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
707,001	679,731	725,677	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

主な内容	決算額
中央図書館費	621,755
図書館システム費	103,922
計	725,677

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・豊田市中心図書館資料集方針に基づき、幅広い種類の図書資料を購入(38,394冊)
- ・学校や放課後児童クラブ等へ団体貸出を実施
- ・団体貸出等の図書館サービスについて関係団体へ周知
- ・不要になった資料を活用し、市民や学校等団体向けに図書を配布したほか、イベントでの無料配布を実施
- ・音読教室等、シニア世代を対象にしたセミナーを実施し、図書館への来館促進を実施

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(6) 子どもと本をつなぐ人材育成支援事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	図書館管理課
事業概要	子どもと本をつなぐ人を増やすため、読み聞かせボランティアの育成、読書相談(レファレンス)の充実、学校図書館司書への支援等を実施
事業課題	ボランティアの高齢化が進んでおり、今後の中央図書館やこども図書館等でのボランティア活動の継続が懸念される。

今後の取組方針	活動が継続するよう、ボランティア活躍の場を提供するだけでなく、新たな人材の育成に努める。また、図書館スタッフや学校図書館司書が、専門性を高められるよう研修や実際のレファレンス活動を積極的に実施する。		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
707,001	679,731	725,677	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

主な内容	決算額
中央図書館費	621,755
図書館システム費	103,922
計	725,677

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・読み聞かせボランティア基礎講座を始めとするボランティア活動を支援するための講座の開催（43回）
- ・ボランティアや読書指導者が活躍するイベント等を開催（767回）
- ・読書指導者（所定の研修を修了したボランティア）育成のための講座の開催（3回）
- ・図書館職員やボランティアによるレファレンスの実施（児童コーナー5,068回、こども図書室4,106回 合計9,174回）
- ・学校図書館司書への研修を、豊田市教育センターと図書館管理課が連携して開催（8回）

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(7) 平成 23 年度包括外部監査の結果に基づく措置等の状況

市では、平成 23 年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

過去の包括外部監査における措置状況を確認し、適切な措置が実施されているかについて検証した。

ア 図書延滞への対応

(ア) 概要

意見の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 図書の返却延滞解消のために、督促等を実施していますが、延滞状況に改善が見られないため、より効果的な督促方法を検討することが必要です。例えば、電話による督促については、貸し出し予約のある図書を除いては年に 1 回の督促となっていますが、随時、電話による督促を実施することが望まれます。・ 中央図書館及びネットワーク館等における督促では、最初の督促から催告通知書が郵送されていることから、年間の発送件数が多数に上っています。例えば、最初の督促は電子メールを送付することにより注意喚起を行い、それでも利用者の反応がない場合には郵送によって督促を行う方法をとれば、年間の郵送件数及び郵送コストを削減することになり、より効率的に督促ができるものと考えられます。・ 図書の利用者間の公平性を保ち、返却延滞への抑止力とするためにも延滞者については即時に貸出停止処分をすることの検討も必要と考えられます。
措置の内容	図書館内に設置した未返却図書事務改善検討部会において、未返却図書の催促等の事務に関する全体的な対応策を検討し、内部決定した。
組織としての再発防止策又は改善策等	平成 25 年 4 月から、電話、ハガキ、訪問により督促を継続的に実施して対応する（平成 24 年 12 月 4 日方針決定）。

(イ) 現状及び対応状況

平成 29 年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者が次のとおり業務を実施している。

- ・ 3 週間以上の延滞者にハガキを送付
- ・ 予約待ち資料がある場合は、1 週間以上の延滞で電話による催促を実施
- ・ メール登録がある場合は、1 週間以上の延滞でメールでも督促を実施
- ・ 2 日以上延滞した場合、図書館システム上で貸出・予約・リクエストを停止

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

イ 図書購入先の適宜見直し

(ア) 概要

意見の内容	購入先を選定する際意思決定の過程を書面で残すことにより、事後的に経済性・効率性の検証ができると考えられるため、意思決定の過程を書面等で残しておく必要があると考えられます。 また、年度ごと又は一定期間ごとに購入先を選定、比較するような検討もなされていませんでした。定期的な見直しをすることの検討が必要です。
措置の内容	図書館内に設置した図書購入方法検討部会において、図書購入方法について検討し、内部決定した。
組織としての再発防止策 又は改善策等	平成 25 年度以降、書店組合との覚書の締結を毎年度行い、選定理由等を文書化する（平成 24 年 12 月 4 日方針決定）。

(イ) 現状及び対応状況

指定管理者は次のとおり購入先を選定している。

- ・ 豊田市公共図書販売組合からの選書・購入を基本としている。
- ・ 同組合から購入できない場合は、地元書店、外国語資料等の販売店、製作元の出版社、自費出版の郷土資料等の著者、電子書籍等から購入先を選定している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

ウ 禁帯出資料の点検

(ア) 概要

意見の内容	禁帯出の資料については、禁帯出のため所在不明になるはずはないとの前提の下に蔵書点検の対象外とされています。しかし、毎年点検を実施する必要は必ずしもないにしても、一定のローテーションを設ける等の工夫をした上で、定期的に蔵書点検の対象とすることが望まれます。禁帯出の図書資料も豊田市の財産を構成するものであり、一定時点で在高を確かめる必要があり、その保存状態等を定期的に確認する必要があります。
措置の内容	該当する3種類の資料について、3年サイクルを目途として1種類ずつ実施していくこととする。
組織としての再発防止策 又は改善策等	該当する3種類の資料について、平成24年度から逐次実施していく。

(イ) 現状及び対応状況

指定管理者は禁帯出の資料も蔵書点検の対象として、毎年照合している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

エ 図書除籍の判断基準の明確化

(ア) 概要

指摘の内容	回収の見込みがない図書資料について記録を保持し、継続的に管理していくのは実務的に煩雑であるだけでなく、豊田市の保有図書数が実態よりも過大に計上されることとなります。そのため、判断基準を明確に定めた上で当該基準に準拠した実務上の運用を行っていくことが必要です。
措置の内容	図書館内に設置した未返却図書事務改善検討部会において、未返却図書の催促等の事務に関する全体的な対応策を検討し、内部決定した。
組織としての再発防止策 又は改善策等	未返却に対する督促を強化することにより長期未返却が減少することを踏まえ、返却期限後1年を経過した延滞資料で、延滞者の所在不明等で回収の見込みがない資料は除籍することとし、基準に明記する（平成25年1月13日除籍決定）。

(イ) 現状及び対応状況

- ・豊田市中心図書館除籍基準を定めており、蔵書点検で5年続けて所在不明のもの、貸出資料の返却期限から2年以上経過し、回収の見込みがないもの等を除籍の対象となる資料及び基準としている。
- ・指定管理者は同基準に従い、除籍対象の資料を特定し、図書館管理課長の決定を受けて除籍している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

オ 業務委託の業者選定

(ア) 概要

意見の内容	設備機器等の購入の契約と保守点検の契約を別々に行う場合は、ライフサイクル全体に係るコストとしては最小ではなくなることがあります。イニシャルコストの多寡のみで業者を選定することなく、ライフサイクル全体のコストを把握して、よりコストを抑えることが可能な業者を選定することが望まれます。
措置の内容	ランニングコストも視野に入れて総合的に判断することが必要なものに対応する契約としてプロポーザル・コンペ方式等がある。今後の設備機器導入の際には、ライフサイクルコストを考慮できる契約方式で業者選定していくことを決定した。
組織としての再発防止策 又は改善策等	所属内に導入検討部会をつくり、その中で設備機器等の保守点検について競争入札が可能かを検討する。

(イ) 現状及び対応状況

- ・平成29年度から指定管理者制度を導入し、選定に当たっては価格のみならず、プレゼンテーション審査を行っている。
- ・図書館の施設等の機能と環境を良好に維持し、施設等の日常点検、保守管理は、指定管理者が行っている。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

カ 利用期間が長期になる情報機器等の契約

(ア) 概要

意見の内容	利用期間が長期になる情報機器等の契約については、保守等についてその業者に委託するのが適切か否かを判断する際に必要となるため、他社製品への移行が不可能であったと判断した過去の導入時の検討資料等は、資料の保存期間にかかわらず、利用期間が終了するまで残しておくことが望ましいと考えられます。
措置の内容	5年を超える情報機器等の契約書は、担当者で引継ぎを行い、上司が確認することを24年9月末に内部決定を行い、職場研修で職員に周知した。
組織としての再発防止策 又は改善策等	5年を超える情報機器等の契約書は、担当者間で引継ぎを行い、上司が確認する。

(イ) 現状及び対応状況

長期継続契約の情報機器等については、契約締結の決定に当たって、従来の契約書等を添付して回覧している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

3 学校教育課

(1) 「主体的・対話的で深い学び」推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善をめざした「学力向上授業モデル」を作成し、各学校での活用を図った。 ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法に係る教員研修等を充実させた。
事業課題	・「学力向上授業モデル」の活用について、全小中学校（103校）で活用され、1校当たりの平均的な活用回数は18.8回となった。一方で学校によって活用回数にばらつきがあり、活用度を高めていく必要があることが課題である。

今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・活用方法を周知するために、経年研修や職務研修において、活用について紹介する機会を増やす。 ・学校の現職教育での活用だけでなく、教員個人での活用を高め、授業改善に取り組めるように研修の中で使い方を支援する。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1,159	1,172	1,089	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
学力向上・少人数指導推進委員会	109
教科領域等指導員	980
計	1,089

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和5年度版の学力向上授業モデルは、全小中学校 103 校で活用されている。また、活用回数は、令和4年度版は 1,935 回（1校当たり 18.8 回）、令和5年度版は 1,679 回（1校当たり 16.3 回）となっている。

「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法に係る教育研修等は、3年目研修、教務主任研修、教科領域等指導員研修及び教育センター研究員研修で実施しており、教科領域指導訪問による活用も 66 校実施している。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の項目及び目標値について（指摘）

当事業のめざす姿は、「教員による指導方法の工夫・改善が活発に行われ、児童生徒の『主体的・対話的で深い学び』が実現している」ことである。

現教育行政計画における成果指標、令和4年度から3年間の実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-3-1** のとおりである。

図表 4-3-1

成果指標		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
「主体的・対話的で深い学び」ができていると思 う児童生徒の割合	小学生	85.0%	84.4%	85.3%	85.0%
	中学生	86.0%	86.4%	85.2%	87.0%
「主体的・対話的で深い 学び」の視点による指導 方法の工夫・改善を行っ ている学校の割合	小学校	74.7%	82.9%	78.7%	90.0%
	中学校	86.2%	78.5%	71.4%	85.0%

「主体的・対話的で深い学び」の視点による指導方法の工夫・改善を行っている学校の割合については、図表 4-3-1 のとおり目標値を小学校は 90.0%、中学校は 85.0%と設定している。これは、当事業のめざす姿である「指導方法の工夫・改善」を行わない学校の存在を許容するものであり問題と考える。

そのため、当成果指標の目標値は 100%に設定すべきである。

(イ) 学力向上授業モデルの課題や改善点の引継ぎについて（意見）

学力向上授業モデルは、16名により構成される学力向上推進委員会で検討、決定されている授業プランである。毎年テーマを定めて作成しており、令和6年度は「個別最適な学びを協働的な学習の中で推進する Qubena（学習 e ポータル）の活用・提案」であった。作成した学力向上授業モデルは、学力向上推進委員会の委員が在籍している学校での実践を基に検証した上で、各学校に対して授業プランとして提案している。

学力向上推進委員会は、委員は最長2年間、また学校教育課の担当職員は1年単位で交代となるが、当委員会のメンバーが顔を合わせるのが年に3回のみである。当委員会の実施状況について、担当者へ確認したところ、定めたテーマに沿った学力向上授業モデルを作成、確認はするものの、過年度に作成した学力向上授業モデルについては特段議論していないということであった。そのため、実際に学力向上授業モデルを活用した現場の声に基づく課題や改善点の引継ぎが行われていない状態にある。

学力向上授業モデルの内容を年々よりよいものにするため、良かった点や課題、改善点等の現場からのフィードバックを反映する引継ぎを行

い、その結果を記録として管理されたい。

(ウ) 取組実績である学力向上授業モデルの活用回数に対する対応について（意見）

ア（エ）令和6年度の当事業の主な取組において、学力向上授業モデルの活用回数を記載しているが、学校ごとではばらつきがある。担当者に令和5年度の学力向上授業モデルの利用回数実績を確認したところ、小学校で利用回数が最も多かった学校は60回に対して、最も少なかった学校は4回であった。また、中学校では、利用回数が最も多かった学校は53回に対して、最も少なかった学校は1回であった。

しかし、学力向上授業モデルの利用回数が極端に少ない学校に対して、市としてその原因のヒアリングや指導を追加で実施はしていない。その理由は、必ずしも「活用回数が少ない」＝「授業改善ができていない」ということに直結するわけではないからということであったが、当事業の事業課題には、学力向上授業モデルの活用度を高めていくことを掲げている。それにもかかわらず、利用回数が極端に少ないことは、「主体的・対話的で深い学び」を促進することができない要因となり得る。

そのため、市は、学力向上授業モデルの利用回数が少ない学校に対して、その原因のヒアリング等を行い、活用回数の底上げを図ることが望ましい。

(2) ICT活用・整備推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の ICT 活用指導力向上のための研修を計画的に実施し、教員が自律的に受講できるよう、動画配信や e ラーニングのオンライン研修を実施した。 ・新しい学びのスタイル推進委員会と連携し、タブレット端末を活用するための研修を実施して、授業改善を推進した。 ・学習支援ソフトや学習用アプリを整備し、一人ひとりの能力や適性に応じた学習や協働的に考えをまとめたり、表現したりする学習を推進した。 ・学校現場で活用する ICT 機器を充実させるためにオンライン端末の整備を行った。 		
事業課題	<ul style="list-style-type: none"> ・経験者別、役職別、OJT、e ラーニング研修を実施することで、ICT の活用を推進した。一方で、授業、校務での ICT 活用を苦手とし、十分な活用ができていない教職員もいるため、学校間、学校内で活用率に差が生まれていることが課題である。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員個々の状況やニーズにあった ICT 活用の習熟度別研修を実施する。 ・研修で行った操作方法や活用方法を校内 OJT で伝達するとともに、動画視聴サイト「とよみる」での動画資料を充実させ、教職員が自己研修できる環境をつくる。 		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3 年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
937,847	746,551	1,162,361	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
学校間ネットワーク回線使用料	112,255
校務用パソコン機器賃貸借	135,973
授業用ICT機器賃貸借	41,735
学校図書館システム費	106,828
学校情報化推進費	420,907
デジタル教科書	344,663
計	1,162,361

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

教員のICT活用指導力向上のための研修を計画的に実施し、教員が自律的に受講できるよう、動画配信やeラーニングによるオンライン研修を実施した。

また、新しい学びのスタイル推進委員会と連携し、タブレット端末を活用するための研修を実施して、授業改善を推進した。

そのほかに、学習支援ソフトや学習用アプリを整備し、一人ひとりの能力や適性に応じた学習や協働的に考えをまとめたり、表現したりする学習を推進した。

学校現場で活用するICT機器を充実させるためにオンライン端末の整備を行った。また、令和5年度のICT機器を活用した研修会の受講者数は11,816人、ICT支援員が訪問した学校数は104校であった。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 教員によるICT活用事例の共有について（意見）

ICT活用・整備推進のため、教員に対しては、ICT活用指導力向上のための研修及びICT支援員による学校訪問を実施し、ICTを活用した授業となっているかを確認するとともに、授業にICTを取り込むことができるように指導している。

ICT支援員は、訪問支援、あるいはヘルプデスク対応を行っている。具体的には、訪問支援は、全小中学校及び特別支援学校の104校に年2～5回訪問し、授業支援や校内研修等を行うものである。また、ヘルプデスク対応は、学校からの問合せに電話で対応し、遠隔操作によって支援するものである。

当事業では、現教育行政計画における成果指標を、学校における教育の情報化の実態等に関する調査の次の項目としている。

- a 児童生徒が ICT 機器を活用し、一人ひとりに応じた学習や協働的な学習に取り組んでいると回答した学校の割合
- b 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用していると回答した教員の割合

当成果指標の令和4年度から3年間の実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-3-2** のとおりである。

図表 4-3-2

成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
a	小学校 (全国平均)	78.1% (79.4%)	84.7% (81.8%)	85.7% (83.8%)	全国平均 以上
	中学校 (全国平均)	75.2% (75.2%)	81.8% (78.0%)	84.0% (80.2%)	全国平均 以上
b	小学校	90.0%	90.1%	89.2%	95.0%
	中学校	89.1%	88.7%	89.7%	95.0%

当事業のめざす姿は、「ICT 機器の整備が進められ、子どもたちが ICT を活用することにより、個別最適な学びと、協働的な学びが一体的に充実している」ことである。市は、全児童生徒にタブレット端末を配布しており、ICT 機器の利用環境は既に整っている。その状況下で当事業のめざす姿を達成するためには、ICT を活用した授業が必要不可欠であり、そのためにどの教員の授業でも ICT を活用できるようにする必要があると考える。

市では、教員の ICT 研修をプログラム化しており、**図表 4-3-2** のとおり「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用していると回答した教員の割合」については、小学校・中学校ともに約 90% となっている。現教育行政計画の実施期間において、教員による ICT 活用が浸透してきているといえる。

今後、更なる ICT の活用を図り、個別最適な学びと、協働的な学びをより充実させるためにも、市は、各学校から活用事例を収集し、好事例

については事例集の作成、集合研修の開催等の手段で、情報共有を図ることを検討されたい。

(3) きめ細かな教育推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	支援が必要な子どもへの重点的な指導や一人ひとりに応じた学習機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな教育を推進するため、市独自の少人数学級とともに。少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師・補助教員等の効果的な配置を進める。		
事業課題	きめ細かな教育の推進に向けて、人材の確保が欠かせない。教員の育児休暇や病気休暇の取得者数が年々増加しているため、必要となる臨時的任用教員数が増加する中、常勤で勤務できる講師が不足している。そのため、市独自での学級編制を実施するための准教員の確保も困難になっている。さらに、定年引上げにより、ベテラン非常勤講師の確保も困難な状況であることが課題である。		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣大学や県人材バンク、周辺自治体との情報共有を強化し、講師の確保に努める。 ・ ベテランに限らず、若手についても非常勤講師として任用する。 ・ ペーパーティーチャー(教員免許状を所有していながらも教員として働いた経験が無い方や、過去に学校で勤務した経験を持ち、もう一度教員として働きたいという方)相談会を継続し、現在免許を保有しながらも教職に就いていない方の発掘に努めたり、臨時免許制度について中学校免許保有の大学生を中心に周知し講師任用を進めたりし、人材確保を図る。 ・ 各校と協力し、教育実習の推進を図ることで、教職を選ぼうとする学生の意識向上を図る。 ・ 市独自の少人数学級の仕組・方向性について分析・考察する。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
418,067	441,591	415,090	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
市費負担准教員報酬・通勤費等	167,644
少人数学級対応非常勤講師報酬・通勤費	53,021
きめ細かな教育非常勤講師報酬・通勤費	81,232
非常勤養護教諭報酬・通勤費	113,019
小・中学校講師向け新豊田市応援補助金	174
計	415,090

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・人材確保のために、ペーパーティーチャー相談会を実施した。
- ・今後の新たな人材発掘に生かせるように、人材データベースの整備を進めた。
- ・30人学級を編制する小学校58学級の1・2・3年生に対して、准教員10人及びきめ細かな教育非常勤講師（以下「サポートティーチャー」という。）52人を配置した。
- ・35人学級を編制する中学校25学級の2・3年生に対して、准教員14人及び少人数学級対応非常勤講師37人を配置した。
- ・安全面から、より専門的できめ細かな対応を実施するため、児童生徒数の多い学校に、非常勤で養護教諭を配置した。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 事業の成果指標と取組との齟齬（そご）について（意見）

当事業の取組の1つとして、小学校においては、小学1・2・3年生を対象に、准教員及びサポートティーチャーの配置を進めている。また、中学校においては、中学2・3年生を対象に、准教員及び少人数学級対応非常勤講師の配置を進めている。

一方、当事業の成果指標である「学習内容を理解しているとする児童生徒の割合」は、市が行っている「教科等に対する意識調査」のアン

ケート結果を利用しており、小学校については小学5年生、中学校については中学2年生を対象としている。中学校については、当取組の実施対象である中学2年生がアンケートの対象にもなっているが、小学校については、当取組の実施対象である小学1・2・3年生ではない小学5年生がアンケートの対象となっている。当取組の実施対象である小学校低学年とアンケートの対象である小学校高学年では、思考の成長度や感じ方に違いがあるといえる。

したがって、小学校については、アンケートの対象を当取組の実施対象となっている小学校1・2・3年生とすることを検討されたい。

(イ) 成果指標の目標値達成のためのロードマップについて（指摘）

当事業においては、ア（イ）3年間の事業費決算額の推移のとおり、多額の費用が充てられており、現教育行政計画の重点事業の1つに位置付けられている。担当者に確認したところ、当事業に係る令和4年度から令和7年度までの取組の全体像をまとめたロードマップは作成していないということであった。

取組のブラッシュアップを図っていくために、ロードマップを作成するとともに、定期的に取り組の成果を確認し、見直しを図るプロセスは欠かせないといえる。

教育の特性から、事業のロードマップを作成することが馴染まない事業もあり、特に当事業は国県の動向や人材不足などの外部要因により見通しを立てることが困難な側面がある。しかし、少なくとも重点事業については、当事業全体の具体的な取組内容を示したロードマップを作成する必要がある。当事業の目標値達成に向けて、外部要因を考慮しながら取組内容の見直しを図り実行していくといったプロセスを取り入れるよう、令和8年度を始期とする第5次豊田市教育行政計画から改善されたい。

(ウ) 少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの月度の就業実績確定に係る承認について（指摘）

少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの日々の就業実績は、就業記録票に記録される。就業記録票は、月度ごとに小中学校の校長が承認印を押印した上で、学校教育課へ提出される。学校教育課では、担当者が全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業記録票における就業実績を確認し、不備があれば、各小中学校へ問合せを行い、不備がなければ、報酬の基となる就業実績を人事課へ

提出するために、担当者が人事システムへ就業実績を入力している。

現状、報酬の基となる就業実績を学校教育課から人事課へ提出するに当たり、全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績に対する学校教育課担当者による確認行為はあるが、学校教育課としての承認行為がない。

一方で、外国人児童生徒等教育事業における学校日本語指導員については、報酬の基となる就業実績を学校教育課から人事課へ提出するに当たり、「〇月 日本語指導員の就業記録の確定について」の書式に基づいて、月度の全ての学校日本語指導員の就業実績確定に係る学校教育課としての承認行為が行われている。

全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績を学校教育課から人事課へ提出することにより、当就業実績に基づいて報酬が支払われることになるため、学校教育課としての月度の全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績確定に係る承認行為が必要と考える。

したがって、勤務データを取り込む前に学校教育課の承認を得るよう、マニュアルにも明記して改善されたい。

(4) いじめ・不登校対策事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて、スクールカウンセラーや青少年相談員、スクールソーシャルワーカーの派遣や、教員研修、いじめ問題対策の点検・見直し、適応指導教室の活動内容の充実などに取り組む。
事業課題	不登校児童生徒の増加率と比較して、パルクはあとラウンジ登録者と学習用タブレット活用による出席扱いとなった児童生徒の割合は減少している。これは、不登校児童生徒の状況の多様さに対応する支援が十分でないためである。そのため、児童生徒の状況に合わせた市の不登校対策事業の多様化とさらなる拡充が課題である。

今後の取組方針	市の不登校児童生徒支援として行っている「パークはあとラウンジ」、学習用タブレットの活用による学習機会の確保の取組を継続していくことに加え、「校内はあとラウンジ」実施のための支援を充実させるとともに、オンラインによる支援の実施、他課や民間、地域と連携した支援を検討していく。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	B

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
330,255	446,946	425,405	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
スクールソーシャルワーカー	96,427
青少年相談員	55,623
スクールカウンセラー	114,466
心の相談員	40,362
児童精神相談員	2,068
青少年専門指導相談員	1,440
教育支援専門員	42,035
不登校対策教員の教科等補助教員	37,874
いじめ防止対策委員	135
いじめ不登校問題対策費	34,975
計	425,405

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

児童生徒・保護者の心のケアの支援の一環として、スクールカウンセラーの相談件数 30,324 件、スクールソーシャルワーカーの支援人数（延べ支援児童生徒数）16,298 人と相談や支援を実施している。

また、「自分も友達も大切に作る授業案」を活用した授業を全体の 71.8%の学校で実施している。

不登校児童生徒に占めるパークはあとラウンジの利用比率が 12.2%で

あり、不登校児童生徒が利活用できる環境を整えている。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 自己評価に対する今後の取組方針について（指摘）

事業目的の達成状況に対して市が行った自己評価は、令和4年度は「A」（注）であったが、令和5年度は「B」（注）へとランクダウンしている。担当者によれば、学校内に、「校内はあとラウンジ」を設置したものの人が配置できていない、また、取組方針を定めたが十分に実施できていない等、改善や改良ができる点が多くあることがその理由である。

しかし、自己評価がランクダウンしているにもかかわらず、今後の取組方針が前年度と同じ内容となっている。担当者を確認したところ、取組方針に問題はないが、その取組内容の質の向上を図る必要があると判断したためということであった。また、不登校児童数の増加も自己評価をランクダウンすべきと判断した背景にある。

現状の取組方針において不登校児童数が増加しているのであれば、取組方針は前年度の引継ぎではなく、新たな取組方針を設定するよう検討する必要がある。

（注）自己評価の定義は、次のとおりである。

「A」：今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

「B」：事業内容や事業手法に改善を行う余地があり。より一層の効率化やコスト削減、成果向上に努める必要がある。

(イ) 物品購入等依頼事前チェック票への押印の徹底について（指摘）

令和6年度の当事業に係る事業費から任意に28件抽出して、豊田市契約規則に基づく事務がなされているかについて確認したところ、承認の押印漏れ及びチェック欄の記入漏れが1件検出された。

具体的には、《物品購入等依頼事前チェック票》の左上の案件作成者以外の1次検討者等用の承認印の欄に印鑑が押されていないものが発見された。また1か所口欄に✓や該当なしを示す「-」も何も記載されていない項目があった。（図表4-3-3参照）

実質的な作成時の確認及び承認はされているため、指定された承認印などを徹底し、確認ができていない証憑（しょうひょう）を残しておく必要がある。

図表 4-3-3

重要印 << 物品購入等依頼事前チェック票 >> 令和4年9月更新

このチェック欄は案件作成前以外の1次検討者専用。右のチェック欄は案件作成後用。チェックが目的のため。

1. 物品購入等決定書（購入等依頼書）

●共通

起算日は記入してありますか。 → 決定後には、決定日も必ず記入。（※決定書の決定は会議後に行うこと。）

数量は記入してありますか。

購入物品・納入場所は「項目別設定方法」（情報D0：[契約管理システム]資料）に沿った設定方法となっていますか。

納入期間は負担までにかかる期間を記入して設定してありますか。 ※参考見積書等に確認するなり、余裕をもった納期設定とする

消費税率は適切ですか。軽減税率対象品目や非課税品目など消費税率の異なる物品が混在していませんか。

○個人情報・情報セキュリティ ※問合せ-個人情報：は標準、情報セキュリティ：情報システム課情報化推進担当

個人情報を取扱う又は情報セキュリティ対策が必要となるか、確認しましたか。
参考資料：標準D08「[標準] 個人情報における個人情報取扱い」(P.12) 非課税品目における情報セキュリティ対策

1. 個人情報及び情報セキュリティ対策 2. 個人情報のみ該当

3. 情報セキュリティのみ該当 4. どちらにも該当しない

1～3のいずれかに該当する場合、情報D08に掲載されている最新の特記作成ツールを利用して特記又は買書を作成し、物品購入等決定書に添付しましたか。

80万円以下の案件

「特命発注」内申理由は記入してありますか。

「同等品不可」その理由にメーカー選定の理由は記入してありますか。

2. 物品購入等見積書

作成者と別の人が検算しましたか。

物品購入等決定書の見積額と、見積額の総和が一致していますか。

購入80万円超、借入40万円超の場合、原則「市内本店」担当者及び3名以上から参見見積もり。適正な経費金額になるよう検算・調整しましたか。 〒220-8501 さいたま市中央区大宮1-7-15

3. 購入物品明細書（購入の案件のみ作成（借入、売戻しは対象外））

●見積、納入に関する注意事項 ※必要に応じて記載

見積もるための条件（納品場所の詳細、積立設置の有無等）が記載されていますか。

既存物品の廃棄が含まれていませんか。 ※廃棄かつ新機と認められている場合はのみ、「買戻し」ではなく「買書」を記す

●品名

一般的な物の名前になっていますか。 ※商品名は入れない

（複数単品契約の場合）同じ品名のものはありませんか。 ※[納品]、約定のように入力するよう記載

●規格

機能、性能、サイズ、材質、色、形状等が記載されていますか。

空欄になっていませんか。

●数量・数量単位

数量に間違いはありませんか。

数量単位は適切ですか。 ※2桁、3桁は不適切

●基準品（商品名・メーカー名・品番）、基準品定価 ※仕様変更の場合は記入不要

基準品情報が最新であることを確認しましたか。（7/154時点で確認）

商品名・メーカー名・品番、基準品定価がすべての品目について記載されていますか。

商品名・メーカー名・品番、基準品定価に間違いがないことを複数人の目で確認しましたか。

●同等品申請

「同等品可」「同等品不可」「仕様発注」「対象外」が適切に選択されていますか。
※「同等品可」：基準品と同等品がある場合は原則、「仕様発注」：基準品がない場合、「対象外」：作業費物品でない場合のみ

●グリーン調達

「該当」「非該当」「対象外」が適切に選択されていますか。

●同等品の基準又は仕様

同等品可・仕様発注が選択されているすべての品目に記載が揃っていますか。

同等品として求める基準や仕様がすべて記載されていますか。

4. 仕様書等（仕様書や別紙が必要なときのみ作成）

●共通

明細書との品名等の不整合、競争性がなくなるような記載等、内容の不備はありませんか。

印刷物を購入する場合、最新の印刷物仕様書を使用して作成しましたか。

電子入札資料に仕様書のデータファイルを載せましたか。

○情報システム等導入計画書を情報システム課に提出した案件

「情報システム等導入申請書」を情報システム課に提出しましたか。 添付日（ / / ）

情報システム課に承認を受けた仕様書になっているか、確認しましたか。

5. 業者内申・取定書（80万超の案件で特命発注のときのみ作成）

「案件名」「設計金額」欄の情報は、物品購入等決定書の情報と統一してありますか。

「業者内申理由」欄は、だれが読んで納得できる理由になっていますか。

6. メーカー選定理由書（80万超の案件で同等品不可のときのみ作成）

「購入物品」欄の情報は、購入物品明細書等の情報と統一してありますか。

「メーカー選定の理由」欄は、だれが読んで納得できる理由になっていますか。

近時、教員等の学校関係者による児童生徒が被害者となる事件が発生しており、児童生徒と密に接する人物が面接等による選考を経ることなく、ふれあい指導員として採用されていることは、児童生徒の安全を脅かすリスクがあり問題と考える。

そのため、面接を必ず行う等の選考ルールを設定し、児童生徒と接する人物として適任かについて検討する必要がある。

(オ) ふれあい指導員に対する報償金について（意見）

ふれあい指導員が活動を行った際に支給される報償金が、1時間当たり1,000円で計算されている。ふれあい指導員は有償ボランティアの立場であるため、支払われる報償金は労働の対価として支払われる時間給とは異なる。そのため、愛知県の令和7年10月時点の最低賃金1,140円を遵守する必要はないと思われる。

一方で、有償ボランティアの人員数は比べると令和5年度の9人が最多であり、その後令和6年度は7人、令和7年度は5人と減少している。

最低賃金が毎年引き上げられている中、報償金を引き続き1時間当たり1,000円を維持した場合、今後ふれあい指導員の継続的な確保が困難となる可能性があるため、報償金の額を見直すことが望まれる。

(5) 特別支援教育推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	通常の学級で共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの理念に基づく授業づくりや学級基盤づくりに加え、特別支援学級や通級による指導といった「多様な学びの場」を充実させるため、ブロックサポート体制を活用して、担当する教職員への研修の充実、障がいのある児童生徒の教育の機会均等の保証や相談支援体制の強化を図る。
事業課題	児童生徒全体の数は減っているが、特別支援学級だけでなく、通常学級においても、特別な支援を必要としている児童生徒数は増えているため、教職員一人ひとりが特別支援教育に対する理解をさらに深める必要がある。そのため、各教員の専門性向上のための支援策や児童生徒それぞれのニーズに応じた支援体制の構築、充実が課題である。

今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の専門性の確保・向上、相談支援体制の充実のために、管理職対象の研修、実態に応じたブロック別研修、免許法認定講習の受講促進などを行う。 ・学校及び保護者への就労・就学に関する情報提供の強化をブロックサポート体制の研修や豊田特別支援学校のセンター的機能を活用して実施する。また、保育課と連携して、5歳児の保護者に対して就学に関する情報提供を行う。 ・多様な学びの場（通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）を支える基礎的環境整備（学級運営補助指導員や看護師の派遣、アドバイザー訪問指導や巡回訪問、副次的な籍制度などの整備）に努める。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
148,207	187,805	158,591	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
特別支援教育推進委員会	119
特別支援教育アドバイザー	23,551
学級運営補助指導員	103,045
医療的ケア検討委員会	32
医療的ケア看護師派遣	31,706
学校行事への看護師派遣	138
計	158,591

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・特別支援教育に関する教職員の専門性を確保するために、障がい種別ごとに教職員研修を6回実施した。また、看護師による支援が必要な小中学校の児童生徒に対する医療的ケアを11人に実施した。

- ・専門家（特別支援教育アドバイザー）による学校への訪問相談を1,063件実施している。

イ 監査の結果及び意見

（ア）特別支援教育アドバイザーの後任者について（意見）

特別支援教育アドバイザーが専門家として各学校への相談支援を行っている。令和5年度の968回から令和6年度は1,063回と訪問件数も増えており、事業課題を遂行している。

特別支援教育アドバイザーは、特別支援学校管理職経験者が務めており、現在、5人体制で各学校からの要請に対して訪問相談を行っているが、現任者以外で特別支援教育アドバイザーを務められる人員が確保できていない。

当事業の達成には、特別支援教育アドバイザーの人材確保が不可欠であるが、これまで紹介により人材を確保してきたため、市として人材を増やすための具体的な施策がとられていない。

現在の5人体制で学校からの相談には対応できているということであるが、欠員が生じた際には現状のサポートを継続することが困難になる可能性がある。そのため、市は、キャリアプランとして特別支援教育アドバイザー制度があることを含めて、今後担い手になり得る人材に対する周知を行うことを検討されたい。

（イ）学級運営補助指導員の採用について（指摘）

市は、学級運営の補助、身辺自立支援及び学習指導上の補助のサポート業務を担う学級運営補助指導員を採用しており、青少年相談センターが、要望のあった学校へ配置している。

学級運営補助指導員は、教員の資格がなくても、年に1回の登録会で仕事内容を知ってもらい、希望者が履歴書を提出すれば登録が完了する。現状では、面接等による選考は行われていない。

近時、教員等の学校関係者による児童生徒が被害者となる事件が発生しており、面接等による選考を経ることなく登録された学級運営補助指導員が、日常的に学校へ出入りし、児童生徒と接することが可能な状況は、児童生徒の安全を脅かすリスクがあり問題と考える。

そのため、面接を必ず行う等の選考ルールを設定し、児童生徒と接する人物として適任か検討する必要がある。

(ウ) 特別支援教育アドバイザーの利用について（意見）

特別支援教育アドバイザーは、各学校からの訪問の依頼を受けて単発、継続の訪問を実施しており、令和6年度は年間1,063回となっている。

一方で、特別支援学級を有す学校において、令和6年度において一度も特別支援教育アドバイザーの利用実績がない学校が20校存在する。

担当者によれば、各学校からの訪問の依頼を受けたものの、人員不足を理由により断った事実はなかったということであるが、特別支援教育アドバイザーを1年間で1度も利用しなかった理由についての調査は行われていない。

学校が利用をしなかった理由が、特別支援教育アドバイザーの利用の必要性がなかった場合であれば問題はないが、制度を認知できていなかったために利用しなかった場合は問題である。

そのため、市として利用をしていない学校に対して、定期的に理由の確認を実施することが望ましい。

(6) 外国人児童生徒等教育事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	外国人児童生徒等の小・中学校への適応及び自立に向けて、外国人児童生徒等サポートセンターの活動内容、担当教員や学校日本語指導員の指導・支援の充実、プレスクール事業や「ことばの教室」での指導、日本語指導が必要な生徒の就学状況調査等の実施・充実を図る。
事業課題	<ul style="list-style-type: none">・日本語指導が必要な児童生徒が急増し、個々の状況に応じた適切な支援が十分に行き届いていない。・外国人児童生徒等が在籍する学校が散在化しており、集住地区の指導スキルが散在地区へ展開されず、日本語指導ができる教員が不足している。・母国と日本の教育制度の違い、中学校卒業後の進路の情報が不足している。

今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のどの地域に住んでいても適切な教育が受けられるように学校日本語指導員の増員を図る。 ・質の高い日本語指導ができる教員を育成するため、必修研修の回数を増やすことを検討していく。また、外国人児童生徒等教育アドバイザーの巡回訪問数を増やし、学校の実情に合わせた合同研修を実施していく。 ・サポートセンターの移設に関しては、相談専用窓口の開設など保護者支援体制を強化するため、アクセスのしやすさを考慮し、市中心部への移設や人員の増員など検討する。 		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
149,843	143,488	163,192	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
学校日本語指導員報酬等	157,212
プレスクール、ことばの教室、サポートセンター等	5,393
日本語指導員旅費等	587
計	163,192

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・日本語指導の資格等を持つ母語支援以外の指導員の採用を増やし、適切な教育が受けられるようにした。

指導員の採用：令和5年度14人→令和6年度25人へ増員

- ・日本語教育指導者研修会の開催校を増やし、研修会後に情報交換会を開催した。開催校の近隣学校の担当者が情報交換会において、情報交換することにより、担当者同士のつながりが増えた。

開催校：令和5年度1校での実施→令和6年度4校での実施へ増加

- ・豊田市教育国際化連絡協議会において、令和6年度から、研修ブロックリーダーを配置し、各専門委員会と学校との連携強化を図った。ま

た、ユニットごとを Teams のチームでつなぎ、学校間、教員間の情報共有ができる仕組みを構築した。

- ・令和6年度からアドバイザー直通電話を開設し、学校が相談しやすい体制とした。その結果、相談件数が前年度比で823件増加した。なお、年間相談件数は1,015件である。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 学校日本語指導員の移動時間の取扱いについて（意見）

学校日本語指導員のうち、複数の学校において、日本語指導に当たる者は、1日の間で学校間を移動することになるため、移動時間が発生するが、就業記録票を確認したところ、移動時間は就業時間とはされていないなかった。

担当者へ質問したところ、令和6年度以前においては、移動時間は一律労働時間としていなかったが、令和7年度から、学校日本語指導員の移動時間については一律労働時間を含むものとして取扱いを変更しているということであった。

労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、移動時間が使用者の指揮命令下に置かれている時間に該当する場合には、労働時間としなければならない。当該事案の場合、学校間の移動が次の学校での日本語指導のために必要な業務であるなら、学校間の移動時間は労働時間となる可能性がある。

そのため、所管課において、移動時間が発生する他の業務の洗い出しを行い、移動時間が就業時間に含まれているかについて、早期に確認することを検討されたい。

(7) WE LOVE とよた教育プログラム推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むために、関係課等と連携して教育プログラムの作成や学校が教育プログラムをまとめた資料等を活用しやすい仕組みを構築することにより、学校による豊田市の教育資源の活用を推進し、子どもにとって魅力的な授業を実施する。

事業課題	<ul style="list-style-type: none"> WE LOVE とよた教育プログラムは、数・種類共に十分ではない。また、認知度が低く、実践校が限られているため、単元に置き換えることができ、子どもたちの教育に資するプログラムの開発と周知徹底が課題である。 移動手段が確保できないプログラムが多いため、活用数が伸びない。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員会と関係課の連携による、新しいプログラムとモデル学習コースの作成・整備を進める。 プログラム集活用推進のために、教務主任研修での情報発信、学校訪問を通して各校への周知と活用推進を図る。 博物館見学と本会のプログラムの同日実施による移動手段確保に向けた検討を進める。 		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
77	77	77	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
教育推進委託料 (WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会)	77

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会の開催回数 4回
- 関係課等を交えた情報交換会及びプログラム作成会の実施 3回
- 作成した検証済プログラム数 22本
- 作成した次年度検証用の新規指導資料数 20本
- 授業で使える情報を掲載した情報ツール「POTETO」内で市内の教育資源や教育プログラムを検索する仕組みの改善、整理
- 教務主任研修での情報発信及び全103校の学校訪問を通じて、各小中校への事業の周知とプログラムの活用推進を図った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) WE LOVE とよた教育プログラムの効果測定について（意見）

当事業では、子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むために、関係課等と連携して教育プログラムを作成することを柱の1つとしている。教育プログラムは、当事業の成果指標の1つでもあり、毎年度20本程度を作成し、現教育行政計画の最終年度である令和7年度には、100本の教育プログラムを作成することを目標としている。令和4年度から令和6年度までの教育プログラムの累積作成本数は、**図表 4-3-5**のとおりである。

図表 4-3-5

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会で作成したプログラム数	45	62	84	100

教育プログラムは、子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むためのものであり、作成した教育プログラムを実践した後には、当目的に沿ったものであるか否かの効果測定を行い、必要な教育プログラムの更なる活用を行う必要がある。

効果測定については、教育プログラムを企画提案した関係課が実施しているが、学校教育課との情報共有が十分に行われていない。

したがって、教育プログラム実施後に、関係課が効果測定を実施し、学校教育課との情報共有を図る場を設ける等、今後の教育プログラムの向上につながる体制づくりを検討されたい。

(イ) 成果指標「市内の教育資源を活用した学年の割合」について（意見）

当事業の成果指標の1つである「市内の教育資源を活用した学年の割合」は、豊田市内に存在する教育資源を活用し、子どもにとって魅力的な授業を実施することを目的としている。現教育行政計画の最終年度である令和7年度の当成果指標の目標値は100%としている。令和4年度から令和6年度までの成果指標の実績割合は、**図表 4-3-6**のとおりである。

図表 4-3-6

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
市内の教育資源を活用した学年の割合	① 100%	① 100%	① 100%	① 100%
① 小学校	② 100%	② 100%	② 100%	② 100%
② 中学校				

市内に存在する教育資源には、市内の図書館、税務署、警察署等の施設のほか、例えば、市内の山、川、木などの自然も教育資源に該当することになる。教育資源の範囲は広範であるため、市内で授業を実施すれば、必ず教育資源を活用したことになり、成果指標の割合は、100%以外にはならないと考えられる。

成果指標の役割は、達成度の測定、改善点の抽出、次の行動の誘導等が挙げられ、改善余地があるからこそ指標としての意味があると考えられる。常に100%の成果指標の場合、改善や努力が生まれにくいと考えられるため、実効性のある教育が行われない可能性がある。

したがって、実効性のある授業となるように、成果指標を見直すことを検討されたい。

(8) コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	地域学校共働本部において、地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動を推進するとともに、中学校区の単位でめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校運営協議会の機能強化に向けた規則を整備することにより、小・中学校の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施する。

事業課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校間で教育目標を共有するだけでなく、具現化に向けての教科に関する共通の目標設定等の取組を行うとともに、教職員や児童生徒の関わりを深めていく必要がある。 ・学校運営協議会、CS 連絡会議（注1）それぞれについて、目的や役割を明確にして取り組む必要がある。 ・活動について、ボランティアの参加が少なかったり、自治区等との連携が十分でなかったりする等、地区によっては運営面での課題がある。 ・事業の核となる地域コーディネーターを今後増やしていくために、人材の発掘や育成が必要である。また、充実した活動に向けて本部の施設整備を行う必要がある。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修や役職者研修の中で、小中学校間の教育課程の接続や共通の取組等について、検討する機会を設け、意識の共有を図る。 ・交流館や自治区等と、事業目的や必要な人材等の情報を積極的に共有し、事業の推進を図る。 ・CS 推進委員会（注2）を継続し、各地区の実態把握を行い、好事例等の展開を通して運営支援を行う。 ・地域学校共働本部室の空調やインターネット環境等の整備をはじめ、環境整備や改善を図る。 		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：現教育行政計画及び2023年度点検・評価報告書

（注1）CS 連絡会議は「コミュニティ・スクール連絡会議」の略称である。

（注2）CS 推進委員会「コミュニティ・スクール推進委員会」の略称である。

（イ）3年間の事業費決算額の推移

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
35,108	36,194	39,154	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
地域コーディネーター活動謝金	33,242
地域学校共働本部推進アドバイザー旅費	53
地域コーディネーター旅費	30
地域学校共働本部の運営費	5,829
計	39,154

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・地域と学校のパイプ役となる地域コーディネーターの増員を図り、令和6年度における人員数を270名とした。
- ・地域コーディネーターの働き方改善に当たり、令和7年度以降にパソコン等の備品を購入するための予算確保の働きかけを行った。
- ・各中学校区でのコミュニティ・スクール連絡会議では、事業目的や必要な人材等の情報を積極的に共有し、中学校区内の小中学校での好事例を他の小中学校へ共有した。
- ・コミュニティ・スクール推進委員会では、各地区の実態把握を行い、中学校区での好事例を他の中学校区へ共有した。
- ・新任教頭研修を通じて、新任教頭に対して、コミュニティ・スクールのねらいや目的についての意識の共有やコミュニティ・スクールの基礎知識の習得を図った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の目標値達成状況について（意見）

当事業の成果指標は、「中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合」及び「学校の活動にボランティアとして参加した人数」であり、現教育行政計画の最終年度である令和7年度の各成果指標の目標値は、それぞれ100%、5,500人としている。令和4年度から令和6年度までの各成果指標の実績は、**図表4-3-7**のとおりである。

図表 4-3-7

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合 ① 小学校 ② 中学校	① 16.0% ② 37.9%	① 17.1% ② 21.4%	① 18.7% ② 21.5%	① 100% ② 100%
学校の活動にボランティアとして参加した人数	4,567人	4,679人	4,815人	5,500人

成果指標の1つである「中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合」は、目標値が100%であるのに対して、令和5年度における実績は、小学校17.1%、中学校21.4%であり、目標値から大幅に下方乖離している。

実績値と目標値の大幅な乖離について、担当者に確認したところ、**図表 4-3-8** のとおり回答を得た。

図表 4-3-8

目標値について	実績値について
「中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合」は、コミュニティ・スクール連絡会議において情報共有がなされているため100%であるべきもの。	年1回全国で実施される「全国学力・学習状況調査」における次の質問の回答から割合を算出。 (質問) 「前年度までに、近隣等の中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組をどの程度行いましたか。」

中学校と地域コミュニティとの教育目標の共有を目標にしているにもかかわらず、実績値は小学校教育と中学校教育の連携がとれているとした割合になっており、目標値と実績値が整合していない。

そもそも、中学校区単位でコミュニティ・スクール会議は定期的に行われていることから、当該実績値は必ず100%となり、目標値として

の意味を持たないといえる。

中学校と地域コミュニティとの情報共有は問題なく行われているといえることから成果指標からは除外し、今後は「学校の活動にボランティアとして参加した人数」のみを成果指標とするか、新たな成果指標を設定して事業に取り組まれることを検討されたい。

(イ) 地域コーディネーターの活動時間数の予算設定について（意見）

当事業を推進するに当たって、地域コーディネーターは、地域と学校のパイプ役として、その地域における学校の支援・補助を行い、地域と学校の連携を図る上で重要な役割を担っており、当事業の事業費の大半が地域コーディネーターの活動謝金に充てられている。

地域コーディネーターの活動時間数は、小中学校1校当たり、一律400時間を上限として予算を設定しているが、現在の市は、多数の町村と合併しており、学校間において、児童生徒数や地域特色が大きく異なることから、地域コーディネーターの活動に要する時間数も学校によって異なるはずである。

市から提出された資料により、令和6年度における地域コーディネーターの活動時間数を確認したところ、学校間で活動時間数が大きく異なっていた。そのため、活動時間数の予算設定について、小中学校1校当たり、一律400時間を上限とすることは、当事業の目標である「コミュニティ・スクールにおいて、学校間及び学校と地域が一体となった、地域ぐるみによる教育が効果的に実施されている」の達成において、妥当ではないと考えられる。

したがって、地域コーディネーターの活動に多くの活動時間数を要する学校には、多くの活動時間数が充てられるべきである。

例えば、過去数年間の実績による平均活動時間数などを考慮し、各学校の実情に合わせて、地域コーディネーターの活動時間数の予算編成を検討されたい。

(9) 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	健康な心と体で児童生徒と向き合うことができる環境を実現するため、在校等時間管理の適正化、学校マネジメントの推進、F動指導に関わる負担の軽減、スクールロイヤー機能の活用等による業務改善と環境整備に向けた取組に基づいて、教職員の多忙化解消を推進する。		
事業課題	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外在校等時間が月 45 時間超、80 時間超の教職員が固定化されている。 ・時間外在校等時間は減っているが、多忙感は減っていないと感じている教職員が多い。 ・令和 8 年度の市内全中学校における部活動地域移行に向け、指導者の確保や学校校舎のセキュリティー整備などが課題である。 <p>(注)</p>		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・出退時刻の意識化や時間外在校等時間の目標設定など、タイムマネジメント研修を推進し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・業務の DX 化、地域との連携したボランティアの人材確保などを多忙化解消プランの改訂版に盛り込む。 ・ペーパーティーチャー相談会を開催するなど、現在免許を保有しながらも教職に就いていない方の発掘に努め、人材確保を図る。 ・部活動の地域移行に向けて、地域学校共働本部の仕組みを見直しながら、人員配置、備品整備、学校施設整備を進める。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	B

出典：現教育行政計画及び 2023 年度点検・評価報告書

(注) 学校校舎のセキュリティー整備については、令和 6 年度において対応済みである。

(イ) 3 年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
14,396	53,383	72,604	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
地域部活動指導者謝礼	72,060
地域部活動指導者保険料	474
教育推進委託料（業務改善推進委員会）	70
計	72,604

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・ 出退時刻の意識化や時間外在校等時間の目標設定など、タイムマネジメント研修を実施した。その中で、各教職員に自身の時間外在校等時間の上限目標を設定することを周知し、時間外在校等時間の削減の意識付けを行った。
- ・ 「とよた地域クラブ活動」への移行に向け、地域展開を円滑に進めるため、3中学校をモデル校に指定して、部活動コーディネーターの業務内容を洗い出した。
- ・ 業務のDX化を推進するために、ICT研修を集合形式やe-ラーニング形式により、全4回実施した。
- ・ 現在免許を保有しながらも教職に就いていない者の発掘に努め、人材確保を図るために、ペーパーティーチャー相談会を実施した。

イ 監査の結果及び意見**(ア) 成果指標「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数」について（意見）**

当事業は、「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数」と「時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合」の2つを成果指標としている。

1つ目の成果指標である「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数」は、地域部活動指導者が休日部活動を指導する中学校数を指標としており、中学校の部活動の指導を学校から地域に展開させることを通じて、教職員の負担軽減に併せて子どもの活動機会の確保を図ることも狙いとしている。当成果指標は、各中学校の部活動のうち、1つの部活動でも地域部活動指導者が休日部活動を指導すれば、その中学校は成果として達成したことになる。現教育行政計画の最終年度である令和7年度の当成果指標の目標は、全中学校である28校として

いる。2つ目の成果指標である「時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合」について、教職員の多忙化を解消するために当割合の低下は急務である。そのため、2つ目の成果指標は、当事業の目標達成のために重要な成果指標であり、1つ目の成果指標は、2つ目の成果指標を達成するための手段であると考えられる。

令和4年度から令和6年度までの成果指標の実績は、**図表4-3-9**のとおりであり、特に中学校の教職員の多忙化解消が急務であると考えられる。

図表 4-3-9

成果指標	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数	6	28	28	28
時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合 ①小学校 ②中学校	① 29% ② 49%	① 25% ② 47%	① 23% ② 45%	① 0% ② 0%

中学校の教職員の多忙化の大きな原因の1つが部活動であるとする、一般的には、1つ目の成果指標を達成することにより、2つ目の成果指標の割合が低下すると考えられる。

しかし、令和5年度においては、1つ目の成果指標は目標値を達成しているが、2つ目の成果指標は令和4年度から微減に留まっている。これは、1つ目の成果指標が各中学校の部活動のうち、1つの部活動でも地域部活動指導者が休日部活動を指導すれば、その中学校は成果達成となるためであると考えられる。つまり、1つ目の成果指標が多忙化解消のための2つ目の成果指標と整合していないと考えられる。

次に、1つ目の成果指標に係る中学校の部活動数が2つ目の成果指標と相関関係にあるか否かを確認する。令和5年度と令和6年度の地域部活動指導者が休日部活動を指導した部活動数は**図表4-3-10**のとおりであった。

図表 4-3-10

成果指標	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比
地域部活動指導者が休日部活動を指導した部活動数	223	254	+31
中学校の全部活動数	265	265	0
時間外在校等時間が 6 か月平均で月 45 時間を超えている教職員の割合 ①小学校 ②中学校	① 25% ② 47%	① 23% ② 45%	① △2% ② △2%

令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、地域部活動指導者が休日部活動を指導した中学校の部活動数は 31 増加しているが、2 つ目の成果指標の割合は微減に留まったため、多忙化の要因は、部活動だけではない他の要因にもあると考えられる。

したがって、多忙化の要因を再検討した上で、1 つ目の成果指標は、2 つ目の成果指標である教職員の多忙化解消につながる成果指標とすることを検討されたい。

(イ) 時間外在校等時間が 80 時間超の要因分析について（意見）

当事業では、時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員について、45 時間を超える要因を教育委員会が定める 10 項目から回答させるアンケートを実施している。このうち、80 時間を超える教職員については、各小中学校の校長と面談することになっているが、現状、学校教育課では、校長が面談で得た時間外在校等時間 80 時間を超えた要因の集約を行っていない。

厚生労働省の定める脳・心臓疾患の労災認定基準は、図表 4-3-11 のとおり定められており、時間外在校等時間が継続して 80 時間を超えると疾患の可能性が高くなると考えられる。

図表 4-3-11

<p>労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価</p> <p>労働時間</p> <p>発症前 1 か月間に 100 時間</p> <p>または</p> <p>2～6 か月間平均で月 80 時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働</p> <p>一定の労働時間以外の負荷要因</p>
--

出典：血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について（厚生労働省労働基準局長 令和 5 年 10 月 18 日）を要約

学校教育課において、各教職員の時間外在校等時間が継続して 80 時間を超える要因分析を実施することにより、過労死や精神疾患のアラートをいち早く把握することが可能になると考えられる。

したがって、時間外在校等時間 80 時間を超える教職員に対して実施している校長の面談結果を集約し、要因分析が可能な体制の構築を検討されたい。なお、情報の集約に当たり、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いには十分に配慮する必要がある。

(10) 学び続ける教員の育成推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	「豊田市教員人材育成プラン」を踏まえ、キャリアステージに応じた教員研修の実施と OJT の充実を推進する。
事業課題	教職員データベースにより教職員の研修履歴等は把握できるようになった。一方で、それぞれの教員や学校が主体的・自律的に研修に臨めるように、校内研修（OJT 等）、自主研修を充実させていくことが課題である。

今後の 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアステージチェック表を作成し、研修を通して成長したことを振り返られるようにする。 ・研修の履歴の記録を作成し、管理職との面談を通して、教員自身が自己の強みや弱み、今後伸ばしていきたい分野、学校で果たすべき役割などを踏まえた振り返りを行う。 ・キャリアステージに応じた研修だけでなく、さまざまな分野の自主研修を行うことができるような仕組みや環境をつくる。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
—	—	—	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
実績額なし。	—

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和6年から教員ごとにキャリアステージシートを作成し、研修履歴を記録している。また、各教員は自ら自身の強みや教員として目指すキャリアを明確にし、新任から13年目までの間、キャリアステージチェックシートを作成して毎年校長と面談を行い、フィードバックを受けながらキャリアを重ねている。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 取組内容と成果指標の関連性について（意見）

当事業の目的は、「人材育成プランに示されたキャリアステージに応じた教員研修が実施され、高い指導力と学ぶ意欲を持った教員を育てる」ことである。そして、目的達成のため、各教員はキャリアステージシートの作成や、受講した研修履歴のポートフォリオを活用し、校長との面談でアドバイス等の助言を受けている。また、各教員が自律的に研修受講できるよう、動画配信等のオンライン研修を充実させている。

当事業では、現教育行政計画における成果指標として、全国学力・学習状況調査の次の2項目を設定している。

- a 「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか」の問いに「よく行っている」と回答する学校の割合
- b 「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」の問いに「行っている」「どちらかといえば行っている」と回答した学校の割合

当成果指標の令和4年度から3年間の実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-3-12**のとおりである。

図表 4-3-12

成果指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
a	小学校 (全国平均)	30.7% (41.9%)	51.3% (62.6%)	42.7% (62.3%)	全国平均 以上
	中学校 (全国平均)	34.5% (32.6%)	28.6% (45.2%)	39.3% (47.6%)	全国平均 以上
b	小学校 (全国平均)	60.0% (64.6%)	64.5% (84.2%)	77.4% (86.4%)	全国平均 以上
	中学校 (全国平均)	62.0% (58.8%)	60.7% (81.1%)	64.3% (84.1%)	全国平均 以上

成果指標の達成状況は、2項目とも目標値である全国平均を下回っている。

当事業の取組内容を担当者へ確認したところ、教員ごとにキャリアステージシートの作成を行うとともに、動画配信等の研修を含め自ら必要な研修を受講しているということであった。これは、成果指標bの「校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加」がなくとも、教員のキャリアステージシートの目的を達成することが可能なケースがあることを示している。そのため、現状の成果指標と当事業の目的達成のための市の取組内容との間に齟齬（そご）が生じている。

そこで、取組内容の実態を成果指標により反映するために、現状の成

果指標に加え、キャリアステージシートの活用実績や動画配信等のオンライン研修を含む研修全体の受講履歴等も成果指標に加えることが望ましい。

(11) 中高連携事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	市内の公立高校の特色ある取組や魅力をPRする「豊田市高等学校魅力発見フェスタ」の開催や、中学校と高校の教員が互いの授業を参観する授業交流を実施		
事業課題	高校側の働き方改革の流れから、企画及び実行委員会の会議の回数や議題の内容見直しを求める声があるため、それぞれにとって有益なものとなるよう、連携事業の改善についても検討が必要である。		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度も、感染症や熱中症防止等に配慮し、夏休み期間中に「豊田市高等学校魅力発見フェスタ」を集合対面にて実施していく。 ・企画・実行委員会の回数を厳選する。中学校と高等学校との授業参観、授業交流を継続する。 ・2025年度に向け、中高連携に係る事業内容について改善を検討する。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
2,537	8,629	8,377	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
豊田市高等学校魅力発見フェスタ開催費	8,377

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・豊田市高等学校魅力発見フェスタをスカイホール豊田にて、集合対面で実施し、各ブースによる学校紹介及び相談活動、エントランスでの部活動紹介等の体験、ステージでのトークセッション等を行った。
- ・当フェスタの企画運営は、実行委員会の生徒が中心になって進めるが、令和6年度は、1回当たりの会議の質を向上させ、企画委員会・実行委員会の回数を前年から1回ずつ減らし、それぞれ7回の開催とした。
- ・中学校と高等学校の教員同士がそれぞれの授業に参観し交流を図った。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(12) 特色ある学校づくり推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	特色と活力ある学校づくりを推進するため、校長の自由裁量予算を確保し、必要な人員配置や、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動等を学校独自に展開する。		
事業課題	地域性を生かし、地域に開かれた取組に再び積極的に取り組もうとする兆しが出てきている。しかし、事業自体のねらいや活動状況が保護者や地域に十分周知されていない。		
今後の取組方針	特色ある学校づくり推進事業について、学校だよりや学校ホームページだけでなく、学校運営協議会やコミュニティ・スクール連絡会議等も含め、積極的に発信していく。また、好事例を紹介したり、事業への参加の機会等を各学校の可能な範囲で設定したりするよう働きかける。		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
18,472	18,682	18,801	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
特色ある学校づくり推進事業負担金	18,801

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・各校の地域性や児童生徒の実態を念頭に置き、地域に開かれ、地域に愛される学校となるよう、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労体験などを学校独自に展開した。
- ・小中学校の担当者へ『令和6年度「特色ある学校づくり推進事業」担当者報告書』の作成を推進し、当報告書のホームページ掲載予定のスケジュールに沿って、学校の授業の様子をホームページに掲載させることを通じて、各小中学校の情報発信を支えた。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の妥当性について（意見）

当事業の成果指標である「『特色ある教育活動を行っている』と回答した保護者の割合」は、保護者を対象としたアンケート結果に基づく割合である。

保護者の視点から、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動に関して評価してもらうことは重要なことである。一方で、特色ある教育を受けた児童生徒の視点が欠けているといえる。

児童生徒の満足度を確認するために、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動を実施した後で、児童生徒にアンケートに回答してもらうことが望ましい。

以上より、「特色ある教育活動を行っている」と回答した保護者の割合に加えて、児童生徒へのアンケート結果に基づく満足度を成果指標にすることを検討されたい。

(13) 英語教育の推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	児童生徒のコミュニケーション能力を高めるために、外国人英語指導講師（ALT）と連携した教員の英語指導力向上のための研修を実施する。		
事業課題	子どもたちが生きた英語に触れる機会を生み出し、ALT と連携して英語指導の充実を図ることができた。一方で授業中等の限定的な中でコミュニケーション活動が多いため、課外活動や学校行事等への参画も推進し、児童生徒と ALT との積極的なコミュニケーションや児童生徒の学習意欲の向上を図ることが課題である。		
今後の取組方針	実際の指導に役立てることができるように、授業での効果的な言語活動例を ALT を通して学校間で共有する。授業外での ALT 活用例を紹介し、各校で実践することで、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
146,740	146,740	156,860	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
外国人講師費	156,860

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

市内全小・中・特別支援学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置し、小学校の外国語活動、外国語科、中学校の英語科における授業の充実を図った。ALT を講師として、校内現職教育を行い、教員の英語指導力向上に努めた。令和6年度から ALT を 29 人から 31 人へ増員して学級に配置する時間を増やし、小学校3年生、4年生は18時

間、小学校5年生、6年生は32時間と、年間の授業の半分はALTが配置できるようにした。中学生は令和5年と同水準で実施し、年間20時間はALTを配置している。また、ALTとの契約を委託契約から労働者派遣契約へ切り替え、学校からの依頼を容易にしている。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の設定について（指摘）

当事業は、英語教育実施状況調査の「授業における、児童生徒の英語による言語活動時間の割合が50%以上の学校」を成果指標としている。

当成果指標の令和4年度から3年間の実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-3-13**のとおりである。

図表 4-3-13

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
小学校 (全国平均)	84.6% (85.0%)	93.3% (94.1%)	-	全国平均 以上
中学校 (全国平均)	54.8% (55.0%)	57.1% (74.9%)	-	全国平均 以上

当成果指標の項目は、令和6年度に英語教育実施状況調査からなくなったため、令和6年度は「実績値なし」となっている。代替の指標を設定せず、客観的な進捗状況に基づく当事業の自己評価ができてないことは問題である。

今後も事業達成の状況を把握していくために、継続的に測定可能な成果指標を設定する必要がある。例えば、児童生徒に対する言語活動時間に対するアンケートの結果や教職員に対する英語教育に関する研修時間やALTの配置人数の推移等を設定し、複数の視点から総合的に当該事業の達成状況を評価することが望まれる。

(14) 貧困状態にある子どもへの支援事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課		
事業概要	学校を窓口とした福祉関係機関との連携及び就学援助制度等による経済的な支援を推進する。		
事業課題	教職員に福祉的な施策が浸透していないため、保護者からの相談に対し、市担当者へ迅速につなげられないケースがある。		
今後の取組方針	保護者からの相談に備え、福祉的な支援策を盛り込んだ研修（ヤングケアラー研修）を実施する。		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
130,856	145,900	153,471	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費等などの就学援助費等	153,471

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・保護者からの申請により、所得を審査し準要保護者を認定した。
- ・準要保護者の認定基準は、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.3倍。
- ・生活保護受給者については、要保護者として認定した。
- ・学用品費等を現金で支給した。
- ・学校と民生児童委員で対象者について情報共有を行い、連携を図った。
- ・ヤングケアラーに関するガイドライン等の配布周知を行った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の妥当性について（意見）

当事業の成果指標である「全児童生徒数における就学援助認定率」は、就学援助認定者数を全児童生徒数で除して算出される。就学援助が必要な児童には、就学援助を認定する必要がある、その場合、就学援助認定率は高くなる。令和4年度から令和6年度までの就学援助認定率は図表4-3-14のとおりである。

図表 4-3-14

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
全児童生徒数における 就学援助認定率	9.2%	9.3%	8.9%	8.6%

就学援助認定率が高い場合、就学援助を必要とする児童に広く就学援助が行き渡っていると考えられるため、就学援助認定率は、市による就学援助制度の周知活動が十分に行えていることを判断する指標にもなり得る。

しかし、就学援助認定率は、市による周知活動以上に、外部の経済環境の影響を受けやすい指標であるため、市の周知活動を始めとした様々な取組が指標に反映されない可能性が高いと考えられる。

したがって、就学援助のために実施した取組内容を成果指標とすることを検討されたい。

(15) 道徳教育の推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	学習指導要領改訂による道徳の教科化に伴う授業改善への取組や教育課程の編成等、道徳教育を推進する。

事業課題	経年研修等で道徳の授業づくりを学んだ教員等が、児童生徒が自分事として道徳的な問題を捉えて主体的に考えることができるような授業づくりに取り組むことが増えた。一方で、児童生徒が、自分の素直な思いや考えを表現したり、他者の考えも踏まえて、児童生徒同士の考えを一層深めたりできるように、関わり方を重視した授業展開等を工夫していくことが課題である。		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問の授業参観等で模範的な授業を行っている教員の実践等を収集する。 ・学習用タブレットを効果的に活用し、児童生徒の心情を可視化して把握したり、学習支援ソフト等を使って活発に意見交流したりする実践を紹介するなど、対話を大切にした授業改善を図る。 		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
27	30	29	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
教職員研修費	29

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

初任者研修、教科領域等指導訪問、4年目・9年目研修（中堅教諭等資質向上研修の一環）で道徳科の授業の進め方について学ぶ機会を設けた。6年目研修の中で、道徳科の授業の充実を図るための動画研修を行った。また、カリキュラム・マネジメントを意識し、各学校で学校行事等とも関連付けて、道徳科の授業が展開できるよう具体的な全体計画「別様」を作成した。教育研究会の道徳部会とも連携し、各学校の校内研修で命を大切にする道徳授業の推進を図った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の達成と事業取組の内容について（意見）

当事業は、教員が受講する初任者研修及び6年目研修の一部で、道徳科の授業の進め方について学ぶ機会を設けるとともに、教育研究会の道徳部会と連携して研修を行っている。そして、成果指標は、全国学力・学習状況調査の「道徳において児童生徒が自分自身の問題として捉え、考え、話し合うような指導の工夫をしていますか。」との問いに対して、『よくしている』と回答した学校』としている。

当成果指標の令和4年度から3年間の実績推移及び目標値は、**図表 4-3-15** のとおりである。

図表 4-3-15

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
小学校 (全国平均)	32.0% (37.6%)	34.2% (36.2%)	24.0% (35.2%)	全国平均以上
中学校 (全国平均)	34.5% (46.1%)	17.9% (42.8%)	28.6% (42.2%)	全国平均以上

現状、**図表 4-3-15** のとおり令和4年度から令和6年度にかけて未達の状況にある。これは、取組内容が、教員に対する年次研修の一部に道徳を取り込んでいるのみであることが要因と考える。

そのため、当事業の目標達成のために、道徳教育の支援事業独自の具体的な取組を検討することが望ましい。

(16) 子どもの体力向上推進事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校教育課
事業概要	児童生徒の体力向上及び運動好きな児童生徒を育てるために、各校の現状に合わせた「体力向上1校1実践」の取組を実施する。
事業課題	体力向上1校1実践等をもとに重点的、且つ継続的に実施されるまで十分に定着していない。効果的な体力向上に向け、各学校において体力テスト結果から課題を明らかにしたり授業改善をしたりするための視点や方策が浸透していない点が課題である。

今後の 取組方針	子どもたちが仲間と運動することの楽しさを味わうことができるように体力向上1校1実践の好事例を紹介する。授業改善を図るために、各校での体力テストの結果の分析を促す。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
49	49	49	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
教育推進委託料（体力向上推進委員会）	49

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・「体力向上1校1実践」について、自校の体力向上面での課題を分析し、新たな視点での活動を取り入れて実践をまとめた。また、5月の体育担当者会において、各小中学校の好事例を紹介した。
- ・子どもが基礎的な体力づくりに楽しく取り組めるように「体力アップトレーニングメニュー」等の効果的な活用方法について情報交換及び情報共有を図った。
- ・子どもの体力の正しい測定方法について、若手教員を中心に再確認するため、「体力テスト測定マニュアル」を校務支援システム書庫に掲載し、周知徹底を図った。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

4 学校づくり推進課

(1) 学校施設長寿命化改修事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	建物の構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、内装の改修などを含めた施設のニーズの多様化に対応するために、効果的な改修を計画的に実施していく必要があるため、長寿命化改修実施に向けて今後の事業展開を検討した。		
事業課題	近年の温暖化の進展や国の動きを踏まえ、体育館・武道場の空調設備整備を2025年度の夏までの整備完了を目指して最優先で取り組む必要があるため、長寿命化改修事業については事業の実施を再構築していく必要がある。		
今後の 取組方針	2029年度には保全改修事業から20年が経つ学校が出てくるなど、公共施設等総合管理計画の改定や個別施設計画の見直しに合わせた、第2期の保全改修事業として長寿命化改修事業の今後の展開を検討する必要がある。		
進捗状況	遅れ	自己評価	C

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
—	—	—	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
実績額なし。	—

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

当事業の令和6年度の決算額は実績額なしであるが、(ア) 事業の概要の事業課題にある「体育館・武道場の空調設備整備を2025年度の夏までの整備完了を目指して最優先で取り組む必要」から、これに係る取組を行った。

具体的には、児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、豊田市立青木小学校ほか54校の体育館及び武道場の空調設備を、設計施工一括発注方式により取得した。

なお、令和6年度決算額は、39億500万円である。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 事業概要と事業課題の相違について（指摘）

豊田市の学校施設は、建設から30年以上経過している建物が大半を占めており、平成20年度から保全改修（延命化計画：主に外装改修）を順次実施してきた。その後、文部科学省が「施設の目標耐用年数80年」を提唱したことを契機に、市でも学校施設の目標使用年数を80年としている。

そこで、市は、長期にわたる施設使用の推進に向けて、外装改修のみではなく、内装改修も含めた施設の長寿命化改修が必要であるとして、保全改修から20年経過した令和11年以降から長寿命化改修を当事業で実施する計画であった。

この計画においては、教育現場に大きく影響する点において外装改修とは異なり、各学校の将来像やニーズを把握した上で内装改修を実施すべきとして、令和3年度に長寿命化改修検討会を設置して、モデル校を選定し、令和4年度に実施する工事設計に向けて改修概要の検討を開始していた。

しかし、暑さ対策等の議論が活発化したことで、体育館・武道場空調設備整備を優先したため、長期にわたる施設利用の推進を目的とした従来事業の検討はストップしており、各施設の老朽化が進む現状となっている。

かかる現状から、進捗状況は「遅れ」、自己評価は「C」（注）とされている。また、事業課題として取り組んだ体育館・武道場空調設備整備は、令和7年6月30日において設置が完了している。

今後は当初の計画時点から、更に老朽化が進んだ段階での長寿命化改修の実施に向けて、長寿命化改修事業の再構築が必要となってくる。

ア（ア）事業の概要のとおり、事業課題として体育館・武道場空調設備整備を最優先で取り組む必要があったとしている点については、近年の気候変動を踏まえ、夏の暑さ対策として理解できる。

しかし、「より安全・安心で快適に学べる教育環境が充実している」を目標とする当事業は、現教育行政計画において市の重点事業に掲げら

れており、教育環境の整備充実は市民にとっても大きな関心事である。

長寿命化改修から空調設備整備へ事業内容の変更が生じた場合、コスト面等を検討した上で最善と判断した経緯や変更後の予定計画等について、市民の理解を得られるよう経緯を説明するとともに、今後の方針を明示するよう改善すべきである。

(注) 自己評価「C」の定義は、次のとおりである。

事業内容や事業手法の大幅な見直しが必要。取組内容の一部廃止や実施主体の変更など、事業内容の大幅な見直しに努める必要がある。

(2) 学校施設保全改修事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	安全・安心で快適な教育環境を確保するため、老朽化が進む学校施設の保全改修を実施。		
事業課題	特になし。		
今後の取組方針	事業完了		
進捗状況	完了	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1,298,879	—	—	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
実績額なし。	—

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和4年度に事業完了しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

(3) 学校トイレ再整備事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	快適な教育環境を確保するため、トイレの洋式化を実施する。		
事業課題	特になし。		
今後の取組方針	引き続きトイレ再整備事業を進めていく。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
674,820	799,114	692,285	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
トイレ改修工事（洋式化、乾式化）	691,253
アスベスト分析調査委託	1,031

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・根川小学校ほか13校、計56箇所のトイレ改修工事を実施した。
- ・若園中学校ほか5施設でアスベスト分析調査を委託により実施した。

イ 監査の結果及び意見

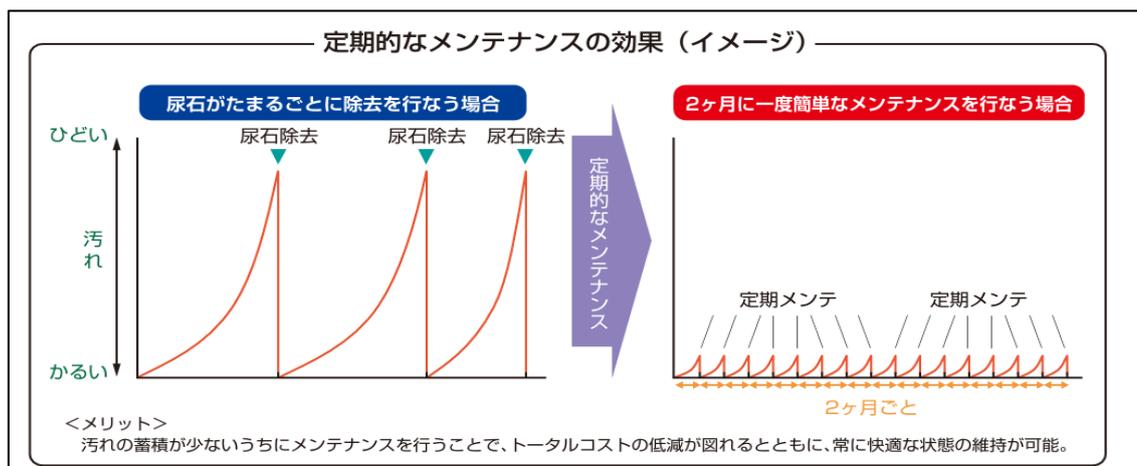
(ア) 改修後施設のメンテナンスについて（意見）

市は、当事業において既に改修された施設について、その後の管理は各学校に任せ、定期的なメンテナンス契約は行っていない。

故障等の不具合が生じた場合には、修繕による事後対応で回復可能と考えられること及び法規定により定められていないことを理由としている。

これに対して、文部科学省のホームページ「トイレ改修を優先した施設整備方針」では、長期的なメンテナンス契約による予防的な維持管理の事例が紹介されており、学校ごとの状況を把握したプロの専門業者による定期的な清掃及び利用に関するアドバイスにより、例えば、**図表 4-4-1**のようなコストの削減や快適な環境の維持といった効果が期待できるとしている。

図表 4-4-1



出典：文部科学省ホームページ「トイレ改修を優先した施設整備方針」

そのため、修繕コスト低減につながる可能性を勘案して、定期的なメンテナンスの実施を検討するのが望ましい。

(4) バリアフリー化整備事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	バリアフリー化未実施の小・中学校において、エレベーターや多目的トイレ、段差解消等の整備を実施する。		
事業課題	特になし。		
今後の取組方針	引き続きバリアフリー化整備事業を進めていく。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
80,451	283,934	185,229	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

主な内容	決算額
バリアフリー化整備工事	185,229

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

保見中学校及び花山小学校において、児童や来校者が安全で安心して利用できる施設とするため、エレベーター棟や多目的トイレ設置や段差の解消等施設のバリアフリー化を行った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の目標値の未設定について（指摘）

令和6年度基本事業点検・評価シートを閲覧したところ、事業の進捗状況は「概ね予定通り」、自己評価は「A」（注）と記載されている。

当年度において、実施されたのは、ア（エ）令和6年度の当事業の主な取組のとおり、小学校1校、中学校1校の計2校である。また、令和6年度までに実施済の学校数は、小中学校併せて70校であるが、小中学校におけるバリアフリー化整備工事を実施した学校数の目標値が記載されていないため、評価が適切かどうか判明しない。

市は、バリアフリー化を必要とする児童が就学することが明らかになった時点で、その対象となった学校においてバリアフリー化を実施するため、目標値を記載していないということである。

しかし、2023年度点検・評価報告書によれば、自己評価を図表4-4-2のとおり説明している。

図表 4-4-2

最終的な事業目標の達成のため、どのような事業効果があったのか、実施内容や取組実績、成果指標の達成度から振り返ります。また、計画策定時の現状値と成果指標の目標値を比較し、進捗状況を測るための基準を設定することで、客観的な進捗状況を導きます。進捗状況、事業課題、今後の取組方針を精査し、各課で自己評価を行います。

出典：2023年度点検・評価報告書

実際に目標値は設定されていない以上、客観的な進捗状況を導くことはできない。そのため、令和6年度基本事業点検・評価シート事業の進捗状況は「概ね予定通り」、自己評価は「A」は客観性に欠けた評価といえる。

バリアフリー化は、防災上の見地及び児童生徒の利便性から計画的に整備されていく必要がある。市として、小中学校におけるバリアフリー化の整備計画を策定し、整備を促進するために、バリアフリー化整備工事を実施した学校数の目標値は設定すべきである。

(注) 自己評価「A」の定義は、次のとおりである。

今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

(イ) バリアフリー化整備状況について（意見）

(ア) 成果指標の目標値の未設定について（指摘）のとおり、市は、バリアフリー化を必要とする児童が就学することが明らかになった時点で、その対象となった学校においてバリアフリー化を実施するため、全小中学校を対象とした目標は設定していない。実際の整備状況は、全103校中70校についての実施に留まっており整備率は約68%となっている。学校が地域コミュニティの防災施設を担っていることを考えると十分な整備率とはいえない。

特に整備未実施の学校33校（うち一部整備済12校含む）のうち、22校（うち一部整備済8校含む）が避難所に指定されており、これらについては、自然災害等に対する防災上の見地からも、早急に対応していく必要があったと考える。

そのため、防災上の観点から地域住民にとって緊急性の高い整備を優先することを織り込んだ整備のロードマップ作成を早急に検討する必要がある。

(ウ) 現地視察の結果について（意見）

令和6年度のバリアフリー化整備対象であった保見中学校について、整備実施個所を視察し、その実施状況を確認した。

視察の結果、屋内運動場のトイレ入口には、段差が残されていた。



屋内運動場のトイレ入口（監査人撮影）

(イ) バリアフリー化整備状況について（意見）のとおり、バリアフリー化整備については、防災上の見地から早急な対応が必要となる。また、車椅子を利用する生徒が入学した場合、不便を強いることになる。

安全に、かつ安心して施設を利用するため、今後の改修において、防災上の見地等に配慮した施設整備を検討されたい。

(5) 小学校遊具再整備事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課
事業概要	安全・安心な教育環境の確保と児童の体力向上のため、老朽化が進む小学校遊具の再整備を実施する。
事業課題	特になし。
今後の取組方針	引き続き小学校遊具再整備事業を進めていく。

進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A
------	--------	------	---

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
254,447	194,397	144,265	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
学校遊具更新工事	144,265

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

学校に設置されている遊具の多くは現在の安全基準を満たしておらず、耐用年数も超過している状況であることから、全ての遊具を撤去して安全基準を満たす遊具を新設し、児童の安全を確保する必要があるため、西広瀬小学校ほか10校の学校遊具施設を更新した。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(6) 若園交流館・若園中学校技術科棟改築事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	施設の老朽化や利用者ニーズの多様化による機能不足に対応するため、若園交流館と若園中学校技術科棟の合築を実施		
事業課題	特になし。		
今後の取組方針	事業完了		
進捗状況	完了	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
290,728	—	—	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
実績額なし。	—

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和4年度に事業完了しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

(7) 校舎増築事業（中山小学校ほか）

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	学校づくり推進課		
事業概要	宅地開発等により児童生徒数が増加する学校に対して、教室不足が生じないように計画的に教室を整備する。		
事業課題	中山小学校の工事は4年間に渡るため、学校や関係課と適宜調整等を図り、学校運営に支障が生じないように事業を進める。		
今後の取組方針	中山小学校において、2026年度末の完了を目指し、体育館の改築、校舎棟の増築及び既設校舎の改修工事等を行うことにより、教室不足等の解消に向けた整備を進めていく。		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
82,504	158,390	692,943	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

主な内容	決算額
豊田市立中山小学校校舎増築ほか建設工事	692,943

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

教室不足及び狭隘（きょうあい）な屋内運動場の解消を目的として、中山小学校において次の工事を実施した。

- ・校舎増築ほか建築工事、電気工事及び空調・管工事を実施した。
- ・前年度繰越分と合わせ、屋内運動場増築ほか建築工事及び設備工事を実施した。

なお、屋内運動場増築等については令和6年度で完了した。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

5 保健給食課

(1) 学校給食による食育事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	保健給食課
事業概要	学校給食を活用し、豊田市の特色ある給食の提供と食に関する指導を実施
事業課題	正規栄養教諭の産休、育休者数が増加し、食に関する指導経験が少ない職員が実施するため、より効果的な教材の研究や指導方法の拡充が必要である。 給食費の無償化に伴い、食材料費の金額設定基準の検討が必要である。
今後の取組方針	児童・生徒の実態に即した指導用教材の充実を図るとともに、ICTを活用した食に関する指導を推進する。豊田市産食材の活用手法を多様化して児童・生徒の地産地食に対する知識の向上を目指す。食材料費の金額設定基準の検討を行う。

進捗状況	順調	自己評価	A
------	----	------	---

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
107,860	104,987	118,504	(注)

出典：教育政策課資料

(注) 令和5年度は公費15円/食、令和6年度は30円(特色ある給食15円+物価高騰等加算分15円)/食で算出

(ウ) 令和6年度決算額の内訳 (単位：千円)

内容	決算額
給食材料費	118,504

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・ 正規栄養教諭が19名しかいないため、食に関する指導経験が少ない職員が実施できるように、指導用教材を小学1年、3年及び4～5年生を対象として3件開発した。
- ・ 栄養教諭の効率的な業務の実現及び保護者・学校とのウェブ連携を進めるため、給食システムの見直しを検討した。
- ・ 豊田市学校給食センター条例施行規則(昭和42年教育委員会規則第1号)第2条(給食費の額)の改正を行うための検討を行った。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 予定価格調書の作成誤りについて(指摘)

令和6年度の当事業に係る需用費から任意に10件抽出し、豊田市契約規則に基づく事務がなされているか確認したところ、予定価格調書の作成誤りが1件検出された。

具体的には、業者から徴収した参考見積書の単価と予定価格調書の積算単価の不一致であり、担当者によれば、単純な転記誤りということであった。

参考見積書は取引の実例価格を把握し、予定価格に反映するために徴収するものである。予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うことを遵守するため、徴収した参考見積書と予定価格調書の照合は徹底すべきである。

(2) 給食センター建替事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	保健給食課		
事業概要	老朽化した給食センターの移転新築整備の検討を実施		
事業課題	少子化による提供食数の減少や園給食の提供を見込んだ適切な施設規模を検討し、最新の社会的要請に応じた施設を建設する必要がある。また、アレルギー対応給食提供地区の格差を解消する必要がある。		
今後の取組方針	豊田市全体の給食提供の在り方の検討を踏まえた適切な施設規模及び整備手法を計画し、普通建設事業マネジメント会議等による庁内合意を図る。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	B

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
—	241,872	959,499	(注)

出典：教育政策課資料

(注) 令和6年1月から、東部給食センター及び北部給食センターが、中部給食センター区域にアレルギー食を提供しているため、当該期間に係る委託料を事業費としている。

(ウ) 令和6年度決算額の内訳

(単位：千円)

内容	決算額
東部給食センター費	477,496
北部給食センター費	482,003
計	959,499

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和4年3月に策定した豊田市給食センター設置基本計画に基づき検討を進め、令和7年3月25日に平和給食センター整備・運営検討調査業務委託について、事業実施の公告、公表、公募を開始した。

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

(3) 平成 23 年度包括外部監査の結果に基づく措置等の状況

市では、平成 23 年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

過去の包括外部監査における措置状況を確認し、適切な措置が実施されているかについて検証した。

ア 給食費未納への対応

(ア) 概要

意見の内容	給食費未納に対する対応として豊田市は平成 23 年度分の子ども手当からの相殺について 10 月 1 日から取組を始めていますが、今後も国の制度に則って、給食費を確実に効率的に徴収できる方法を模索することが望まれます。
措置の内容	子どものための手当の支給に関する法律案可決後、関係部局と調整し、過年度未納者催告時及び戸別訪問時に申請書を送付
組織としての再発防止策又は改善策等	子ども手当（現在は児童手当）からの相殺申出書を、催告書送付時に同封した（平成 23 年 10 月：27 人、平成 24 年 9 月：42 人） また、戸別訪問時にも申請書を渡したほか（平成 24 年 2 月：22 人）、平成 24 年 11 月から現在までの戸別訪問時においても、その都度制度の説明を行った。その結果、11 名分について、平成 25 年 2 月支給分の手当からの相殺を実施した。

(イ) 現状及び対応状況

- ・令和 6 年度から給食費無償化に伴い、新たに発生した未収債権は 0 件となっている。
- ・令和 5 年度以前に発生した未収債権については、子ども手当からの引き落としや債権管理課への業務移管による弁護士への徴収業務委託により、債権回収を進めており、未収債権残高は、令和 5 年度は 28 件、807 千円に対して、令和 6 年度は 11 件、220 千円に減少している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

イ 給食協会の人員構成の適正配分

(ア) 概要

意見の内容	東部給食センターのPFI化後、給食協会の正規職員比率が増加しています。正規職員比率の上昇は一般に人件費の上昇につながります。給食調理業務の効率化を図る上では、安心して安全な給食の調理という目的を達成しつつ、必要な人員を必要な時間数配置することが必要です。また、正規職員とパート社員を適切な人員構成で配置できるように、中長期的な計画に基づいた人員管理を行うことが望まれます。
措置の内容	平成19年度に東部給食センターをPFI事業として改築整備することを決定して以降、学校給食協会は正規職員の採用をせず、退職に伴う補充はパートを採用してきた。その結果、調理業務における正規職員の比率は、平成23年度に36.2%であったものが、平成27年度には29.9%と、平成22年度とほぼ同じ割合に戻っている。 なお、平成27年11月には、中長期的な職員採用計画を作成した。
組織としての再発防止策 又は改善策等	今後も中長期的な職員採用計画に基づいて、適正な人員配置を進めていく。

(イ) 現状及び対応状況

- ・令和6年4月1日現在の職員223名のうち、正規職員は79名、比率は35.4%となっているが、人数は定員であり、欠員を含んでいる。
- ・中長期的な職員採用計画は令和11年度まで作成している。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

ウ 学校給食用物資納入業者の登録審査

(ア) 概要

意見の内容	<p>特定の物資を1業者のみから購入することは、業者間での競争が生まれず価格面、品質面で問題が生じかねません。そのため、特定の供給物資が少数の業者に偏っているものについては、登録更新時のみならず随時広報等で募集すべきあると考えます。</p> <p>また、他の物資については市外業者からも選定していること、現在は保冷輸送の技術等も発達していることから、生野菜等に関して納入業者を市内に限定する必要性が必ずしもあるとは認められません。登録基準を満たす業者の応募が1社しかない現状を是認するのではなく、事業施設の範囲をより広範囲のもの対象とする等、登録基準の見直しも含めて、複数の登録業者から供給を受けるように望まれます。</p>
未措置の理由	<p>給食調理現場では、安全・安心な物資であることはもとより、新鮮な納入物品を、定刻に確実に納入してもらうこと、また、最近では地元の材料をいかに多く取り入れるかが給食調理をする上で最も重要な要素である。地元の物資をいかに多く調達できるかという能力は、市内業者が優れていると考える。また、材料単価に見合った配送能力を兼ね備えていることが大事であり、たとえ納入物資の一部に腐敗等で使用不可なものが混ざっていた場合でも、短時間で差し替え可能な業者でなくては、給食が滞ることになってしまう。よって、現時点では慎重にならざるを得ず、登録基準の見直しは行わない。</p>

(イ) 現状及び対応状況

特定の物資（青果物）の登録業者も2社参入しており、毎月見積競争による入札を行っている。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

エ 物資選定経緯の文書化

(ア) 概要

意見の内容	物資選定委員会における選定に関しては、特定の食材についての委員がどのような審査過程を明らかにしておく必要があります。選定に関しては検討時のリストが存在することですので、選定の経緯を後日、閲覧できる形で、議事録やリスト等を整備しておくことが望まれます。
措置の内容	物資選定委員会では、原材料の配合割合等を記載した明細書及び見積一覧表などの資料を参考に、サンプル商品もチェックして、選定委員の総意で投票用紙に選定理由を記載しながら、選定作業を進めている。 特に意見が分かれたりするような場合や、今後の方針を議論するような特別なケースに関しては議事録を作成することとしているが、今年度は現在まで該当する案件なし。
組織としての再発防止策 又は改善策等	特に意見が分かれたりするような場合や、今後の方針を議論するような特別なケースに関しては議事録を作成する。

(イ) 現状及び対応状況

- ・ 物資選定については委員の総意で決定しており、個人名は記録すべきではないと考えている。
- ・ 物資選定では、特に問題なければ1番安い物資が選定されるが、試食等により、給食の調理及び提供に適さない物資については、コメントを投票用紙に記録し、保管している。
- ・ 過去に、農薬問題などによる中国産の利用制限など大きな方針決定については、保健給食課で文書化し、保管しているが、物資選定委員会において意見が分かれるようなケースは現在まで発生していない。

当該意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

オ PFI 導入時における効果算定

(ア) 概要

意見の内容	PFI 導入の効果算定については、施設導入単独の費用削減効果のみでなく、導入前にその施設において業務に従事していた職員の配置転換による人件費の増加等も考慮して、総合的に効果を測定することが望まれます。
措置の内容	PFI 導入の効果算定については、施設導入単独の費用削減額だけでなく、導入前の施設において業務に従事していた職員の配置転換による人件費等とも勘案して総合的に効果検証する。
組織としての再発防止策又は改善策等	新北部給食センターの事業方式の検討において、PFI 方式を採用した場合のデメリットとして、学校給食協会職員の配置転換による人員増を試算し、費用として計上し、これらを含めた総合的な効果で検討することとした。

(イ) 現状及び対応状況

- ・新北部給食センター以降、PFI 方式を採用した事業はない。
- ・上表「組織としての再発防止策又は改善策等」の内容は、豊田市給食センター整備・運営計画策定業務調査検討報告書に記載されている。

(ウ) 監査の結果及び意見

a 東部給食センターの PFI 事業の事後評価について（意見）

東部給食センターの PFI 事業が令和 7 年度末に終了することから、令和 7 年 5 月 20 日に、令和 8 年度以降の運営事業者の募集運営＋維持管理の包括委託の事業実施の公告、公表を行い、公募を開始した。事業手法等の検討に当たっては、専門業者に調査を業務委託し、その報告書に基づき決定したということであった。

一方、国は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の施行から約 20 年が経過し、法施行初期に実施した PFI 事業の多くが期間満了を迎えつつあったことから、「PFI 事業における事後評価等マニュアル」（令和 3 年 4 月内閣府民間資金等活用事業推進室）を公表し、事業期間満了の一定期間前には、適切に事後評価等を実施し、当該 PFI 事業における効果、課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討する必要があるとしている。

具体的には、事後評価等の目的をおおむね次の 3 点想定し、検討に

当たっては、客観性、中立性、透明性が確保されたものとなるよう努めることが肝要としている。

- ・ PFI 手法を導入することによって、財政負担の軽減やサービスの向上等、当初の事業目的が達成されたかどうかを評価すること。
- ・ PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、次期事業手法の選定や今後の施設運営等の改善のための検討材料とすること。
- ・ 類似事業を新たに実施しようとする他の管理者等のための参考情報とすること。

現状、東部給食センターの PFI 事業の事後評価は作成途中ということであるが、建設費及び平成 13 年度から 15 年間の運営等に係る委託料を合わせて 100 億円を超える事業であるため、その事後評価は適切になされる必要があると考える。PFI 事業の事後評価事例は、(特非) 日本 PFI・PPP 協会のホームページ上において公表されているが、15 件とまだ少ないことから、内閣府民間資金等活用事業推進室が設けている質問、問合せ窓口などの制度や専門家の活用を検討されたい。

6 市民活躍支援課（現・地域交流課）

(1) 交流館運営事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	市民活躍支援課（現・地域交流課）		
事業概要	豊田市交流館運営基本方針に沿った交流館運営を実施し、地域の拠点施設として、市民活動の促進や市民の活躍を支援		
事業課題	地域情報（ヒト・モノ・コト）のさらなる収集、蓄積、活用をする必要がある。また、時代の変化にあわせた情報発信や事業を実施する必要がある。		
今後の取組方針	講師リスト等の記録・活用、交流館職員のスキル向上研修を実施する。また、交流館運営におけるデジタル化の推進や、多様な主体（地域住民、地域団体、学校、企業等）と連携した事業を実施する。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
551,983	540,949	555,089	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
交流館施設管理運営費（指定管理料）	555,089

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・地域の実情に応じた柔軟な管理運営と適切な施設環境の整備として、利用時間区分の変更（2館）、キャッシュレス決済の導入（全館）、Wi-Fi モバイルルーターの試行貸出（5館）を進めた。
- ・地域資源情報を収集分析し、様々な人・団体・活動との連携やコーディネートに活用する。

事業実施における連携主体数（392件）

各種支援・コーディネート対応実績（538件）

イ 監査の結果及び意見

(ア) 交流館事業における「共催事業」について（意見）

交流館運営事業は、「交流館事業に占める後援事業の割合」を成果指標としている。これは、交流館が費用を負担して事業を実施する「主催事業」から、地域コミュニティが費用を負担して交流館事業を実施する「後援事業」へ移行することによる割合の増加が、市民活動の促進・市民の活躍支援が進んでいることを示すことができると考えられる。

しかし、ア（ア）事業の概要のとおり、当事業の進捗状況は「概ね予定通り」となっているが、所管課が作成した評価シートを確認したところ、当成果指標は目標値35%に対して、令和4年度は33.5%、令和5年度は31.5%、担当者によれば、令和6年度は26.9%ということであり、年々低下している。

交流館事業には、「主催事業」、「後援事業」以外に、交流館が費用を負担して地域コミュニティと共に実施する事業である「共催事業」もあり、「主催事業」から「後援事業」よりも、「主催事業」から「共催事業」への移行が多いということであるが、成果指標に「共催事業」を含

めていない。

したがって、「共催事業」も地域住民のイニシアティブがある事業として、成果指標に反映することを検討されたい。

(2) 豊田市交流館現地往査

ア 豊田市交流館の概要

豊田市交流館は、逢妻交流館ほか27館設置されており、(公財)豊田市文化振興財団が指定管理者として、次の管理運営等を担っている。

- (1) 交流館の利用の許可に関する業務
- (2) 交流館の事業の運営に関する業務
- (3) 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 地域の実情に応じた交流館運営に関する業務
- (5) 市が必要と認める業務(利用調整、使用料の徴収、電子決済の方法を使用する使用料の納付、財産の管理、施設等の維持補修等)

令和6年度においては、次の運営基本方針及び重点取組項目を定め、管理運営等に当たった。

運営基本方針

- (1) 地域の「学びの場、交流の場、活動の場」としての機能の充実
- (2) 市民の活躍機会のコーディネート機能の強化
- (3) 個性豊かな地域社会の実現

重点取組項目

- 1 新たな視点での事業展開
- 2 地域特性を生かした交流館運営の推進
- 3 市民活動の促進と「豊田市民の誓い」の実践

当監査では、浄水交流館及び猿投北交流館を対象に現地往査を実施したが、両交流館の概要は次のとおりである。

(ア) 浄水交流館

a 地域の現状

- ・浄水駅を中心に市街地や住宅地が形成され、その周辺には農地、里山、河川、ため池、緑地などの自然が多く残されており、少年院の近くには旧名古屋海軍航空隊の遺跡などもあり、都市と自然、歴史が共存している。
- ・豊田市有数の住宅地となり人口も増加しているが、高齢化した地域と二極化している。
- ・平成 28 年度梅坪台地区から分離。新しい地域づくりを目指して、地域活動やコミュニティ活動に参加している成年世代が他地区に比べて多い。
- ・中学校と交流館が合築されたことに加え、地域学校共働本部、コミュニティスクール、まごころスクールが稼働している。

b 地域の課題

- ・子育て世代の親は仕事を持っている人が多く、平日は仕事、休日は子どもと家族で過ごすことが多い傾向にあり、地域とのつながりが希薄である。
- ・駅前周辺ではマンションも多く、子どもの人口は多いが、地域行事や地域との関係は希薄である。
- ・高齢者が多い地区では、交通網が不便なこともあり戸外での居場所が少ない。
- ・新しい地域づくりを目指し、地域活動は盛んであるが、関わる人が特定されており広がりが少ない。

c 令和 6 年度取組項目

(a) 次世代の担い手づくり

部活フェス☆夏等の共催 4 事業、社会を明るくする運動等の後援 2 事業を実施した。

(b) 市民の活躍機会の創出

ハッピーハロウィン 2024 の後援 1 事業、浄水ボッチャ大会の共催 1 事業、夕暮れコンサート等の主催 3 事業を実施した。

(c) 地域団体と連携し、持続可能な活動の支援

楽しく始めよう！SDGsの主催1事業、まごころの森であそぼ！秋等の共催3事業を実施した。

(イ) 猿投北交流館

a 地域の現状

- ・地区北部に猿投山があり、麓には猿投神社、地区中央部には籠川が流れ、桃や梨などの畑が広がり、農業従事者も多く市内でも有数の果物生産地である。
- ・新興住宅地と古くからの集落が混在しており、各自治区が地域の実情に応じた自治区運営を行い、比較的生活しやすい地域である。
- ・新興住宅地の乙部ヶ丘団地は子育て世代が多く、その他の地域は高齢者が多く地域により年齢差がある。
- ・乙部ヶ丘の団地は、中学校の3年間は猿投地区に属するが、生活のほとんどは保見地区と付き合いが多いため猿投地区という意識が薄い。
- ・地域を自らの手で盛り上げようと、まちづくり活動団体が活発に活動している。

b 地域の課題

- ・地域の自然や特色を生かす活動をどのように支援していくか。
- ・地域住民の愛着や誇りをいかに高めていくか。
- ・高齢化が進む中で、健康や福祉の面での不安をどう解消していくか。
- ・安心して子育てできる場づくりをいかにしていくか。

c 令和6年度取組項目

(a) 地域の自然や特色を生かした事業展開

猿投北ハーブフェスタ等の共催3事業を実施した。

(b) 多様な主体による市民活躍の積極的な支援

たけのこ掘りへ行こう！等の共催5事業、傾聴ボランティア養成講座の後援1事業、ロビー展等の主催2事業を実施した。

(c) 地域課題に対する柔軟な支援

親子であそぼ！おもちゃひろば等の共催2事業、人形劇の後援1事業を実施した。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 利用者からの声の収集について（意見）

浄水交流館、猿投北交流館ともに地域コミュニティと密接に連携を図っており、小中学校とのコラボによる企画が積極的に実施されている。参加生徒からの感想や意見の吸い上げは適宜行われているが、イベント企画についての感想・意見に留まってしまう。より主体的に地域に関わってもらい、学びの場とする方策が必要と感じる。

一例ではあるが、交流館内に意見箱を設置し企画の募集を行い、採用企画に対して参加する生徒を募集し、生徒主体の取組を増やすことで地域との関わりを持ってもらうといった方策を検討されたい。

(イ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信について（意見）

浄水交流館、猿投北交流館ともに地域の特徴を生かした取組を実施している。

浄水交流館については、浄水中学校との合築の利点を生かした事業として「部活フェス☆夏・冬」を開催し小学生が中学の部活体験をするといった取組が行われている。

猿投北交流館については、猿投地区の農産物である桃に関する情報発信、販売及び企画展示として「観桃会」を実施、また自然や地域の文化に触れる企画として「登ってみよう！猿投山」といった企画がなされている。

一方で、いずれの企画も地域情報誌への掲載に留まり、発信力が弱いと感じる。猿投北交流館では、令和7年度からInstagramを活用しているが、若年層の参加を増やす方策を取ることは、若年層が多様な価値観に触れ、学びの場となる可能性が高いことから、他の交流館においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など若い世代に直接届きやすい手段を積極的に利用することを検討されたい。

7 次世代育成課（現・こども・若者政策課）

（1）学生まちづくり講座事業

ア 概要

（ア）事業の概要

所管課	次世代育成課（現・こども・若者政策課）		
事業概要	学生を対象にまちづくりに関する考え方や手法を学び、企画から実現まで一貫して行う講座を実施		
事業課題	スケジュール上の制約により、学生が希望する事業の実施が困難な場合がある。		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体が企画したイベントや、月次報告書等の情報の共有化を進める。 ・学生が余裕をもったスケジュール管理を行えるような支援を徹底する。 		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

（イ）3年間の事業費決算額の推移

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
635	812	875	

出典：教育政策課資料

（ウ）令和6年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

内容	決算額
青少年育成事業負担金	875

出典：教育政策課資料

（エ）令和6年度の当事業の主な取組

令和6年度は、学生の発想による様々なまちづくり提案を募集し、5テーマで5チームが活動した。各団体が企画したイベントについて月次報告書で情報の共有化を図り、学生が余裕を持ったスケジュール管理を行えるような支援を徹底した。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の設定について（意見）

当事業は「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、地域の中で主体的に行動できる人間として成長する」ことを目的としている。

現教育行政計画における成果指標は、「事業参加後のまちづくりに関心の高まった学生の割合」としており、令和4年度から令和6年度までの実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-7-1**のとおりである。

図表 4-7-1

成果目標	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
事業参加後のまちづくりに 関心の高まった学生の割合	(注) ー	100%	95.0%	80%

(注) 令和4年の成果指標が「ー」である理由は調査未実施のためである。

図表 4-7-1 の成果指標の実績は、学生まちづくり講座の参加者を対象としたアンケートに基づくものである。しかし、参加者は当講座に参加する前から当事業に対して高い関心を持っていると考えられるため、「事業参加後のまちづくりに関心が高まった」と回答する可能性が高い。

成果指標の役割の1つとして、事業の達成度を測定することによって、目標値との乖離があればその原因を検証し、よりよい改善につなげることが挙げられる。

したがって、当事業の目的である「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、今後もまちづくりに参加したいと考えている学生の数」等を加える見直しを行うことを検討されたい。

(イ) 学生まちづくり講座に参加した学生の継続的な関与について（意見）

当事業の事業目標は、「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、地域の中で主体的に行動できる人間として成長する」ことにある。そのため、学生まちづくり講座の参加者が、その後もまちづくりに関わり、地域の中で主体的に行動することが期待される。

しかし、担当者によると、当講座に参加した学生は一部を除いて、継

続的に連絡等をとっていないということである。

当事業に参加した学生がその後、他の都道府県、他の市町村ではなく「豊田市」で引き続き活躍してもらえることが理想である。

まちづくりに関心の高い学生が、市の発展に更に関心を持ってもらえるように、イベント企画の提案依頼やイベントでリーダーとして関与してもらえよう打診するといった継続的接触を図っていくことが必要である。

そのために、当講座の卒業生として、まちづくりに継続的に関与してもらう方策を検討されたい。

(2) 若者サポートステーション事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	次世代育成課（現・こども・若者政策課）		
事業概要	自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行うため、関係機関による包括的な体制で自立に向けた支援を実施		
事業課題	若者の抱える課題が複雑化しているため、従来のように進路決定に至らないケースが増えている。また、現在、小・中学生についてはパルクとよたが相談業務を行っており、高校入学のタイミングで若者サポートステーションにつなげる方式をとっている。切れ目のない支援を行うため、若者サポートステーションの対象者をより若年層に拡大する必要がある。		
今後の取組方針	2024年度は、委託事業者の人員体制の強化や関係機関との連携強化により、支援を充実させていく。また、新たに小・中学生を対象に加えることで、切れ目のない支援につなげる。		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
16,886	32,756	43,556	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
委託費、委員報酬等	43,556

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

自立に困難を抱える若者からの相談を随時受け付けるほか、就労に向けたトレーニングの提供といった支援の対象年齢について、従来は15歳から39歳までとしていたものに小・中学生も加えることで、切れ目ない支援につなげている。

また、委託事業者の人員体制の強化のため予算枠の拡充や関係機関との連携強化のため、名古屋法務局豊田支局と新たに連携を開始している。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 自己評価に対する今後の取組方針について（意見）

当事業では、現教育行政計画における成果指標は、「進路決定者等人数」としている。

当成果指標の令和4年度から令和6年度までの実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表 4-7-2**のとおりである。

図表 4-7-2

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
進路決定者等人数	35人	48人	44人	84人

成果指標である「進路決定者等人数」は、復学が決まった者又は就職が決まった者等である。令和4年度は35人、令和5年度は48人、令和6年度は44人と、目標値84人に対して60%未満の達成状況であり、自己評価も「B」(注)の遅れと判断している。

進路決定者が伸び悩んでいる要因として、若者の抱える課題が年々複雑化していることにある。そのため、**ア(エ) 令和6年度の当事業の主な取組**のとおり、切れ目ない支援につなげられるように、支援対象年齢を従来の15歳から39歳までとしていたものに、小学生及び中学生を加えた。その結果、若者サポートステーションの支援を受けるための登録

者は、令和4年度の192人から、令和6年度は321人と増加したということである。

一方、進路決定者等人数も令和6年度は44人と、令和4年度の35人からは増加しているものの、令和5年度の48人からは減少に転じている。これについては、一人ひとりに対する支援が十分行き届いていない可能性も考えられる。

そのため、必要な支援が提供できる体制が整備できているかについて検証、改善を図ることによって、成果指標である進路決定者等人数の増加につなげることが望まれる。

(注) 自己評価「B」の定義は、次のとおりである。

事業内容や事業手法に改善を行う余地があり。より一層の効率化やコスト削減、成果向上に努める必要がある。

(イ) 取組内容と成果指標について（意見）

当事業の取組内容は、自立に困難を抱える若者からの相談を随時受け付けるほか、就労に向けたトレーニングの提供を行っている。また、令和5年度からは、より相談をしやすいためにLINE相談や若者が興味を示しやすいMinecraftというゲームを利用した居場所の提供等、相談へのハードルを低くする取組が行われている。

当事業の成果指標は、進路決定者等人数であるが、**(ア) 自己評価に対する今後の取組方針について（意見）**で記載した進路決定者等人数の推移は、目標値の60%未満と大幅に下回っている状況にある。

しかし、相談者に対するサポートを充実させた成果が、翌年度以降に効果を発揮するケースも多くあると考えられる。適切な効果測定のためには、別の指標も追加で設定することが重要である。

そのため、当事業の目的達成度を示す進路決定者等人数に加えて、具体的に取り組んだ事柄、例えば、就労に向けたトレーニングの実施状況等の取組実績も成果指標に追加することを検討されたい。

(3) 家庭教育支援事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	次世代育成課（現・こども・若者政策課）		
事業概要	子育てに関する保護者への情報提供や子育ての仲間づくり・情報共有ができる場の提供等により家庭教育を支援する。		
事業課題	家庭教育支援事業について、市民に向けて、より広く周知する必要がある。		
今後の取組方針	今後も継続して各事業の実施を予定している。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
282	275	290	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
講師謝礼	290

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和6年度は家庭教育講座を15回実施している。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 成果指標の設定について（意見）

当事業では、現教育行政計画における成果指標、令和4年度から令和6年度までの実績推移及び最終年度である令和7年度の目標値は、**図表4-7-3**のとおりである。

図表 4-7-3

成果指標	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (目標値)
家庭教育講座及び親育ち交流カフェの参加者満足度	79.0%	67.0%	95.0%	80%

当事業の成果指標は図表 4-7-3 のとおり、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 12 ポイント減少しているが、市による自己評価は前年度と変わらず「A」(注)としている。担当者によれば、令和 5 年度は令和 4 年度と同件数の講座開催の申込みがあり、事業に対するニーズが引き続きあると判断したため、自己評価は据え置いたということである。

参加者満足度は、開催される家庭教育講座のテーマや内容に左右されると考えられるが、講座開催の主体は、PTA、学校あるいは地域団体等であり、テーマや内容の選定についてもこれらの団体が決定している。しかし、参加者満足度は図表 4-7-3 のとおり変動しており、また、成果指標でない「講座開催の申請件数」が同件数であることのみで、自己評価を毎年度「A」(注)とする根拠になり得ない。

したがって、例えば、所管課がPR活動を行った結果、「家庭教育講座及び親育ち交流カフェの参加人数」が増加した等を成果指標とすることを検討されたい。

(注) 自己評価「A」の定義は、次のとおりである。

今後も現状(計画・予定)通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

8 市民活躍支援課(現・学び体験推進課)

(1) ものづくり教育プログラム

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	市民活躍支援課(現・学び体験推進課)
事業概要	市内小学校を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくりプログラムをものづくりサポーターの支援により実施する。

事業課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの活用に関して、単元の導入として扱うのか発展的に行うのかなど、児童の学習状況などを鑑み、場面に応じた教育プログラムの内容の実施について、担当の教師と綿密に打ち合わせを進めていく必要がある。 ・毎年、健康面や介護等を理由に退会を望むサポーターも多く、新規サポーターが増えても登録者は微増。また、登録のみで実際に参加していない方が半数近くいるため、授業日数が増えることで、一人当たりの負担が増加している。サポーターがやりがいを持って、意欲的に授業に取り組むことが児童への満足度につながるため、更なる新規サポーターの確保が必要。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施希望校全てにおいてプログラムを実施できるように全体スケジュールの検討・調整を図るとともに、サポーターや事務局等の負担増にならないように、学校との打合せ体制等の見直しを図る。 ・やりがいを持って意欲的に子どもたちにもものづくりを教える大人（サポーター）を増やすために、多くの市民にサポーター活動を知ってもらうための取組（包括連携協定締結企業やシニアアカデミーと連携した事業）を実施する。また、登録のみで実際に参加していないサポーターに向けて、現行の取組の状況や教育プログラムの諸課題等を周知してもらうために通信を配布する。 ・各行事への参加などを促す通知も継続して行う。 		
進捗状況	順調	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
3,616	7,319	5,415	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
消耗品費（材料費）	730
報償費	4,321
その他	364
計	5,415

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・令和5年度と同様に、ものづくり教育プログラムを10種類企画し、73校の小学校で実施した。
- ・ものづくりサポーターの募集を行った。

なお、令和6年度の豊田市ものづくり教育プログラムの概要は、**図表4-8-1**のとおりである。

図表 4-8-1

学習内容	ものづくりサポーターの主な役割
和風プログラム 【1～6年生】	材料を準備する。製作を補助する。凧あげの補助をする。
レーザープログラム 【1～3年生】	材料や道具の準備。遊びの補助、修理の補助、計測の補助。
シャボン玉プログラム 【1～3年生】	材料を準備する。製作の補助をする。シャボン玉の「技」を教える。体験の補助をする。
おもちゃプログラム 【1～3年生】	つくるおもちゃの紹介を聞く。動くおもちゃをつくって遊ぶ。
竹てっぽうプログラム 【4年生】	竹の見本の提示、竹製品の提示。材料準備、製作の補助、遊びの補助。
音作りプログラム【1・2年生】	材料の準備、製作の補助、遊びの補助。
竹とんぼプログラム 【1～6年生】	材料の準備、製作の補助、遊びの補助。名人の技の実演。
電気プログラム 【中学年用・高学年用】	材料の準備、製作の補助、遊びの補助。体験の補助。
土団子プログラム 【1～6年生】	作品見本の準備、材料となる陶土の準備、製作の補助。
からくりプログラム 【中学年用・高学年用】	事前にゼンマイ仕掛けのからくり見本を提示する。ゼンマイを取り付ける外側部分の容器を準備する。からくり映像を見せる。製作の補助。

(オ) ものづくり創造拠点 SENTAN への現地往査

ものづくり創造拠点 SENTAN は、とよたイノベーションセンター、次世代産業課及びものづくりサポートセンターの3つの支援機関が集約され、ものづくり企業・団体の「新たな事業展開」、「イノベーション創出」及び「ものづくり人材育成」を総合的に支援する施設である。

ものづくり教育プログラムは、ものづくりサポートセンターが担当している。ものづくりサポートセンターの職員は、正規職員が4名、会計年度職員が3名常駐している。

なお、科学技術教育振興会の事務局も設置されており、ものづくりサポートセンターの職員が同振興会の職員を兼任している。

ものづくり創造拠点 SENTAN は、前述のとおり3つの支援機関が集約されて、市のものづくりを支援する中心施設として機能していた。ものづくり教育プログラムで使用する、道具や材料の保管を同施設内で行っており、ものづくりサポーターの方も必要に応じて、施設内で作業をされていた。

また、「豊田市」の特色である「ものづくり」を発信するための重要施設であり、当施設が有効に活用されていることが確認できた。



監査人撮影

イ 監査の結果及び意見

(ア) ものづくりサポーターの人員確保と高齢化問題（意見）

ものづくり教育プログラムの令和5年度の実施校は70校であったが、令和6年度の実施校は73校と増加している。ものづくり教育プログラムの実施には、サポーター登録を行ったものづくりサポーターの協力が必要であるが、令和5年度のサポーター登録者数が113人であると

ころ、令和6年度は118人と微増であった。

たしかに、サポーターの人数は成果指標の目標値である108人を上回ってはいるが、現在登録しているサポーターの平均年齢が73歳と、高齢化の問題がある。高齢化の問題としては、健康面や介護等を理由として突如退会するサポーターがおり、急に人数が減少する可能性をはらんでいる。このような状況から、新規サポーター及び若い層のサポーター確保が必要となっている。

この点、所管課によれば、ものづくりサポーターにとって、やりがいを持って取り組んでいることをアピールするために「ものづくりサポーターガイドブック」を作成し、配布をしているということである。また、サポーター活動を体験してもらうために、孫と一緒に参加できる講座等を開き、実際に体験してもらい、新規サポーターの確保を目指しているということである。

新規サポーターの確保においては、ガイドブックの配布、孫と一緒に講座へ参加という手段を利用することは有用である。

しかし、より若い層のサポーターを確保するには、その年代への積極的な声掛けが必要であると考えられる。例えば、子育てを終えた世代が集まるような場所にもものづくりサポーターのガイドブックを置いてもらう、定年退職直前の者への呼びかけなど、ターゲット層を明確にして、当該年代の者が出入りする店舗などにチラシを置かせてもらう、サポーター自身が個別に声掛けをしていく、という方法も検討するとよいと考える。

(2) とよたものづくりフェスタ事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）
事業概要	子どもたちが様々なものづくりを体験・体感できるイベントを、ものづくり団体、大学、高校、中学校等と連携して開催
事業課題	4年ぶりの入場制限等を行わないイベント開催ということもあり、新規出展団体の募集を行わなかったため、団体数が目標値に達することができなかった。出展方法や新規出展団体獲得のための周知が課題である。ものづくり体験の内容が例年同様になっている団体もあり、斬新かつ、集客できるようなものづくり体験やイベントを検討する必要がある。

今後の取組方針	レイアウトの検討を行い、受入可能なブース数を増やす。市内ものづくり団体に新規出展の募集を行う。また、出展方法の見直しを行い、各ブースごとの体験可能数の増加を目指す。		
進捗状況	遅れ	自己評価	B

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
9,517	8,440	9,178	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
とよたものづくりフェスタ 2024 開催負担金	9,178

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・「TES フェスティバル」(トヨタ技術会主催のフェスティバル) と共同開催している「わくわくワールド」という名称のフェスタを開催した。
- ・「わくわくワールド」は、トヨタ技術会が主催していた「TES フェスティバル」と市が主催していた「ものづくりフェスティバル」が合体して、共催するようになったものである。令和6年度で21回目の共催となり、回数を重ねるたびに大規模化している。令和6年度は54団体が出店し、14,000人が来場した。
- ・「わくわくワールド」のイベント周知方法は、広報とよたへの掲載、市のホームページ・わくわくワールドホームページへの掲載、ビラを各小学校、中学校へ配布、とよた科学体験館プラネタリウムで紹介スライドの上映、交流館などにチラシ・ポスターを配布、基幹バス内広告ポスター掲示、名鉄豊田市駅ほかポスター掲示、Instagramを活用して行っているということである。
- ・令和6年度「わくわくワールド」では人気YouTuber(動画共有サイトYouTube上で自主制作の動画作品を継続的に公開している個人及び組織)がゲストとして出演し、好評を博したということである。

- ・トヨタ技術会との共催であることから、イベントの費用を分担して負担することができ、令和6年度の負担金と、決算額の収支差額は822,370円であった。

イ 監査の結果及び意見

(ア) 出展団体の選定について（意見）

ものづくりフェスタは、ものづくりサポーターを始め、市内外を問わず多くのものづくり団体が出展している。

しかし、令和6年度は14,000人が来場し、令和7年度は15,000人を来場目標とするほどの大規模なイベントになっていることから、出展を希望する団体がほかにも存在する可能性が高く、機会の平等性という観点から、出展団体の選定を公平に行う方法を検討する必要があると考える。

もっとも、イベントに参加する子どもたちの安全確保や、不当なマーケティングにつながらないようにする必要があることから、出展団体の選定は慎重に行わなければならない。

そのため、出展団体を公募制とすることが必要であると考えているが、出展希望者に、ものづくりサポーターとして加入してもらうことを条件とするなど、市のものづくり教育に積極的に参加してくれることを条件とした募集方法を検討されたい。

(イ) 周知方法について（意見）

「わくわくワールド」はトヨタ技術会と共催していることから、年々参加者が増加し、大規模なイベントになっている。令和7年度は地元の挙母祭りと同様開催になったこともあり、祭り会場において、わくわくワールドの宣伝をしてもらえた。

令和6年度における周知方法については、基幹バス内の広告や広報とよたへの掲載、そして市内の小学校、中学校へビラを配布するなど、幅広く周知を行っていたことから来場者数が年々増えており、効果が発揮されていると考えられる。

ところで、他地方公共団体もわくわくワールドと同じような取組をしているところもあり（ものづくりではないが、福島県相馬市では「わくわくワールドフェスタ」という国際交流イベントを開催している）、動画をYouTubeで公開していた。

市は、令和7年度からはInstagramを使った周知活動を始めており、実際のものづくりの様子を画像を使って紹介しているが、動画での紹介

は確認できなかった。

「ものづくり」をテーマとするイベントであることからすると、製作過程や完成後の製作物が動く様を、動画を使って紹介する方が、分かりやすく印象的であると考えられる。

わくわくワールドの参加者が増加していることからしても、認知度は広がっていると考えられ、ひいては全国的に「豊田市」がものづくりに特化していることをアピールできるチャンスだと思われる。

子育て世代の情報源が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が主であることからすると、Instagram 以外にも、YouTube を活用した周知方法を採用することで、更なる発展が期待できると考える。

（3）丘 KOBA プロジェクト（旧クルマづくり究めるプロジェクト）事業

ア 概要

（ア）事業の概要

所管課	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）		
事業概要	子どもたちが、プロからクルマづくりを学び、挑戦する活動を自動車関連企業と連携して実施		
事業課題	車に関する技術や知識に格差があり、実施する修復作業に積極的に挑戦できない子がいるように感じた。		
今後の取組方針	活動 10 年の集大成として、オリジナルのパブリカをレストアし、事業を完了した。今後は不確実性の高い時代を生き抜くために新しい価値を創造できるひとづくりが必要になることから、未来のモビリティ製作に挑戦する「丘 KOBA プロジェクト」を始動した。子どもたちが自ら考えて行動することを身に付けられるような活動内容にするとともに、答えのない課題に立ち向かう探究心や解決力、物事に対する主体性を学べるような機会を増やす。		
進捗状況	完了	自己評価	A

出典：2023 年度点検・評価報告書

（イ）3 年間の事業費決算額の推移

（単位：千円）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
8,769	6,917	2,719	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	決算額
丘 KOB A プロジェクト負担金	2,719

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・クルマづくり究めるプロジェクトは令和5年度で完了し、同プロジェクトを継承して、丘 KOB A プロジェクトを開始した。(2年計画)
- ・丘 KOB A プロジェクトの目的・ねらいは、次のとおりである。
 - a モビリティ作成のさまざまな過程を通じて、ものづくりの難しさ、人と協力してつくりあげる喜び、やりがい、達成感などの「ものをつくる心」を子どもたちが育み、思考力や発想力、創造力を高める。
 - b ものづくりに興味・関心の高い子どもたちが、より高度で専門的な技術や優れた匠の技を学び体験することで、職業についての意識が芽生え、ものづくり人材の育成につなげることを目指す。
 - c 大人と子どもが一つになり、目標達成に向けて試行錯誤を繰り返す、答えのない課題に立ち向かう探究力、解決力を向上させる。
 - d 必要な知識やスキルを達人から学ぶ姿勢を常に持ち、物事に対する主体性を高める。
- ・チームを一つの会社に見立てて、社長が考える「未来のモビリティ」を、自動車関連企業の達人（プロ）と子どもたちが一緒に製作する。
- ・子どもたちは各社の新入社員として各社のプロジェクトに取り組む（主に土曜日開催）。
- ・各社約20名を想定。
- ・大人社員が持っていない特殊なスキルが必要なときは、協力企業の社員から編成されたマイスターバンクを活用し、特殊なスキルを持った人材に協力を仰ぐ。
- ・マイスターバンクは、クルマづくり究めるプロジェクトに協力する11企業から編成されている。

なお、令和6年度の各社のテーマ及び人数は、**図表 4-8-2** のとおりである。

図表 4-8-2

各社テーマ	対象	大人	子ども
近距離移動イージーモビリティ	中学生～高校生	12人	8人
次世代ソーラーカー	中学校～高校生	10人	11人
緊急搬送モビリティ	中学校～高校生	11人	6人
旧車とエコの融合モビリティ	高校生	11人	9人

イ 監査の結果及び意見

(ア) プロジェクト参加者の多様性（意見）

官民連携の教育プログラムは各地域で行われているが（文部科学省「企業等による教育プログラム」など）、当プロジェクトは、会社組織になぞらえてチームを形成し、ものづくりに取り組む活動であり、他の地方公共団体には真似ができない取組であり、中学生、高校生の段階から長期的実践的にものづくりに参加できるという希少なプロジェクトである。

また、協力企業からすると、中学生、高校生の豊かな発想力と若い想像力によって新たなアイデアを得られる機会になる。

ただ、当プロジェクトの活動テーマがモビリティ開発に特化している分、参加希望者に偏りが出ると、応募者の幅が狭くなってしまうと考えられる。また、事業課題にあるとおり、車に関する技術や知識に格差があって、積極的に挑戦できない子が生まれてしまう可能性がある。

そこで、今後はモビリティ開発に限定せず、車体のデザインや、開発された商品を販売するためのメソッドを学ぶチームなど、会社組織の形態でチームを組んでいるからこそ実現できるプログラムを取り入れることで、知識や技術に差がある子や、ものづくりを苦手とする子どもたちも参加がしやすくなると考えられる。

令和6年度のメンバーの構成を見ると、子ども社員の人数が少ないテーマがあると思われることから、より積極的に子どもたちが参加できて、幅広い応募者が集まるようなプロジェクトを検討していただきたい。

(イ) プロジェクト予算について（意見）

当プロジェクトの予算は市の「青少年ものづくり基金」を活用して行われていることから、市の財政への影響はないということである。

一方で、「令和6年度 丘 KOB A プロジェクト決算書」を確認すると、

「参加者実費支払金」との項目があり、参加者自身が、着用するユニフォーム代、保険代金の実費を負担している。

当プロジェクトは、土曜日に開催で送迎などの負担を保護者が負っているという状況からしても、できる限り子どもたちの経済的負担を軽くすることで、より参加希望者が増える可能性があると考えられる。経済的な懸念により参加を見送るといったことがないようにすることも大切である。

そこで、令和6年度決算額271万円が当初予算である1,800万円を大幅に下回っている現状からすれば、参加者が実費で負担している「参加者実費支払額」について、一部だけでも基金から支出することを検討してもよいのではないかと考える。

(4) 匠の技・職人の技に学ぶものづくりプロジェクト事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）		
事業概要	和紙、鍛冶屋、竹細工といった伝統的な匠のものづくりや食品サンプルなどの現代の名工から学ぶ講座を実施。		
事業課題	伝統的なものづくりを教える側の匠や職人は年々減少しており、新たな人材の発掘にも限界にきている。匠の技・職人の技に学ぶことの大切さは認識しているが、三州足助屋敷等の市内施設においても伝統的なものづくり体験をできる機会が確保されている。それらを踏まえ、本事業のあり方について整理・見直しを行い、他の方法により推進することし、プロジェクト事業としては廃止することとした。		
今後の取組方針	今後は、三州足助屋敷などの伝統的なものづくりを体験できる施設を積極的に紹介、案内することにあわせ、ものづくりサポートセンターが実施する「ものづくり体験講座」において伝統的な匠の技や現代の名工から学ぶ講座を新たに実施することにより、ものづくりへの興味・関心やまちへの誇りや愛着を育む機会を用意する。		
進捗状況	廃止	自己評価	D

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
114	—	—	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

内容	決算額
実績額なし。	—

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

令和4年度をもって事業廃止しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

(5) 科学技術教育推進プロジェクト事業

ア 概要

(ア) 事業の概要

所管課	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）		
事業概要	児童生徒を対象とし、企業、大学、関係団体等と連携したハイレベルなものづくり・科学講座等を開催するとともに、児童生徒の活躍を支援		
事業課題	参加応募者数が定員に達しない事業があった。		
今後の取組方針	講座のテーマについて、プログラミングなど児童生徒のニーズに合った内容をより多く取り入れるとともに、広報とよたを活用するなど、募集のPR方法を改善する。		
進捗状況	概ね予定通り	自己評価	A

出典：2023年度点検・評価報告書

(イ) 3年間の事業費決算額の推移 (単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1,890	1,050	808	

出典：教育政策課資料

(ウ) 令和6年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

主な内容	決算額
令和6年度 科学技術教育振興会負担金	808

出典：教育政策課資料

(エ) 令和6年度の当事業の主な取組

- ・科学技術教育振興会が主催して、複数の講座を開設した。
- ・科学技術教育振興会は、企業と教育委員会、関係団体で構成されており、昭和37年に設立された。令和6年度において会員団体は30社（団体）となっている。市は当事業の事務局を担当している。
- ・令和6年度は、次の講座が開催された。
 - a ドローンとプログラミング飛行講座
 - b AIの未来について学ぼう
 - c 中学生を対象とした科学クラブ（3講座開催予定だったが1講座は中止）
 - d 科学工作を行う講演会「科学・ものづくり達人大学」
 - e 科学工作クリエイターによる「ものづくりジョイントライブ」
 - f 超入門Python（パイソン）プログラミング講座
- ・市内の中学・高校の科学部等を対象として競技会「T-tic」、サイエンスショー・ワークショップの「サイエンスカーニバル」を実施した。
- ・講座の広報を「きずなネット」というメール配信サービスを使って行っている。

なお、令和6年度開催の講座ごとの開催場所、応募人数、参加人数は、**図表 4-8-3**のとおりである。

図表 4-8-3

講座名	開催場所	応募人数	参加人数
ドローンとプログラミング飛行講座	大豊工業（株）体育館	25人	12人
AIの未来について学ぼう	ものづくり創造拠点 SENTAN	23人	23人
中学生を対象とした科学クラブ（3講座開催予定だったが1講座は中止）	ものづくり創造拠点 SENTAN・国立豊田工業 高等専門学校	合計 16人	合計 16人

講座名	開催場所	応募人数	参加人数
科学工作を行う講演会「科学・ものづくり達人大学」	ものづくり創造拠点 SENTAN	26人	23人
科学工作クリエイターによる「ものづくりジョイントライブ」	ものづくり創造拠点 SENTAN	19人	15人
超入門 Python (パイソン) プログラミング講座	ものづくり創造拠点 SENTAN	9人	7人

イ 監査の結果及び意見

(ア) 講座の周知方法について (意見)

令和6年度に開催された講座は合計6つであったが、講座によって応募人数に差があり、定員に達しなかった講座は中止になっていた。中止になった講座は、定員16名に対し応募者2名で、うち1名から欠席の連絡があったため中止となったということであった。応募者が集まらなかった原因の1つに周知が不十分であったことが考えられることから、周知方法について検討が必要である。

また、事業課題にもあるとおり、中学校や高等学校の部活動の地域移行により、参加できる文化部が減少していることから、科学に興味を持つ生徒を発掘する必要があるということである。

令和6年度は講座の広報を「きずなネット」というメール配信サービスで行っていたが、科学分野に興味を持っていない生徒に対しての積極的な勧誘にはつながりにくいと考えられる。令和7年度からはInstagramを使った広報をしている。

現在の周知方法では、科学分野に興味を持っていない生徒に興味を持たせることが難しく、興味を持つような積極的な働きかけが必要であると考えられる。具体的には、理科及び物理担当の教員への個別の働きかけや、学び体験推進課で行っているその他の事業（小学校でのものづくりプログラムなど）で積極的な勧誘及び周知を行うなど、草の根の活動が必要な段階だと思われる。

また、「企業、大学、関係団体等と連携したハイレベルなものづくり・科学講座等を開催するとともに、児童生徒の活躍を支援」との事業目標は素晴らしいが、講座内容が中学生にしてはハイレベルな印象である。中学生が興味を持つ分野やテーマを増やすなどの工夫が必要だと思われる。具体的には、プログラミングの講座をゲーム開発に結び付けて

行うなど、より中学生の嗜好に寄せるような講座内容を検討することが求められると考える。

(イ) 講座開催場所が市内中心部に集中していることについて（意見）

令和6年度の講座開催場所が、設備の関係から市内中心部に限定されてしまう傾向があり、北部、中山間地の在住の生徒にとっては、講座開催場所へのアクセスが難しいという問題がある。

当事業は、科学技術をテーマとした事業であることから、市中心部へ出向くのが大変な地域の小中学生にも広く「ものづくり・科学」の楽しさを知ってもらう機会が必要である。

市は、全中学校区である28地区において交流館を設けている。そこで、市内中心部から遠方に当たる交流館を利用し、ものづくり講座を開催することで、「ものづくり・科学」に触れることができる機会を創出することを検討されたい。また、リモート講座の企画なども合わせて検討されたい。

(ウ) 市からの負担金額の検討（意見）

令和6年度の科学技術教育振興会の決算報告書によると、収入と支出の差は1,220,444円の収入超過であり、来期への繰入額（特別基金への繰入金）が560,550円、市への戻出金が659,894円となっている。

当事業を主催している科学技術振興会の収入の約2分の1が関係団体からの会費で賄われていること、また加入している関係団体が外部講師を務めた場合、講師料を辞退されることがあることから、収入と支出の差額が大きくなったものと考えられる。

しかし、市への戻出金は、事業で使われることなく戻ってきたお金であり、効果的かつ効率的な予算執行の観点からは好ましくない。そのため、今後、当事業の規模を維持するのであれば、市からの負担金額について減縮する方向で検討した方がよいと考える。

9 小・中学校

(1) 平成23年度包括外部監査の結果

市では、平成23年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

平成23年度の包括外部監査では、豊田市立小・中学校を監査対象とし、次のとおり36件の指摘又は意見がなされた。

ア 備品（17件）

件名	分類
備品の取得都度登録	指摘
備品台帳と現品の照合	指摘
備品台帳の適宜更新	指摘
使用頻度の低い備品の取扱い	意見
請求書への登録番号記入	意見
学校作成の台帳の適宜確認	意見
物品の年度一括登録	指摘
台帳の数量記載	指摘
備品の番号管理	指摘

件名	分類
備品廃棄手続	指摘
備品廃棄時の承認手続	指摘
備品照合の証跡	指摘
備品台帳のメンテナンス	意見
備品と現品の差異確認	意見
備品ラベルの貼付	指摘
備品の使用状況確認	意見
備品台帳の記載誤り	指摘

イ 学校徴収金（12件）

件名	分類
現金による徴収金の徴収	意見
徴収金の現金保管、一括管理	意見
P T A会費の通帳名義	意見
通帳と印鑑の一括保管	意見
P T Aの会計事務担当	意見
学年費精算方法のルール化	意見

件名	分類
徴収金の会計報告	意見
徴収金領収書の名義	指摘
修学旅行費精算方法のルール化	意見
学校徴収金取扱いのガイドライン整備	意見
徴収金受領時の領収書発行	指摘
徴収金の出納帳管理	意見

ウ 公文書（2件）

件名	分類
書類の保管	指摘

件名	分類
物品購入・修繕伺書の作成漏れ	指摘

エ 学校図書館（5件）

件名	分類
図書館例規の整備	意見
図書受入時の照合手続	意見
図書受入時の現品把握	意見

件名	分類
図書の発注・納品照合	意見
図書台帳の整備	意見

(2) 監査対象先の決定

(1) 平成23年度包括外部監査の結果に記載した36件の指摘又は意見に基づく措置等については、全て措置済又は決定済となっている。

措置等の状況を確認するため、当包括外部監査においても、市立小・中学校も監査対象とした。

なお、監査委員事務局が行う令和7年度の定期監査対象となっていない小・中学校から、無作為に6校を選定して、現地監査を実施した。

選定した小・中学校の概要は次のとおりである。

ア 童子山小学校

所在地：御幸町1-60

開校年月：明治20年5月

(ア) 施設の状況（令和6年5月1日現在）

校舎面積 (㎡)				体育館 (㎡)	
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
7,797	43	10	7,850	1,273	
プール	校地面積 (㎡)				内借用
	建物	運動場	その他	計	
25×5	13,124	10,798	3,289	27,211	1,586

出典：令和6年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況（令和6年5月1日現在）

1年		2年		3年		4年	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
3	103	3	103	3	106	3	96
5年		6年		特別支援学級		計	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
4	112	4	113	6	23	26	633

※各学年の児童数には特別支援学級の児童数も含む

教員数			職員数			
男	女	計	事務職員	栄養職員	公務手	計
9	29	38	2	0	0	2

出典：令和6年度豊田市の教育

イ 西広瀬小学校

所在地 : 西広瀬町清水 34

開校年月 : 明治 6 年 11 月

(ア) 施設の状況 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

校舎面積 (㎡)				体育館 (㎡)	
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
1,830	7	20	1,857	605	
プール	校地面積 (㎡)				
	建物	運動場	その他	計	内借用
25×4	1,961	5,010	585	7,556	

出典 : 令和 6 年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

1 年		2 年		3 年		4 年	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
1	11	1	17	1	14	1	12
5 年		6 年		特別支援学級		計	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
1	15	1	6	0	0	6	75

※各学年の児童数には特別支援学級の児童数も含む

教員数			職員数			
男	女	計	事務職員	栄養職員	公務手	計
5	5	10	1	0	0	1

出典 : 令和 6 年度豊田市の教育

ウ 飯野小学校

所在地 : 藤岡飯野町弥治前 1095

開校年月 : 明治 7 年 7 月

(ア) 施設の状況（令和6年5月1日現在）

校舎面積（㎡）				体育館（㎡）	
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
5,664	142		5,806	568	
プール	校地面積（㎡）				
	建物	運動場	その他	計	内借用
25×5	10,949	13,832	9,623	34,404	

出典：令和6年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況（令和6年5月1日現在）

1年		2年		3年		4年	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
1	26	1	22	1	34	2	40
5年		6年		特別支援学級		計	
クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数
2	42	1	30	2	5	10	194

※各学年の児童数には特別支援学級の児童数も含む

教員数			職員数			
男	女	計	事務職員	栄養職員	公務手	計
6	10	16	1	0	0	1

出典：令和6年度豊田市の教育

エ 上郷中学校

所在地：上郷町4-5-1

開校年月：昭和22年4月

(ア) 施設の状況（令和6年5月1日現在）

校舎面積（㎡）				体育館（㎡）	武道場（㎡）
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
7,051	570		7,621	1,232	326
プール	校地面積（㎡）				
	建物	運動場	その他	計	内借用
25×7	11,409	16,915		28,324	

出典：令和6年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況（令和6年5月1日現在）

1年		2年		3年		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	
5	163	6	188	6	184	
特別支援学級		計		教員数		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	男	女	計
4	7	21	535	23	9	32

※各学年の生徒数には特別支援学級の生徒数も含む

職員数				
事務職員	栄養職員	調理員	公務手	計
2	0	0	0	2

出典：令和6年度豊田市の教育

オ 益富中学校

所在地：志賀町浜居場 625

開校年月：昭和59年4月

(ア) 施設の状況（令和6年5月1日現在）

校舎面積 (㎡)				体育館 (㎡)	武道場 (㎡)
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
7,582	104	10	7,696	1,301	335
プール	校地面積 (㎡)				
	建物	運動場	その他	計	内借用
25×7	14,074	14,132	6,364	34,570	1,970

出典：令和6年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況（令和6年5月1日現在）

1年		2年		3年		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	
3	104	3	107	3	94	
特別支援学級		計		教員数		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	男	女	計
2	7	11	305	12	10	22

※各学年の生徒数には特別支援学級の生徒数も含む

職員数				
事務職員	栄養職員	調理員	公務手	計
2	0	0	0	2

出典：令和6年度豊田市の教育

カ 藤岡中学校

所在地：木瀬町稽古屋 1163-3

開校年月：昭和22年4月

(ア) 施設の状況（令和6年5月1日現在）

校舎面積（㎡）				体育館（㎡）	武道場（㎡）
鉄筋造	鉄骨造	木造	計		
6,736	453		7,189	1,260	829
プール	校地面積（㎡）				
	建物	運動場	その他	計	内借用
25×6	17,487	26,569	13,426	57,482	

出典：令和6年度豊田市の教育

(イ) 学校の状況（令和6年5月1日現在）

1年		2年		3年		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	
3	75	3	84	2	59	
特別支援学級		計		教員数		
クラス	生徒数	クラス	生徒数	男	女	計
2	8	10	218	9	10	19

※各学年の生徒数には特別支援学級の生徒数も含む

職員数				
事務職員	栄養職員	調理員	公務手	計
1	0	0	0	1

出典：令和6年度豊田市の教育

(3) 監査の結果及び意見

ア ネットバンキング

学校が保護者等から徴収する学年費、PTA費等の学校徴収金については、保護者等が負担するものであるが、管理・取扱いについて保護者が包括的に校長に信託しているものであることから公金に準じた取扱いとしている。

学校徴収金等に係る適正な事務を行うため、市では学校徴収金等ガイドラインを策定し、適正な事務執行を担保している。

物品購入における支払については、学校徴収金等ガイドラインにおいて**図表 4-9-1**のとおり規定されている。

図表 4-9-1

第2章 学校徴収金

8 支払いの方法

(3) 支払いは、現金又は口座振込により支払うものとする。

(4) 口座振込の場合は、原則ネットバンキングでの振込をすること。

図表 4-9-1の規定にのっとり、各学校において、ネットバンキングでの振込処理が行われているところである。

また、ネットバンキングによるパスワード管理については、学校徴収金等ガイドラインに**図表 4-9-2**のとおり規定されている。

図表 4-9-2

第2章 学校徴収金

10 現金及び預金通帳等の管理

(2) 預金通帳等の管理

エ ネットバンキングでの振込処理の際に使用するパスワード生成機や確認用パスワード等（利用金融機関によって異なる）は管理職等が適正に管理すること。

監査対象とした小中学校6校について、学校徴収金に係る事務手順の手順、ネットバンキングの各種設定を実地確認及び質問により、**図表 4-9-3**に整理した。

図表 4-9-3

確認対象校	童子山小学校	西広瀬小学校	飯野小学校
振込を行う際の手順	<p>(令和6年度) 支出伺書の作成 ↓ 支出伺書の回覧・承認 ↓ 総合振込データ作成し、紙媒体で打ち出し確認・承認 校長又は教頭が振込を実行する。両方が不在のときは事務職員が振込を実行</p> <p>(令和7年度) 支出伺書の作成・総合振込データ作成、紙媒体で打ち出し (振込日にゆとりをもって作成する) ↓ 支出伺書・総合振込データの回覧・承認 ↓ 校長又は教頭が振込を実行する。両方が不在のときは事務職員が振込を実行</p>	<p>支出伺書の作成 ↓ 支出伺書の回覧・承認 ↓ 事務職員が各業者へサイトから振込処理を実行</p>	<p>支出伺書の作成 ↓ 支出伺書の回覧・承認 ↓ 総合振込データ作成 ↓ 校長(不在時には教頭)とパソコン画面前で支出伺書の読み合わせを行い、パスワードを知っている校長又は教頭が振込を承認する</p>
トークン保管(トークンがある場合)		トークンは、事務職員が鍵付きのデスクで保管している	
パスワード管理	振込に必要なパスワードは校長・教頭・事務職員のみが知っている	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットのサイトへのログインパスワードは事務職員以外は知らない ・パスワードは初回申し込み時のものを継続して使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・振込時に必要なパスワードは、校長と教頭と学校事務職員以外は知らない ・パスワードは、6か月ごとに変更している
1日の振込額の上限定	上限設定あり	上限設定あり	上限設定なし

確認対象校	上郷中学校	益富中学校	藤岡中学校
振込を行う際の手順	<p>支出伺いの作成 ↓ 総合振込データ作成 (PDF) ↓ 支出伺いに添付・決裁 ↓ 校長（不在時は教頭）と事務職員（又は会計担当者）が支出伺いの読み合わせを行い、校長がネットバンキングを承認 承認作業を確認後、事務職員が支出伺いにある承認済み欄にチェックを入れ、担当者へ返却する</p>	<p>支出伺いの作成 ↓ 支出伺いの回覧、承認 ↓ 事務職員がワンタイムパスワードを使用して振込操作</p>	<p>支出伺書の作成 ↓ 支出伺書の回覧・承認 ↓ 総合振込データ作成 ↓ 校長（不在時には教頭）と支出伺書の読み合わせを行い、パスワードを知っている事務職員が振込を実行する</p>
トークン保管（トークンがある場合）		事務職員が鍵付きデスクで保管している	
パスワード管理	<ul style="list-style-type: none"> ・振込時に必要なパスワードは校長・教頭・事務職員の3名以外知らない ・承認パスワードは年度初めに校長と変更を相談し決定している 	振込時はワンタイムパスワードのみ使用	<ul style="list-style-type: none"> ・振込時に必要なパスワードは、事務職員以外は知らない ・振込時に必要なパスワードの保管場所は、事務職員と管理職以外は知らない ・パスワードは、おおよそ6か月ごとに変更している
1日の振込額の上限定	上限設定なし	上限設定あり	上限設定あり

(ア) ネットバンキングの払込みを行う際の手順について（意見）

図表 4-9-3 のとおり、払込みを行う際の手順については各校ばらつきがある。校長又は教頭が振込を実行する学校もあれば、校長と事務職員で支出伺書の読み合わせを行い事務職員が振込を実行する学校、事務職員が支出伺書に基づいて上長との読み合わせを実施せずに振込を実行している学校もあった。

学校徴収金等ガイドラインでは、「第2章 学校徴収金 8 支払いの方法」に手順を記載しているが、払込時の具体的な手順について明記されていない。

また、利用している金融機関によっては、メールアドレス1つについてアカウントを1つしか取得できない事案があった。1校につき1アドレスのみを付与されている現状の運用では、総合振込データの作成者と承認者を別アカウントで設定できないケースが散見された。

1つのメールアドレスで複数アカウントを設定できる金融機関を利用している学校においても複数アカウントでの運用は行われていない。

かかる運用では、不正な資金流用を防止することができないため、承認権限のアカウントを別に取得し、総合振込データの作成者と承認者を明確に分離する等の対策を検討されたい。

(イ) 払込みにおける規定の整備について（指摘）

(ア) ネットバンキングの払込みを行う際の手順について（意見）のとおり、総合振込データの作成者と承認者を明確に分離できていない学校があることは、不正な資金流用のリスクを高めることになり問題といえる。また、総合振込データの作成者と承認者を分離する旨の規定もない状態である。

不正な資産流用等のリスクを少しでも下げるため、学校徴収金等ガイドラインに総合振込データの作成者と承認者を分離する旨を記載するよう改善されたい。

(ウ) 1日の振込額の上限設定について（指摘）

図表 4-9-3 のとおり、1日の振込額の上限設定については上限設定を実施している学校もあれば、上限設定を実施していない学校もあり運用にばらつきがある。

1日当たり振込限度額の設定については学校の運用に委ねられているが、不正な資産流用を防止するため、1日当たり振込限度額の設定は実施しなければならない事項であると考えられる。現状の学校徴収金等ガイドラインに1日の振込限度額の上限設定をする旨の規定がないことは、不正な資産流用のリスクを高めることになり問題である。

よって、学校徴収金等ガイドラインに、1日の振込限度額の上限設定をする旨を規定として追加するよう改善されたい。

イ サッカーゴールの管理

市は、学校備品（以下「備品」という。）の管理について、「学校事務手引<令和7年度>」（以下「学校事務手引」という。）において整備している。

学校事務手引において、備品の定義及びデータ入力要領を**図表 4-9-4**のとおり規定している。

図表 4-9-4

第7章 経理に関するもの
第2節 施設・設備・備品の管理
4 学校備品
（1） 備品定義
備品とは、一度の使用によって直ちにその品質や形状を変えることなく、比較的長期間に渡って使用し、かつ保存できる物品をいう。
基本となる備品は、備品基準表（校務支援システム掲載）で確認する。
（中略）
（5） 備品台帳への登録
備品を取得したときには、速やかに登録事務を行わなければならない。登録事務は「備品台帳システムへのデータ入力」と「備品ラベルの貼付」である。
ア データ入力要領
データの輸入は、取得購入単価税込5万円以上のものとする。ただし、高さ1.5m以上の備品（転倒防止対策実施後）については金額にかかわらず入力すること。
また、学校づくり推進課が特別に指示した場合についても入力すること。（中略）
イ 転倒防止対策
高さが1.5m以上となるものは、購入時に転倒防止対策が必要。備品データ入力では、「型番・規格」に高さ〇mと入力、「登録者」に転倒防止の実施内容（「転倒防止 R 1.4.30（L字金具で固定）等」）を入力する。

なお、学校備品の管理については、学校づくり推進課が所管している。

図表 4-9-4の規定を踏まえて、監査対象とした小中学校6校について、高さが1.5m超あり転倒防止対策が必要となるサッカーゴールの備品登録状況を実地確認及び質問により検証した。

確認結果は、**図表 4-9-5**のとおりである。

図表 4-9-5

学校	サッカーゴールの有無	学校備品登録の有無	学校備品登録がないゴールの管理について
益富中学校	あり	なし	学校創立時（昭和 59 年）からある。工作物として設置したため備品登録していない可能性あり（経緯を追うことは困難）。学校開放で購入したスポーツ振興課所管の備品ではない。
西広瀬小学校	なし		
上郷中学校	あり	あり	
童子山小学校	あり	あり	
飯野小学校	あり	なし	学校開放で購入したためスポーツ振興課所管の備品として登録
藤岡中学校	あり	1台は学校備品として登録 1台は学校備品としての登録なし	学校備品としての登録のないゴールは、学校開放で購入したためスポーツ振興課所管の備品として登録

サッカーゴールがあるにもかかわらず、学校備品として登録されていない事案が3校あった。

取得年月日が古く経緯を把握できなかった1校を除くと、図表 4-9-6 の区分でサッカーゴールは登録管理されている。

図表 4-9-6

使用目的	登録状況	所管課
学校教育	学校備品として登録	学校づくり推進課
学校開放	学校備品としての登録はなし 豊田市物品管理規則に則った備品登録	スポーツ振興課

市では教育委員会の権限に属する事務の補助執行について、「豊田市事務の委任及び補助執行に関する協議書」にて図表 4-9-7 のとおり定めている。

図表 4-9-7

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)
第2条 教育委員会は、市長の補助機関である職員等のうち、(中略)生涯活躍部に属する職員に対して別表7に掲げる事務を(中略)補助執行させるものとする。
別表7(第2条関係)
(中略) (3) 学校開放に関すること。

前述のとおり、「学校開放に関すること」については、事務の補助執行がなされており、学校開放について使用する備品の所管課はスポーツ振興課としている。

(ア) 転倒防止対策について(指摘)

前述のとおり、学校事務手引においては、高さが1.5m以上となる備品について購入時に転倒防止対策を講じるよう規定している。

当該規定は、学校教育で使用される学校備品を管理するものであり、学校開放で使用される備品については転倒防止対策を講じる規定はない。

転倒防止対策は、児童生徒の安全確保のため必要な措置であり、所管課が異なることで安全対策に差異が生じていることは問題である。

よって、学校開放で使用されている備品を再度確認し、サッカーゴールのほかに転倒防止対策が必要となる備品がないか確認すること、学校開放で使用する備品で高さ1.5m超のものについては転倒防止対策が必要である旨を規定すること等の措置を早急を実施されたい。

(イ) 所管課の整理について(意見)

前述のとおり、サッカーゴールの登録管理は目的(学校教育・学校開放)により所管課が異なっている。

市では、令和8年9月から部活動を「とよた地域クラブ活動」に移行する予定である。学校が運営していた部活動が、地域学校共働本部が運営するクラブ活動に移行するため、クラブ活動のみで使用する備品をどこが所管するかといった整理が必要となる。

児童生徒の安全を維持することを一義として、所管課の整理、安全対

策の統一といった点を念頭に検討を進められたい。

ウ 備品管理

(ア) 備品台帳システムの登録誤りについて（指摘）

学校事務手引によれば、備品管理の意義について図表 4-9-8 のとおり規定している。

図表 4-9-8

第7章 経理に関するもの
第2節 施設・設備・備品の管理
4 学校備品
(2) 備品管理の意義
備品は常に良好な状態に保ち、いつでも誰でも使用できるように整備し、教育活動に効率的に活用されなければならない。そのためには、保有備品の品名、数量、保管場所等が常に的確に把握されていることが必要である。

ここで、備品台帳システムと現物の照合を実施した。その結果、誤った登録となっている備品を3点検出した。

保有備品については品名、数量、保管場所等が常に的確に把握されていなければならない。よって、当該備品の保管場所の登録を修正するよう改善されたい。

a 保管場所について誤った登録となっているもの

(a) 童子山小学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
11071	14	物品棚	2000/1/1	3年資料室

当該物品棚は3年資料室ではなく、4年資料室で使用されていた。

(b) 藤岡中学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
51042	1	デジタルビデオカメラ	2000/1/1	玄関

当該備品は、現地確認した際には玄関ではなく、所在不明のため調査を依頼した。調査の結果、小会議室に保管されていることが判明した。

b 取得日について誤った登録となっているもの

(a) 童子山小学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
1103	1	更衣ロッカー1人用	2026/3/7	保健室

往査日（令和7年8月20日）までに台帳修正を行い、現在は正しい取得日の「2024/3/7」になっているが、当該誤りは台帳登録時、あるいは年に一度の備品台帳システムの点検において、発見して修正可能であったと考えられる。

(イ) 使用可能性がない備品について（意見）

備品台帳システムと現物の照合を実施した結果、長期間にわたって使用されていないと思われる備品又は今後使用される見込みのない備品が4点検出された。

盗難や私的利用といった資産が流用する不正リスクを回避する観点から、使用可能性がない又は使用できない備品については廃棄する方向性で検討されたい。

a 長期間にわたって使用されないと思われる備品

(a) 西広瀬小学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
21046	1	DVD プレーヤー	2000/1/1	放送室

当該 DVD プレーヤーのほかに、備品登録されていない（購入金額が少額のため備品登録が不要なもの）DVD プレーヤー3台の計4台のDVD プレーヤーが長期間使用されていない状態となっている。

(b) 益富中学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
61070	1	電気冷蔵庫	1984/3/31	家庭科準備室

当該電気冷蔵庫については現在使用しておらず、隣に設置されている新しい冷蔵庫を使用している状態である。

b 今後使用される見込みのない備品

(a) 益富中学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
71079	1	電気定温乾燥機	1984/3/31	理科室

当該電気定温乾燥機については現在使用しておらず、新しい器具乾燥機を令和6年度に購入し使用している。

(b) 藤岡中学校

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
11061	3	万能掃除機（真空式）	1997/3/15	美術室

当該万能掃除機については現在使用しておらず、今後の使用見込みもない。

(ウ) 備品ラベルの貼付について（指摘）

上郷中学校内の備品について、備品台帳システムと現物の照合を実施した。その結果、備品ラベルの貼付のない備品が検出された。

備品番号	枝番	品名	取得日	保管場所
11053	1	チェーンソー	2011/3/23	陶芸室

なお、学校事務手引は、備品ラベルの貼付について、**図表 4-9-9** のとおり規定している。

図表 4-9-9

第7章 経理に関するもの
第2節 施設・設備・備品の管理
4 学校備品
(5) 備品台帳への登録
ウ 備品ラベルの貼付
(ア) ラベルは備品の表面か、見やすいところに貼付する。

学校事務手引において、備品ラベルの貼付が求められている。備品ラベルは適切な資産管理を行う上で、必要なものであることから、早急に備品ラベルを貼付されるよう改善されたい。

エ 安全点検表について（意見）

市は、施設の安全点検について、学校事務手引の第7章経理に関するもの第2節施設・設備・備品の管理で、**図表 4-9-10**のとおり規定している。

図表 4-9-10

3 施設の安全点検及び設備の保守点検

(1) 施設の安全点検について

ア 毎月定期的に点検を実施し、不備がないように努める。点検結果表については、各学校で保管する。

イ 不備のあった場合については、早急に修繕等の対応をすること。

施設の安全点検の実施状況について、現地往査にて確認した結果、次の事案が検出された。

なお、点検に用いる点検結果表は、各校が独自で作成しており、「安全点検表」、「点検記録簿」と書類名称にばらつきがある。以下の監査結果では、「安全点検表」に統一して意見を記載する。

各校で検出された問題点については、次の（ア）～（エ）のとおりである。

（ア）西広瀬小学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、不備事項について状況に応じて見積書等を入手しているが、安全点検表のファイルに綴られておらず、別ファイルにて保管されている事案があった。

年度ごとに交代していく担当点検者に情報が伝わらず、安全対応が遅れるリスクがあるため、見積書等については安全点検表と一緒に綴り、情報の一元化により安全対応の漏れが生じないよう対応を検討されたい。

また、安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

（イ）上郷中学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄が設けられていなかった。

安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中だけで情報が保有されてしまうリスクがあるため、安全点検の実効性を

担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

(ウ) 益富中学校

益富中学校において安全点検を実施する際には、安全点検表を用いて「ロッカーや戸棚は倒れやすくなっていないか」、「戸や窓に破損はないか」といった点検項目について毎月チェックを行い、不良があれば状況を記載し対応を記録している。

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、配膳室の床の損傷について4月から3月までの全ての月で状況不良を示す「×」が記載されている事案を検出した。当該事案については、「×」が付されているのみで処置を先送りとする理由、具体的な対応時期についての言及はなかった。

関係者に確認したところ、人身への危険はなく緊急性を要する事案ではないという判断から処置を先送りにしている旨の説明を受けた。

学校事務手引の第7章経理に関するもの第2節施設・設備・備品の管理では、不備のあった場合には、早急に修繕等の対応をすることとなっている。

一方で、学校に与えられた予算には限りがあることから、優先順位を明確にして順次対応していくといった実務が行われている。

事情については理解するが、安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中でだけの情報共有がなされている場合、関与教員の異動により対処すべき事案の情報が引き継がれないリスクがある。

安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

(エ) 藤岡中学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、教室において令和7年2月「黒板前床へこみ」、令和7年3月「廊下側の窓が動かない」といった不備の記載があった。

対応状況を確認したところ、令和7年2月「黒板前床へこみ」については安全面での問題がないため経過観察とし、令和7年3月「廊下側の窓が動かない」については同月中に修理対応を実施している。

当該事案については、不具合の状況が記載されているのみで処置を先送りとする理由、具体的な対応時期についての言及はなかった。

(ウ) 益富中学校のとおり、学校事務手引によれば、不備のあった場

合には、早急に修繕等の対応をすることとなっている。

安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中でだけの情報共有がなされている場合、関与教員の異動により対処すべき事案の情報が引き継がれないリスクがある。特に今回の事案のように年度末での不具合の場合、年度初めには異なる教員が点検者となり前年度の情報を認識していないリスクがある。

安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

(オ) 規定の追加について

安全点検表の作成については学校に運用が委ねられている。そのため、各校の記載様式や内容にはばらつきがある。

各校の設備状況により注意を払うべき点は異なるため、統一的な記載様式を求める必要はないが、(ア)～(エ)のとおり、安全上の問題点と対応策、対応予定時期が安全点検表に記載されていない学校が散見されたことは問題である。

一例ではあるが、学校事務手引の前述の規定に、「検出した不備については、処置に対する判断及び対応方針を記録すること」といった内容を明記することを検討されたい。

オ 理科薬品の管理

市は、理科薬品の管理についても、学校事務手引において整備している。学校事務手引によれば、理科の授業等で使用する薬品のうち、毒物・劇物・危険物に該当するものは薬品管理台帳に、それ以外のは一般薬品一覧表に登録して管理する。理科薬品は使用の都度、速やかに各台帳に必要事項を記入するとともに、年度当初、毎月末及び年度末には現物照合を行い、月別薬品管理台帳点検表に押印する。管理方法の詳細については、別に定める「理科薬品の管理マニュアル」に従い、適正な管理に努めることとされている。

ここで、理科薬品の保管状況を確認するとともに、薬品管理台帳及び一般薬品一覧表と現物の照合を実施した。

(ア) 使用頻度の低い亜鉛の保有について（指摘）

西広瀬小学校及び飯野小学校においては、亜鉛を保有している。

西広瀬小学校にて、確認したところ、使用実績は直近ではないということである。また、飯野小学校にて、薬品管理台帳を確認したところ、

購入年月日が 2005 年にもかかわらず未開封の亜鉛が存在した。

小学校における亜鉛の使用頻度は低いことから、廃棄をするか、使用が想定される他の学校へ移動するといった措置を検討されたい。

(イ) 亜鉛の分類について（指摘）

飯野小学校及び藤岡中学校では、亜鉛（粒状）について、危険物として分類され管理されているが、粒状の亜鉛は一般薬品に分類される。

安全管理上、適切な分類を行うことで危険を防止することが重要であることから、管理台帳の修正及び保管方法を変更するよう改善されたい。

(ウ) 薬品保管庫の鍵の管理について（指摘）

薬品保管庫の鍵を、**図表 4-9-11** のとおり保管している中学校があった。

図表 4-9-11

上郷中学校	理科準備室内の引出しにナンバーロック付のボックス
益富中学校	理科準備室内の施錠のない箱
藤岡中学校	職員室内の理科教員の机の引き出し

通常の商品以上に危険性の高い劇物・危険物の保管庫であることから、職員室などの別の場所で管理するとともに、上長の許可の下で鍵を持ち出す管理に変更し、盗難、紛失等のリスクに備えるよう改善されたい。

(エ) 管理台帳の記載について（指摘）

「理科薬品の管理マニュアル」において、毒物・劇物・危険物については「薬品管理台帳」、その他の薬品については「一般薬品一覧表」にて管理するよう明記されている。

上郷中学校では、塩化アンモニウム、水酸化カルシウムといった一般薬品が、毒物・劇物・危険物を管理する「薬品管理台帳」で管理されていた。

毒物・劇物・危険物と一般薬品は、廃棄方法も異なっており、今後の事務処理に混乱をきたすおそれがある。よって、「一般薬品一覧表」において管理するよう改善されたい。

(オ) 廃棄年月日が不明の一般薬品について（意見）

「一般薬品一覧表」を閲覧したところ、上郷中学校において、廃棄年月日が「不明」となっている薬品が5点検出された。

担当教員にヒアリングを実施したところ、複数ある薬品について容器の移し替えを行うケースがあり、その際に適切な受払管理がなされていなかった可能性があるということである。

かかる管理では、不正な持ち出し等があっても気付かないことから、一般薬品における廃棄年月日の記載漏れがないよう対応をされたい。

(カ) 危険物の保管について（指摘）

危険物の保管については、「理科薬品の管理マニュアル」において、**図表 4-9-12** の危険物の類型によって接触、混合、共存を避け保管することを規定している。

図表 4-9-12

	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	水	空気	衝撃 摩擦	火災 高温
第一類		×	×	×	×	×	アルカリ金属の酸化物 ×	湿気 ×	×	×
第二類			×	○	○	×	金属粉、マグネシウム ×	湿気 ×	×	×
第三類				○	×	×	禁水性 ×	×	×	×
第四類					○	○				×
第五類									×	×
第六類							×	×		×

適切な管理には、薬物管理台帳において危険物が第何類に該当するかを明記しておくことが必要となるが、益富中学校では**図表 4-9-13** のとおり、また、藤岡中学校では大多数の危険物について、第何類かの明記がなされていなかった。

図表 4-9-13

薬品名	薬品コード
フェノールフタレイン溶液	20180511-1/1
鉄粉#300	20200228-1/1
鉄粉#300	20230516-1/1
硝酸カリウム	20221122-1/1

燃焼・引火等の危険を防止するため、速やかに第何類かを明記し、組合せを確認した上で保管するよう改善されたい。

カ 学校徴収金

(ア) 生徒会会計の金銭出納簿の記載誤りについて（指摘）

上郷中学校の生徒会会計の「金銭出納簿」について預金通帳と照合したところ、令和7年3月31日のトイレ用のれん代の支出額について、預金通帳に3,864円と記載されているにもかかわらず、金銭出納簿は3,862円と2円相違していた。

生徒会会計の会計報告では、当該支出を3,864円で集計しており、保護者に対して正しく報告されてはいたが、金銭出納簿は会計報告の基礎となる帳簿であることから、正しく作成すべきである。

(イ) 学校徴収金の公会計化の検討について（意見）

国は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）を公表し、図表 4-9-14 のとおり、学校徴収金の徴収・管理は基本的には学校以外が担う業務として分類している。

図表 4-9-14

学校・教師が担う業務に係る3分類		
<p>○ 教師が教師でなければならない業務に集中し、教育の質を向上させていくとの観点から、これまで学校・教師が担ってきた業務の仕分けが必要です。このため、平成31年中教審答申ではいわゆる「3分類」を整理。</p> <p>○ 業務の優先順位を踏まえた精選・見直しや、学校と保護者・地域住民との役割分担の見直しが求められている。</p>		
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧活動(部活動指導員等)</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

出典：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

そして、文部科学省は平成7年4月30日に「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」の通知文書を発出し、各地方公共団体に対して、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討し、必要な取組を一層推進することを求めている。

現状、市においては、一部の小中学校では、修学旅行費について、学校を經由せずに保護者と業者等の中で直接支払を行う方法を採用している事例もあるが、「学校徴収金等ガイドライン」に基づき、各小中学校で学校徴収金の徴収事務を行っている。

前述の通知文書の別添資料では、図表 4-9-15 のとおり学校・教師の業務負担の軽減の効果が見込まれるとされており、学校徴収金の公会計化を検討されたい。

図表 4-9-15

学校徴収金の公会計化によって見込まれる効果について		文部科学省
<p>学校徴収金の公会計化とは</p> <p>学校徴収金を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。それに加えて、学校・教師の業務負担の軽減等の観点から、学校徴収金の徴収・管理を地方公共団体の業務として行うことも重要である。</p>		
<p>見込まれる効果</p> <p>① 学校・教師の業務負担の軽減 →督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。</p> <p>② 保護者の利便性の向上 →納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）</p> <p>③ 徴収・管理業務の効率化 →一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。</p> <p>④ 透明性の向上、不正の防止 →経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。</p> <p>⑤ 公平性の確保 →効果的な徴収により、滞納が減少する。</p>		
	別添 2	

出典：「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」別添 2（令和 7 年 4 月 30 日 文部科学省初等中等教育局財務課長）